

第三次滋賀県環境総合計画

滋 賀 県

今がまさに持続可能な滋賀社会に向かう転換の時！

～「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として～

琵琶湖は、約 400 万年の歴史を持つ世界有数の古代湖であり、その長い歴史の中で、生物は独特の進化を遂げ、60 種類以上もの固有種を育んできました。そして、その周辺で人の暮らしがはじまって以来、人と自然が共生しながら育んできた生命（いのち）と文化、優れた景観は、今もこの地に豊かに息づいています。

しかし今、地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球規模での環境の危機が顕在化し、いずれ終焉を迎えると言われていた化石燃料に依存した文明の行く末は、私たち滋賀県民にとっても、決して「遠い世界」の話ではありません。

子や孫の世代が幸せや豊かさを実感しながらこの滋賀に安心して暮らしていくためには、まさに今、人と自然との関係を見つめ直し、未来を可能にする社会（持続可能な社会）へ転換していかなければなりません。

このような転換期において、今回改定しました滋賀県環境総合計画（第三次滋賀県環境総合計画）では、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」という長期目標を掲げ、それに基づく施策の方向を示しました。

この先、2030 年までの長期目標を達成していくためには、私たちの暮らしそのものを変えろという、たいへん大きな課題に立ち向かって行かなければなりません。しかし、滋賀県には琵琶湖の水質保全の歴史と、それにより培った県民や事業者の皆さんの高い環境意識があり、それゆえに、私はこの二つの目標を実現していけると確信しています。

また、この計画にも位置づけられている低炭素社会の実現に向けた取り組みには、新たな雇用創出、新たなビジネスチャンスにつながる大きな可能性があり、滋賀県にとっても 2030 年を見据えた成長戦略の主要な柱となるものです。

環境と経済の両立を果たし、持続可能な滋賀社会を実現するため、県民、事業者の皆さんとともに、将来を見据え、着実に、力強く取り組んでいきたいと思っております。

平成 21 年（2009 年）12 月

滋賀県知事

嘉田由紀子

第三次滋賀県環境総合計画

目 次

はじめに	1
1 滋賀県環境総合計画の改定の経緯	2
2 計画の性格と役割	3
3 計画期間	3
第1章 滋賀の環境の現状と課題	5
1 社会的背景	6
(1) 人口減少・高齢化の進行	6
(2) 産業・経済の動向	7
(3) 地球的規模の環境問題の深刻化	8
(4) 県民・事業者の環境意識と行動	10
2 滋賀の環境の現状・課題	13
(1) 県の概況	13
(2) 地球温暖化	13
(3) 自然環境	17
(4) 水・土壌環境	19
(5) 大気・化学物質・その他の快適環境	22
(6) 廃棄物・資源循環	23
第2章 長期的な目標	25
1 目指すべき将来の姿	26
2 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標	27
(1) 目標の考え方	27
(2) 長期的な目標（この計画の目標）	27
(3) 長期的な目標に向けた計画期間内の取組	29
3 施策展開の基本的な視点	30
(1) 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点	30
(2) 県民、事業者、市町などとの連携による施策の推進の視点	30

第3章 施策の方向	33
第1節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て	34
第2節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり	36
第3節 各分野別の環境施策の推進	40
1 地球温暖化対策	40
2 自然環境	43
3 景観・歴史的環境	47
4 水・土壌環境	49
5 大気・化学物質・その他の快適環境	52
6 廃棄物・資源循環	54
第4章 重点プロジェクト	57
1 低炭素社会の実現	58
2 琵琶湖環境の再生	58
① 「みるエコおうみ」プロジェクト	59
② 「しが炭素基金」プロジェクト	60
③ 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト	61
④ 「県産木材の利用促進」プロジェクト	63
⑤ 「持続可能な交通システム」プロジェクト	65
⑥ 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト	67
⑦ 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト	68
⑧ 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト	69
⑨ 「水環境の保全」プロジェクト	70
第5章 計画の円滑な推進	71
1 関係諸計画への確実な位置付け	72
2 計画の進行管理・見直し	72
3 環境への配慮のための指針	72
附帯決議	73
(資料編)	(75 ~ 89)
(参考資料)	(91 ~ 103)

はじめに

1 滋賀県環境総合計画の改定の経緯

県では、「滋賀県環境基本条例（平成8年（1996年）3月制定）」に基づき、県の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年（1997年）9月に「滋賀県環境総合計画」を策定しました。

その後、「循環型社会形成推進基本法（平成12年（2000年）6月）」や「琵琶湖総合保全整備計画（平成12年（2000年）3月）」（以下、「マザーレイク21計画」という。）など新たに定められた法令や計画および社会情勢の変化を踏まえて同計画を改定し、平成16年（2004年）3月に「新滋賀県環境総合計画」を策定しました。

「新滋賀県環境総合計画」では、「持続可能な発展をする社会の構築」を長期的な目標とし、暮らしや事業活動の中で、だれもが自然に環境改善に取り組むことができる社会（環境を内部化した社会）を目指すことを基本に施策の展開方向を示しました。また、同計画は目標年度を平成22年度としておりますが、基本施策などの展開方向は平成15年度（2003年度）から平成19年度（2007年度）までとし、おおむね5年後に社会経済情勢に応じて見直すこととしました。

同計画の下での施策の展開や県民・事業者などによる取組の結果、暮らしや事業活動に伴う環境負荷の低減には一定の進展がありました。例えば、琵琶湖へ流入する汚濁負荷量が着実に削減されたほか、資源化されない産業廃棄物量が大幅に削減されたり、県民の買い物袋持参率や事業所のISO14001認証取得率が上昇したことなどの成果がみられます。

一方で、より表面化・顕在化してきた環境課題も少なくありません。特に地球温暖化、資源の枯渇や生物多様性の喪失など、地球規模での危機感が高まっています。

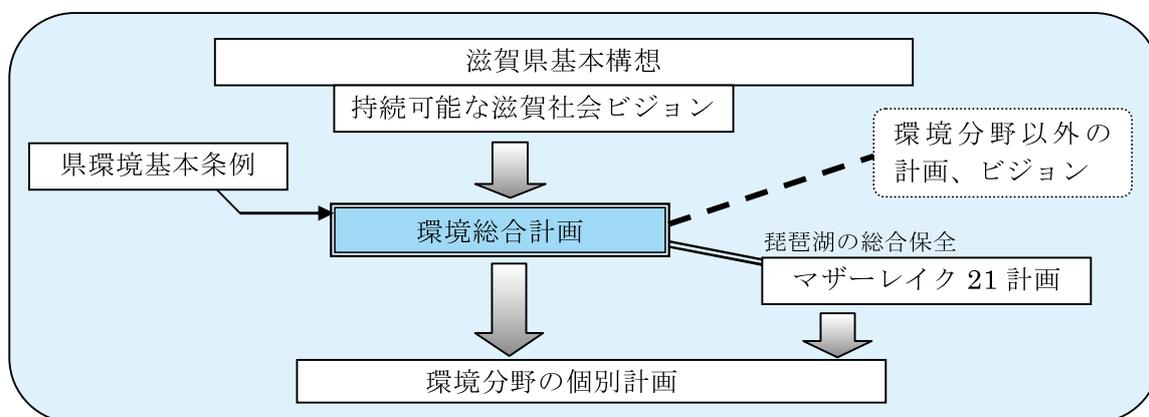
また、琵琶湖における底層部の低酸素化、水草の大量繁茂、外来動植物の侵入、有害鳥獣による被害、産業廃棄物や土壌地下水汚染など地域固有の課題も深刻となっています。

こうした様々な環境課題に対応し、滋賀県が持続的に発展していくための指針として、平成20年（2008年）3月に「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定しました。

持続可能な滋賀社会ビジョンでは2030年（平成42年）の目指すべき社会像と、その実現に向けての長期目標や対策・施策の基本方向などを示していますが、これらを環境に関わる諸計画や施策に確実に反映させるため、「新滋賀県環境総合計画」を改定しました。

2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、「滋賀県環境基本条例」第12条に基づき策定する県の環境行政の基本計画であり、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向などの重要事項を定めるものです。
- (2) 同条例第13条では、県は施策の策定および実施に当たって環境総合計画との整合に努めるものとされており、また環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとされています。
- (3) この計画は、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、マザーレイク21計画とも整合を図りながら策定しました。このため本計画は環境に関する個別計画等の指針として活用を図ります。
- (4) この計画で対象とする環境とは、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および風景）および地球環境とします。



3 計画期間

この計画の計画期間は、平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）までの5年間とします。

なお、「滋賀県基本構想」および「持続可能な滋賀社会ビジョン」で示された目指すべき将来（平成42年（2030年））の姿の実現に向けて、長期的な目標とこれに基づく平成25年度（2013年度）までの施策の基本方向を示します。

	平成19年度 2007年度	平成20年度 2008年度	平成21年度 2009年度	平成22年度 2010年度	平成23年度 2011年度	平成24年度 2012年度	平成25年度 2013年度	平成32年度 2020年度	平成42年度 2030年度
滋賀県基本構想	現状							将来の姿と現状の隔たり	将来の姿
持続可能な滋賀社会ビジョン									目指すべき社会像
第三次滋賀県環境総合計画									長期目標
マザーレイク21計画									2050年頃のあるべき姿

Additional annotations in the diagram:
 - A box asks: 「将来の姿を実現するのに、何をすべきか？ どのように役割分担していくのか？」 (What should we do to realize the future vision? How should we divide roles?).
 - A box notes: 「中期的な県政の基本方向 戦略プログラム」 (Medium-term basic direction of county administration strategy program).
 - A box notes: 「目指すべき将来の姿を踏まえつつ、H21～H25年度の施策の方向を示す。」 (Based on the target future vision, showing the direction of measures for H21~H25).
 - A box notes: 「施策の方向」 (Direction of measures).
 - A box notes: 「第1期計画」 (Phase 1 plan) and 「第2期計画(今後策定予定)」 (Phase 2 plan (to be determined in the future)).

第1章

滋賀の環境の現状と課題

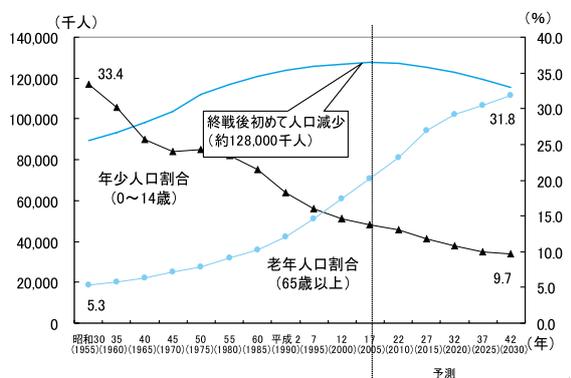
第1章では、今後の環境施策を実施する上で、前提となる滋賀の環境の現状と課題を把握します。具体的には、環境施策を考える上で踏まえるべき社会的背景を整理した上で、滋賀県の環境の現状と施策につながる課題を分野別に示します。

1 社会的背景

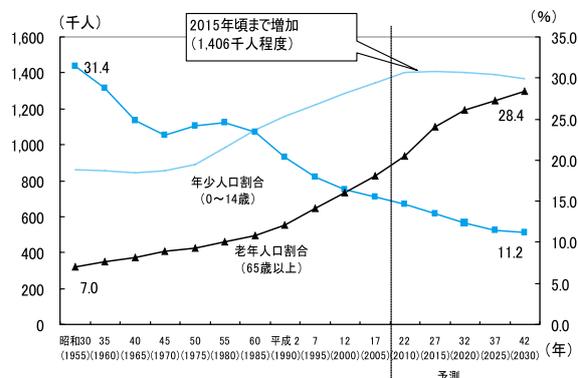
(1) 人口減少・高齢化の進行

- 我が国の人口は平成17年（2005年）に減少局面を迎え、平成27年（2015年）には、1億2,543万人、平成42年（2030年）には1億1,522万人と減少を続け、平成58年（2046年）には1億人を割り込む推計となっています。また、老年人口割合は上昇を続け、平成42年（2030年）には約3人に1人が65歳以上となることが見込まれています。（図1-（1）-1）
- 県の人口は、湖南地域を中心とした人口流入により、今後も当面増加を続けますが、平成27年（2015年）前後をピークに減少に転じ、平成42年（2030年）には136.8万人になると予測されています。老年人口割合については、我が国全体の中では比較的上昇幅は小さいものの、平成27年（2015年）には約4人に1人が65歳以上となるなど、高齢化の進行が予測されています。（図1-（1）-2）
- 県の世帯数は人口が減少に転じる平成27年（2015年）頃以降も増加を続け、平成37年（2025年）には、約55万世帯とすることが予測されています。また今後、単独世帯が最も多くなることが予測され、平成37年（2025年）には約16万世帯と、全体の約3割を占めることが見込まれています。（図1-（1）-3）
また、高齢世帯（世帯主が65歳以上の世帯）についても、平成37年（2025年）には約17万世帯となり、全体の約3割を占めるなど、単独世帯、高齢世帯の増加が見込まれています。

【図1-（1）-1 我が国の人口の推移と将来推計】

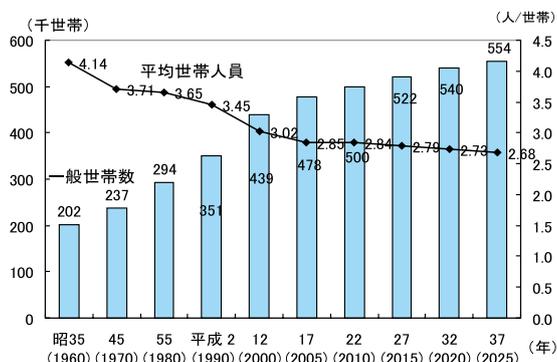


【図1-（1）-2 滋賀県の人口の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計」（平成18年（2006年）12月推計）、「都道府県の将来推計人口」（平成19年（2007年）5月推計）

【図1-（1）-3 滋賀県の世帯数および平均世帯人員の推移と将来推計】



資料：総務省統計局「国勢調査報告」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計」（平成17年（2005年）8月推計）

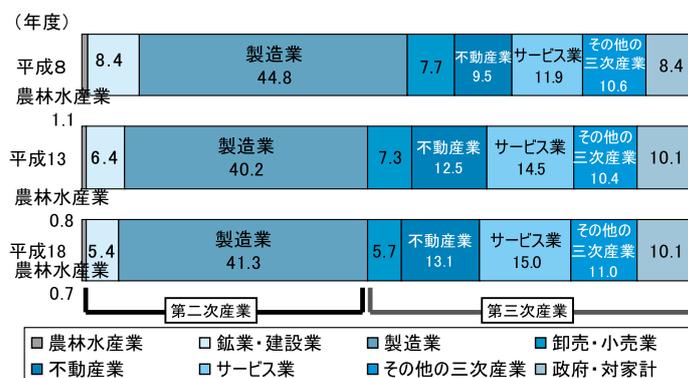
【環境側面からの視点】

- 中長期的に見て、人口減少が環境負荷を低減させる面がある一方、労働力人口の減少も招くことで経済成長の鈍化などによる環境保全のための支出減少など、環境にマイナスの影響を与える面も懸念されることから、多様な就労環境の確保や労働生産性の向上などが求められます。
- 高齢化の進行や世帯数の増加による生活形態の変化が、民生部門（家庭や医療・福祉業務など）におけるエネルギー消費量の増加につながるものが心配されます。

(2) 産業・経済の動向

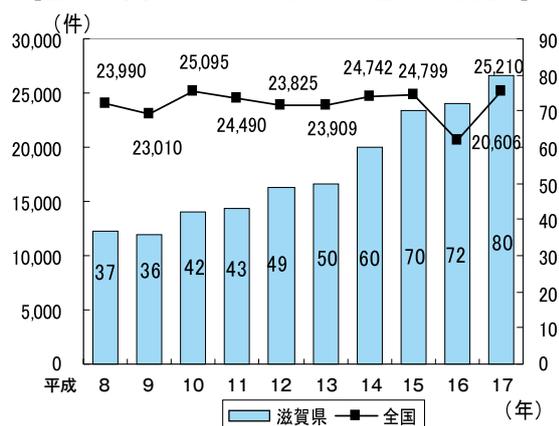
- 県内総生産は、平成18年度(2006年度)で6兆863億円(名目)と、国内総生産の約1%です。地理的特性などから日本有数の内陸工業県となっており、全産業中で第2次産業の占める割合は、平成18年度(2006年度)で46.7%と全国平均の26.7%を大きく上回り、全国1位となっています。(図1-(2)-1)
- 県内総生産に占める第3次産業の割合は、平成18年度(2006年度)で54.9%と全国平均の75.9%を大きく下回っていますが、サービス業の拡大により、その割合は年々増加し、今後も拡大が予想されます。その一方で、第1次産業は、海外からの輸入農産物への依存度の高まりによる米の消費量の減少や農業従事者の高齢化による生産構造の弱体化などを背景に、その割合を大きく減少させ、平成18年度(2006年度)には0.7%となっています。(図1-(2)-1)
- 企業の海外への進出件数の推移を見ると、全国的には横ばい状態で推移していますが、県では平成10年(1998年)以降、中国を中心とするアジア地域への企業進出が増加しています。また、外国人労働者の受け入れも増加しています。(図1-(2)-2)
- 中国・インドなどの新興国の経済発展に伴い、世界の資源・エネルギー需要は急速に高まっており、資源獲得競争の激化が予想されます。こうした中で、エネルギーや原材料価格を製品価格に転嫁しにくい中小企業では、原油・石油製品の価格上昇によって収益に影響があるとした企業が、平成19年(2007年)で89.7%となるなど、影響も大きいものと考えられます。(図1-(2)-3)
- 地球温暖化問題の深刻化などにより、企業への環境制約が今後益々高まることが見込まれる一方で、世界の環境ビジネス市場は、平成18年(2006年)に約6,920億ドルの規模となっており、平成8年(1996年)からの10年間で約1.4倍に成長したとされています。今後も環境に関わる市場・雇用の規模が拡大することが見込まれる中、海外企業を主要な競争相手としている日本企業では、環境制約への対応が企業の強みとなり自社の競争力が高まると考えている企業が4割に達しています。(図1-(2)-4)

【図1-(2)-1 滋賀県内の経済活動別総生産】



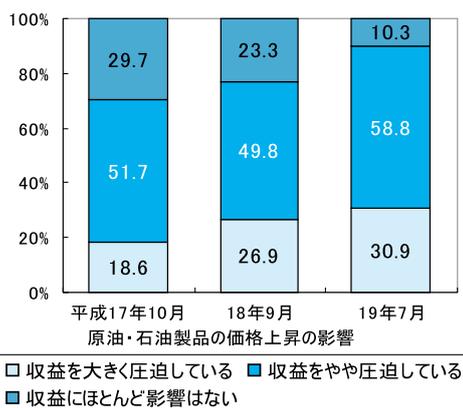
資料：滋賀県「平成18年度滋賀県民経済計算年報」(平成20年(2008年))

【図1-(2)-2 企業の海外進出件数の推移】



資料：近畿経済産業局「関西国際化情報ファイル2006」

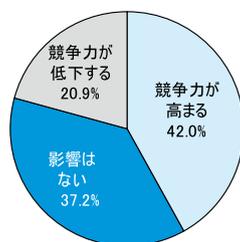
【図1-(2)-3 原油価格の高騰が中小企業の収益に与える影響（全国）】



※原油・石油製品以外の原材料

資料：中小企業庁「原油・原材料価格上昇による中小企業への影響調査」

【図1-(2)-4 厳しい環境制約が自社の国際協力に与える影響（全国）】



備考：海外企業を主要な競争相手としている企業を対象に集計

資料：経済産業省調べ（平成19年（2007年）12月）

【環境側面からの視点】

- 第2次産業を中心とする県の産業活動は、今後、省資源・省エネルギーの徹底など環境制約への対応が一層求められます。
- 環境市場が拡大する中、自動車の排出ガス規制への対応が世界市場での日本製自動車の躍進の一因となったように、投資や技術開発などを通じ、今後の環境市場において我が国が優位性を発揮できる可能性があります。
- アジアを中心とする経済成長に伴い、資源・エネルギーの需要の増加による、資源の価格上昇や枯渇が懸念されることから、省エネ・省資源型の産業技術がさらに普及することが求められます。
- 平成20年（2008年）、100年に一度といわれる金融危機に陥り、世界経済は大変厳しい状況にあります。しかし、こうした状況は、環境・エネルギーを景気・雇用対策の核として不況の克服を図りながら、その過程で環境と共存する持続的な産業・経済の発展が可能となる仕組みづくりやその実践に向けた取組を進めることができる好機であるとも捉えることができます。

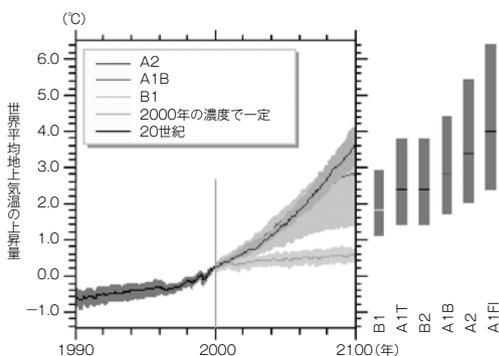
(3) 地球的規模の環境問題の深刻化

- 平成19年（2007年）に発表されたIPCCの第4次評価報告書は、地球温暖化は、人間活動に起因する温室効果ガスの増加が原因であるとほぼ断定しました。また、今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会が続けば、年平均気温は約4.0（2.4～6.4）℃上昇し、海面上昇、水資源の枯渇、食糧危機など様々な影響が予測されると報告しています。（図1-(3)-1）
- 今後、中国・インドなどアジア諸国を中心とした急速な経済成長などに伴い、世界全

体における資源・エネルギー需要の増加が見込まれることから、世界全体での二酸化炭素の排出量については、平成42年(2030年)には、平成17年(2005年)比で約50%増加すると見込まれています。(図1-(3)-2、図1-(3)-3)

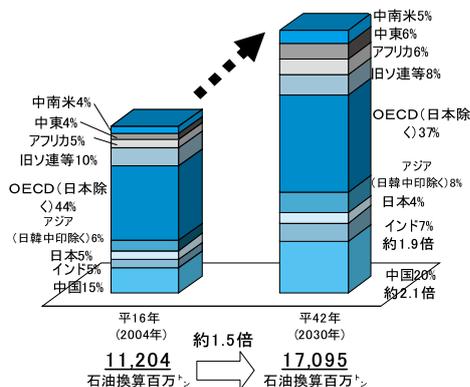
- 県においても、温室効果ガスの排出削減の追加的対策がとられない場合、平成42年(2030年)には平成2年(1990年)比で約1割の排出量の増加が見込まれます。(図1-(3)-4)
- 現在、66億人の世界の人口は、平成62年(2050年)には92億人になることが予測されており、食料需給がひっ迫する可能性が指摘されています。特に我が国の食料自給率は、平成18年度で39%、県では51%であり、その影響が大きいものと考えられます。
- アジアを中心とする経済成長と人口増加を背景に、世界的に廃棄物の発生量が增大しており、平成62年(2050年)には、平成12年(2000年)の2.1倍になると予測されています。(図1-(3)-5) また、中国などの旺盛な資源需要を反映して、再生資源などの国際移動が活発化しており、その一例として、我が国のプラスチックくずの輸出量は平成10年(1998年)から平成16年(2004年)の間に6倍以上に増加しています。
- 我が国は、変化に富んだ地形や気候などを反映し、固有種をはじめ多くの希少種が生息・生育する豊かな生物多様性を有していますが、開発などを背景に生態系の破壊・分断・劣化が危惧されています。また、外来種の侵入や地球温暖化などの人為的環境変動により生態系への影響が懸念されています。
- 近年、日本国内での光化学スモッグ注意報の発令や黄砂の発生頻度が高まっており、経済成長が著しい東アジア地域での環境変化により、大気汚染物質が国境を越えて我が国へ影響を与えている可能性も指摘されています。

【図1-(3)-1 今後の世界の気温上昇の予測】



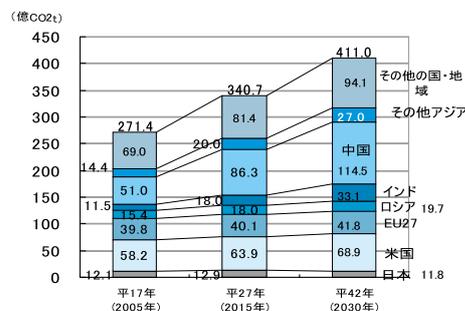
注
 A1 高成長社会シナリオ
 ・高度経済成長が続き、人口が21世紀半ばにピークに達した後減少し、新技術や高効率化技術が導入される。
 A1F1 化石エネルギー源を重視
 A1T 非化石エネルギー源を重視
 A1B 各エネルギー源のバランスを重視
 A2 多元化社会シナリオ
 ・世界の人口は増加を続ける。
 ・地域経済発展が中心で、1人当たりの経済成長や技術変化は他の筋書きに比べバラバラで緩やかである。
 B1 持続発展型社会シナリオ
 ・地域間格差が縮小した世界。
 ・環境の保全と、経済の発展を地球規模で両立する。
 B2 地域共存型社会シナリオ
 ・経済、社会及び環境の持続可能性を確保するための地域的対策に重点が置かれている世界。
 ・環境問題等は、各地域で解決が図られる。
 出典：IPCC第4次評価報告書第1作業部会報告書

【図1-(3)-2 世界のエネルギー需要の見通し】



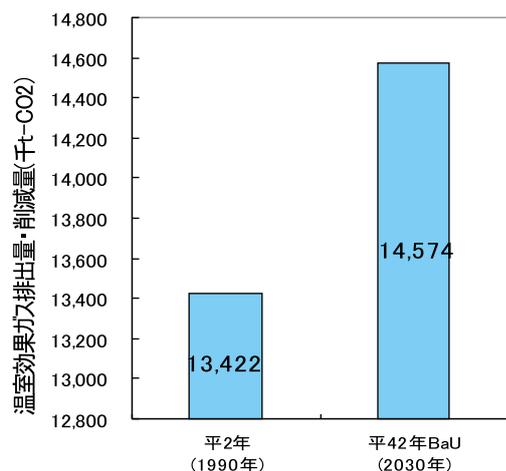
資料：IEA World Energy Outlook 2006 より経済産業省等作成

【図1-(3)-3 世界のCO2排出量の将来予測】



備考：中国には香港を含む。その他のアジアはIEA「World Energy Outlook 2007」における「Developing Asia」から中国とインドを差し引いて算出しており、ASEANを中心としたアジア地域各国の合計値。
 資料：IEA「World Energy Outlook 2007」

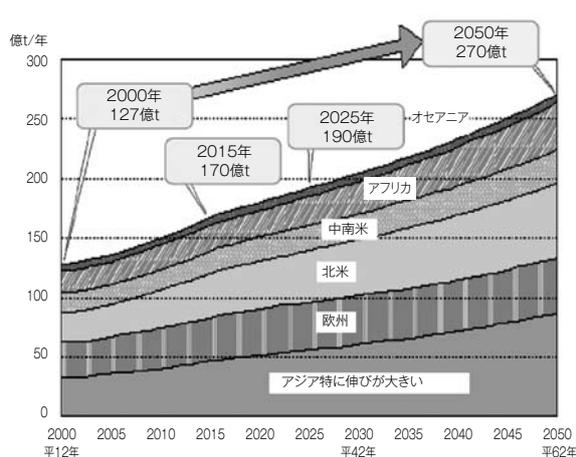
【図1-(3)-4 滋賀県の温室効果ガス排出量】



注) BaUとは「Business as Usual(現状維持)」の略で、温室効果ガス排出量削減のための追加対策がとられない場合を示している

資料: 滋賀県持続可能社会研究会「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ」(平成19年(2007年)3月)、滋賀県「滋賀県地球温暖化対策推進計画」より作成

【図1-(3)-5 世界の廃棄物排出量の将来予測】



資料: 岡山大学田中教授論文

【環境側面からの視点】

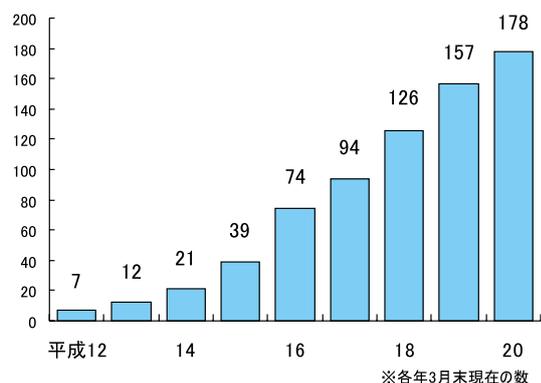
- 温室効果ガス(京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6物質が削減対象となっています。)の排出量削減のため、太陽光、風力やバイオマスなど、化石燃料に代わるエネルギーが、産学官の適切な役割分担の下でのコスト低減や技術開発により、本格的に用いられていくことが期待されます。
- 食料の6割を海外に依存する我が国では、食料自給率の向上を図るとともに、輸送にかかるエネルギー消費の削減が求められます。
- 開発行為や地球温暖化などによる生物多様性の危機に対し、長期的な視点に基づいて、NPO、企業、行政など多様な主体による取組が求められています。
- アジア地域の経済成長により、資源価格の高騰や大気汚染の国境を越えた拡大など、我が国への影響が懸念されることから、国際環境協力の必要性が一層高まります。

(4) 県民・事業者の環境意識と行動

- 県では昭和52年(1977年)5月、琵琶湖に大量の淡水赤潮が発生したことを契機に、県民が主体となり、その発生原因の一つであるリンを含む合成洗剤の使用をやめ、粉せっけんを使おうという運動、いわゆる「せっけん運動」が展開され、「富栄養化防止条例」制定のきっかけとなりました。せっけん運動以降も、琵琶湖の水環境を保全するための県民一人ひとりの自主的な取組とともに、NPOや企業などの各団体においても、流域ごとの取組や身近な暮らしの中から水環境を見つめ直す活動が実践されるなど、環境保全への多様な活動が展開されています。
- 環境の保全を定款上の活動の種類として掲げるNPOの数は年々増加し、平成20年(2008年)3月末現在で178と県内NPO全体の45.5%を占め、その割合は全国1位となっています。(図1-(4)-1)

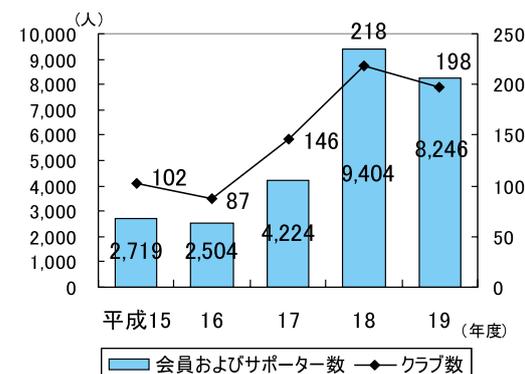
- 県における子どもエコクラブの会員数およびサポーター数は、平成19年度(2007年度)には平成15年度(2003年度)の約3倍になり、人口あたりのクラブ数も全国2位となるなど、主体的な環境学習が展開されています。(図1-(4)-2)
- 県では、琵琶湖の水質保全のために、全国的にも厳しい排水規制を行っていますが、このような中で、県内事業所の排水基準遵守率は平成19年度(2007年度)末で95%と高い努力が認められます。また、事業所におけるISO14001やエコアクション21(EA21)などの環境マネジメントシステムの認証取得割合も高く、ISO14001の認証取得件数は、平成19年度(2007年度)末現在で371件、1,000製造事業所あたりの取得件数は114.2件と全国3位となっています。(図1-(4)-3)
- 県民の県政に対する満足度を調査したところ、環境分野に関する県の施策のうち、「琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全」が最も満足度が高い一方で、県政への要望も高くなっています。また、「地球温暖化防止や資源循環など持続可能な社会づくり」についても要望が高くなっています。(図1-(4)-4、図1-(4)-5)

【図1-(4)-1 滋賀県内で環境の保全を活動分野とするNPO法人数】



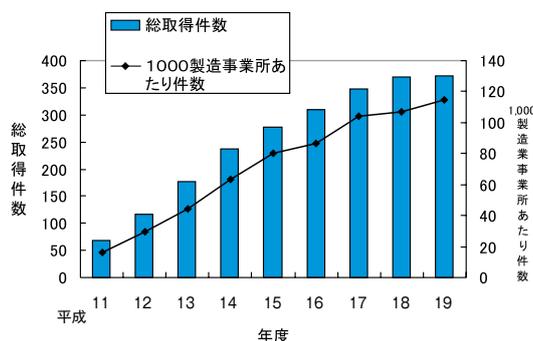
資料：内閣府

【図1-(4)-2 滋賀県内の子どもエコクラブ数等の推移】



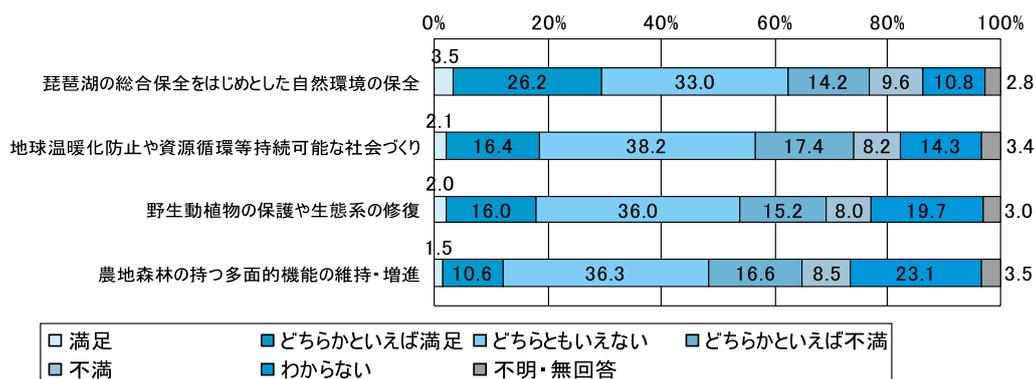
資料：滋賀県環境政策課

【図1-(4)-3 滋賀県内の年度別ISO14001認証取得件数】

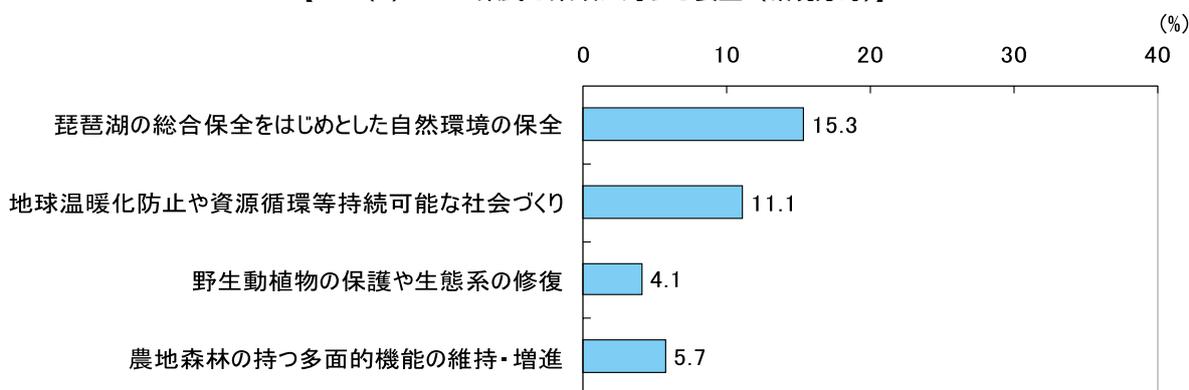


資料：財団法人日本適合性認定協会「都道府県別ISO14001審査登録状況」、経済産業省「工業統計表」より作成

【図1-(4)-4 県民の県政に対する満足度と不満度（環境分野）】



【1-(4)-5 県民の県政に対する要望（環境分野）】



資料：滋賀県「第41回県政世論調査」（平成20年10月）

【環境側面からの視点】

- 県民や県内企業の環境問題に関する関心や認識の高さを背景に、地域や職場で環境活動への取組が進んできていますが、深刻化する地球温暖化問題などの解決に向け、県民一人ひとりの環境活動のさらなる実践が求められます。
- 県民が期待する「琵琶湖の総合保全をはじめとした自然環境の保全」を県民協働で具体的に進めていくためには、環境にかかる基礎データの収集、環境コミュニケーションや継続的に環境保全活動を実践するための仕組みが求められています。
- 琵琶湖の総合保全や資源循環などの環境問題は、広域的な取組が必要であることから、今後は滋賀県民のみならず琵琶湖・淀川流域の住民などと環境意識を共有し、協力の輪を広げていくことが求められます。

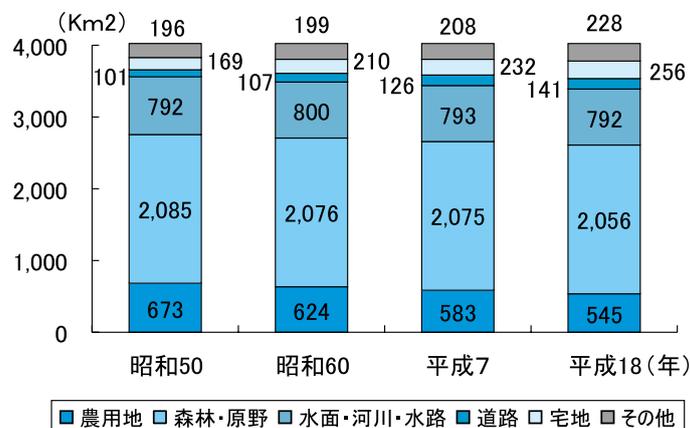
2 滋賀の環境の現状・課題

(1) 県の概況

- 滋賀県は、県土のほぼ中央に約400万年の歴史を有し、世界でも有数の古代湖である日本最大の湖、琵琶湖を擁しています。また、伊吹、鈴鹿、比良、比叡などの山々に囲まれた豊かな自然環境が形成されています。琵琶湖は、多様な生態系を支える源であるとともに、そのほとりに9千年以上前の縄文時代から人々が生活を営んできました。現在では、近畿1,400万人の生存と経済的発展を支える重要な水資源となるなど、私たちに様々な恩恵を与え、命をはぐくむ母なる湖「マザーレイク」として、県民の心のよりどころともなっています。
- 古くから多くの歴史街道を有し、人や物、情報の交流の要衝として栄え、旧街道に連なる家並み、近江商人の屋敷群、古社寺や庭園など歴史的風景や文化財を数多く有しています。このため、琵琶湖を中心として水と緑が織りなす自然と、人々の長い間の営みに培われた、ひろがりつつながりのある特色ある景観が形成されています。
- 県土4,017km²の利用形態を見ると、平成18年(2006年)現在で、森林が2,056km²(51.0%)、水面・河川・水路が792km²(19.7%)、農用地が545km²(13.6%)などとなっています。(図2-(1)-1)

今後は平成27年(2015年)まで人口の伸びが予測されるものの、増加傾向は鈍化することから、宅地、道路などへの土地利用の転換は縮小することが見込まれます。また、森林については琵琶湖の水源かん養、温室効果ガス吸収源対策、自然環境・景観の保全などに配慮した県土利用が見込まれることから、減少幅は小さくなるものと予測されます。

【図2-(1)-1 土地利用の推移】



資料：滋賀県県民生活課、滋賀県国土利用計画(第3次)、滋賀県における土地利用の現状と対策

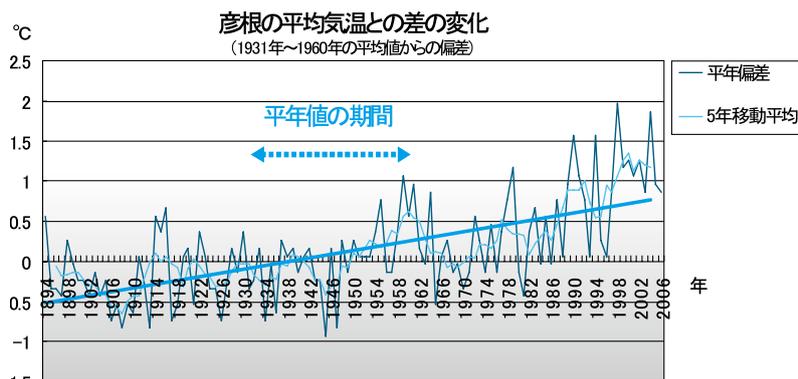
(2) 地球温暖化

- 県内(彦根市)の気温の経年変化をみると、1893年(明治26年)から2006年(平成18年)の間に、平均値で約1.3℃上昇しており、琵琶湖表層の水温も、気温と同様に上昇傾向にあります。(図2-(2)-1、図2-(2)-2)

こうした気候の変化に伴い、桜(ソメイヨシノ)の開花は早まり、イチヨウの色づきは遅れる傾向にあります。(図2-(2)-3))

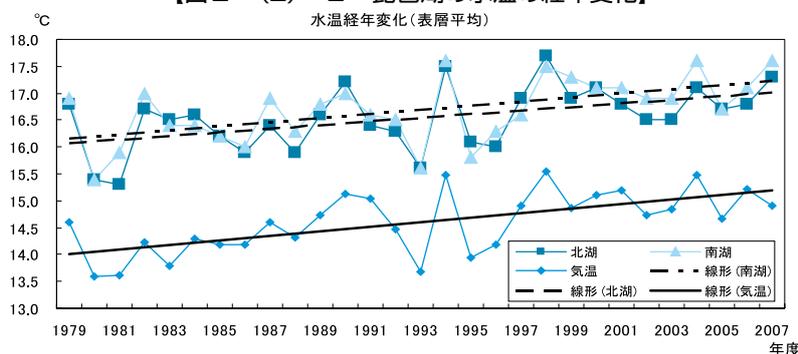
今後、さらに地球温暖化が進行することにより、県においても気候の変化や日常生活、琵琶湖などの生態系、米の品質低下の進行など農林水産業などへの影響が懸念されます。

【図2-(2)-1 彦根の平均気温の差の変化】



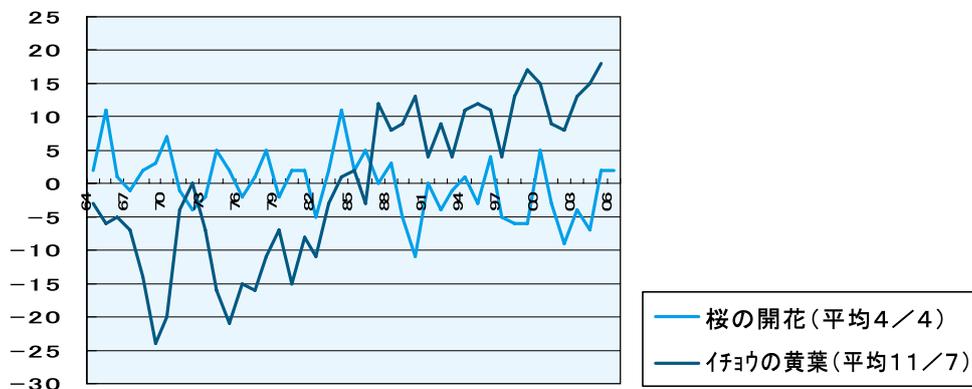
資料：彦根地方気象台

【図2-(2)-2 琵琶湖の水温の経年変化】



資料：琵琶湖環境科学研究センター 彦根地方気象台

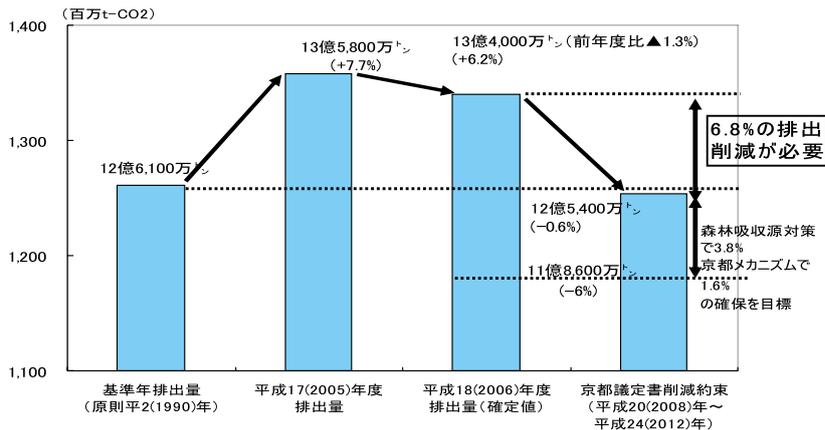
【図2-(2)-3 桜の開花、イチヨウの色づきの変化】



彦根地方気象台資料に基づき、琵琶湖環境科学研究センター作成

- 平成18年度(2006年度)の我が国の温室効果ガスの総排出量は、13億4,000万トン(CO₂換算)となっており、京都議定書の規定による基準年(平成2年(1990年))の総排出量(12億6,100万トン)を6.2%(7,900万トン)上回っています。(図2-(2)-4) 部門別に見ると、基準年と比較して平成18年度(2006年度)は「業務その他部門」で39.5%(6,490万トン)、「家庭部門」で30.0%(3,830万トン)増加しています。(図2-(2)-5a)
- 県の二酸化炭素の総排出量は平成18年(2006年)で、1,187万トンであり、基準年に対する増減割合はマイナス9.1%となっています。(図2-(2)-6) また、部門別割合は産業部門が48.2%と最も多く、次いで、運輸部門23.1%、家庭部門15.4%、業務その他部門10.9%となっています。(図2-(2)-7)

【図2-(2)-4 我が国の温室効果ガス排出量の推移】



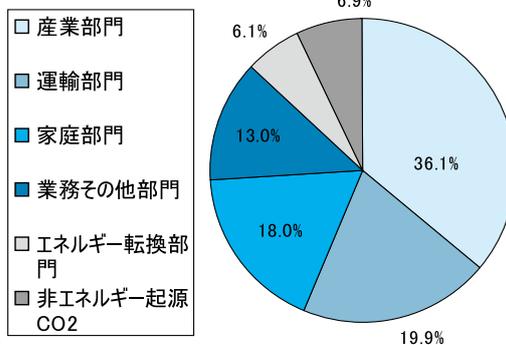
資料：環境省

【図2-(2)-5a 我が国のCO₂の排出量】

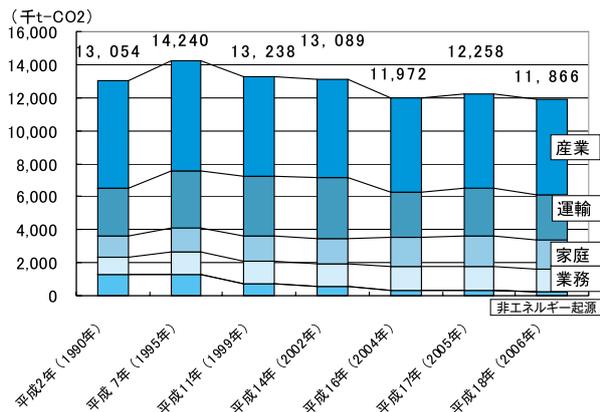
	京都議定書の基準年(シェア)	平成17(2005)年度 (基準年比)	平成17年度からの増減	平成18(2006)年度 (基準年比)
合計	1,144 (100%)	1,291 (+12.8%)	→ -1.3%	1,274 (+11.3%)
小計	1,059 (92.6%)	1,203 (+13.6%)	→ -1.4%	1,186 (+12.0%)
エネルギー起源				
産業部門 (工場等)	482 (42.1%)	455 (-5.7%)	→ +1.1%	460 (-4.6%)
運輸部門 (自動車・船舶等)	217 (19.0%)	257 (+18.1%)	→ -1.2%	254 (+16.7%)
業務その他部門 (商業・サービス・事業所等)	164 (14.4%)	238 (+44.8%)	→ -3.7%	229 (+39.5%)
家庭部門	127 (11.1%)	174 (+36.7%)	→ -4.9%	166 (+30.0%)
エネルギー転換部門 (発電所・石油精製所等)	67.9 (5.9%)	79.3 (+16.9%)	→ -2.6%	77.3 (+13.9%)
非エネルギー起源	85.1 (7.4%)	87.5 (+2.9%)	→ +0.3%	87.7 (+3.1%)
小計	62.3 (5.4%)	53.9 (-13.5%)	→ -0.0%	53.9 (-13.5%)
工業プロセス	22.7 (2.0%)	33.5 (+47.8%)	→ +0.8%	33.8 (+48.8%)
廃棄物(焼却等)	0.04 (0.0%)	0.04 (+2.7%)	→ -4.5%	0.04 (-2.0%)
燃料からの漏出				

(単位: 百万t-CO₂)

【図2-(2)-5b 我が国におけるCO₂排出量の内訳平成18年(2006年)】

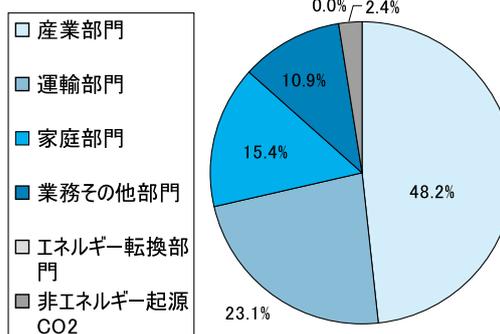


【図2-(2)-6 滋賀県のCO₂排出量の推移】



資料：環境政策課温暖化対策室公表資料（平成21年5月）を基に作成

【図2-(2)-7 滋賀県におけるCO₂排出量の内訳平成18年(2006年)】



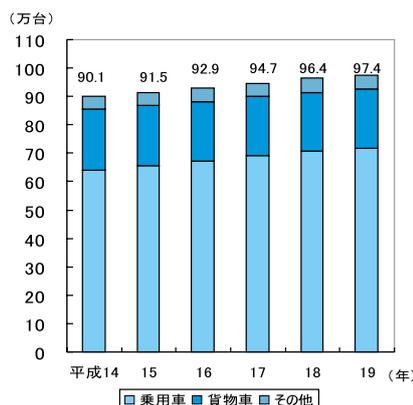
ア 産業部門の動向

○ 県の平成18年(2006年)の産業部門からの排出量は5,722千トンでした。温室効果ガスを大量に排出するセメント工場の縮小や、景気の動向などの社会情勢を背景として、基準年と比較して842千トン、12.8%の減少となっています。

イ 運輸部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の運輸部門からの排出量は2,740千トンであり、基準年と比較して157千トン、5.4%の減少となっています。しかし、乗用車を中心として自動車保有台数は増加傾向にあることから、排出量の増加が懸念されます。(図2-(2)-8)

【図2-(2)-8 滋賀県の車種別自動車保有台数の推移】

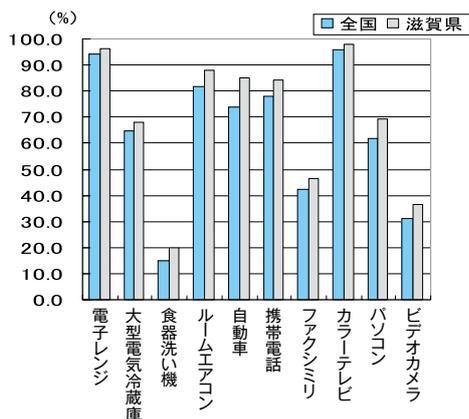


資料：近畿運輸局滋賀運輸支局(各年3月末現在)

ウ 家庭部門の動向

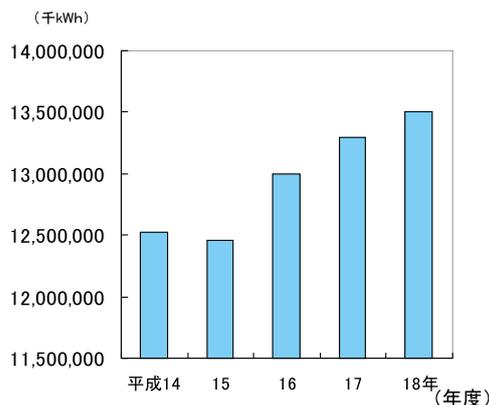
- 県の平成18年(2006年)の家庭部門からの排出量は1,825千トンであり、家庭用機器の多様化や人口の増加などの影響で、基準年と比較して566千トン、45.0%の増加となっています。
- 県では今後も人口および単身世帯の増加が見込まれることや、家電製品をはじめとした耐久消費財の普及率の高さが排出量に影響を及ぼすものと考えられます。(図2-(2)-9、図2-(2)-10)

【図2-(2)-9 耐久消費財普及率】



資料：総務省統計局「平成16年度全国消費実態調査」

【図2-(2)-10 滋賀県の電力需要量の推移】



資料：関西電力㈱

エ 業務その他部門の動向

- 県の平成18年(2006年)の業務部門からの排出量は1,299千トンであり、オフィスのOA化の進展や延べ床面積の増加などにより、基準年と比較して216千トン、20.0%の増加となっています。
- 本県においても第3次産業が進展する中、沿道型・郊外型の商業施設立地などが進んでおり、排出量削減の追加的対策がとられない場合、さらに排出量が増加することが見込まれます。

【今後の課題】

- 温室効果ガスの大幅な排出削減を行うためには、社会経済制度の大胆な転換や新たな技術の導入が必要です。
- 温室効果ガスの排出量が増加している「家庭部門」「業務その他部門」や自動車保有台数が増加している「運輸部門」については、ライフスタイルや経済活動との関わりが大きいことから、省資源・省エネルギー行動の徹底など県民・事業者全体の理解と取組が必要です。

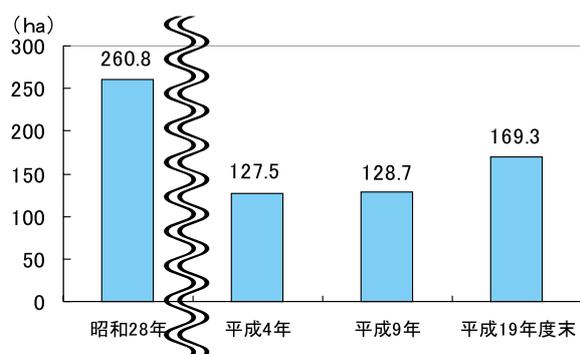
(3) 自然環境

- 県には、60種以上の固有種をはじめ、1万種を超える多様な野生生物が生息・生育しています。しかし、「滋賀県で大切にすべき野生生物 2005年版」では、県内の684種の野生動植物について絶滅のおそれが指摘されており、2000年版で指摘された509種から大きく増加するなど、近年、個体数の減少や生息・生育環境の悪化が進んでいることが明らかになっています。
- 魚類、鳥類など様々な生物の生息場所としても重要な琵琶湖周辺のヨシ群落の面積は、昭和28年（1953年）には260.8haであったものが、平成19年度（2007年度）末には169.3haと、近年その面積は回復しつつあるものの、大きく減少しています。（図2-（3）-1）
- 湖岸の埋め立てや人工護岸化などによる内湖やヨシ群落といった産卵場所の喪失、水位の人為的操作による産卵・生育環境の急激な変化、外来魚やカワウによる食害などにより、セタシジミなどの貝類や、ニゴロブナ、ホンモロコなどのコイ科の漁獲量が特に減少しています。（図2-（3）-2）
- 南湖では最近10年間で水草の繁茂面積が1.8倍になり、南湖の60%以上を覆うほど異常繁茂しており、その湖底では無酸素状態になるなど、砂地の減少とともに湖底環境を悪化させています。（図2-（3）-3）
- ここ数年、水辺域では、繁殖力が強く大量繁茂につながるおそれがあり、特定外来水生植物に指定されているナガエツルノゲイトウやミズヒマワリが各地で確認されています。
- 県の森林面積は、県土の51%を占め、そのうち民有林の約43.1%は人工林となっています。（図2-（3）-4） また、人工林のうち、間伐などの手入れを必要とする9齢級以下の森林は64.3%を占めています。（図2-（3）-5）

【今後の課題】

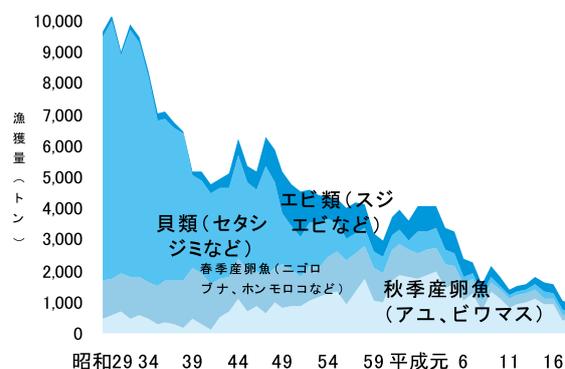
- 農林水産業就業人口の減少、高齢化や生活様式の変化によって森林・湖底をはじめとする自然環境の適切な管理が十分になされなくなったことが指摘されています。また、これまでの開発行為などによって生物の生息・生育域が狭まったこと、外来魚やカワウ、水草など特定の野生動植物が繁殖・繁茂し、本来の生態系のバランスの維持が危ぶまれていることなどから、人と自然の関わりの再構築や、生物多様性の保全への対応が必要です。

【図2-（3）-1 琵琶湖周辺のヨシ群落等】



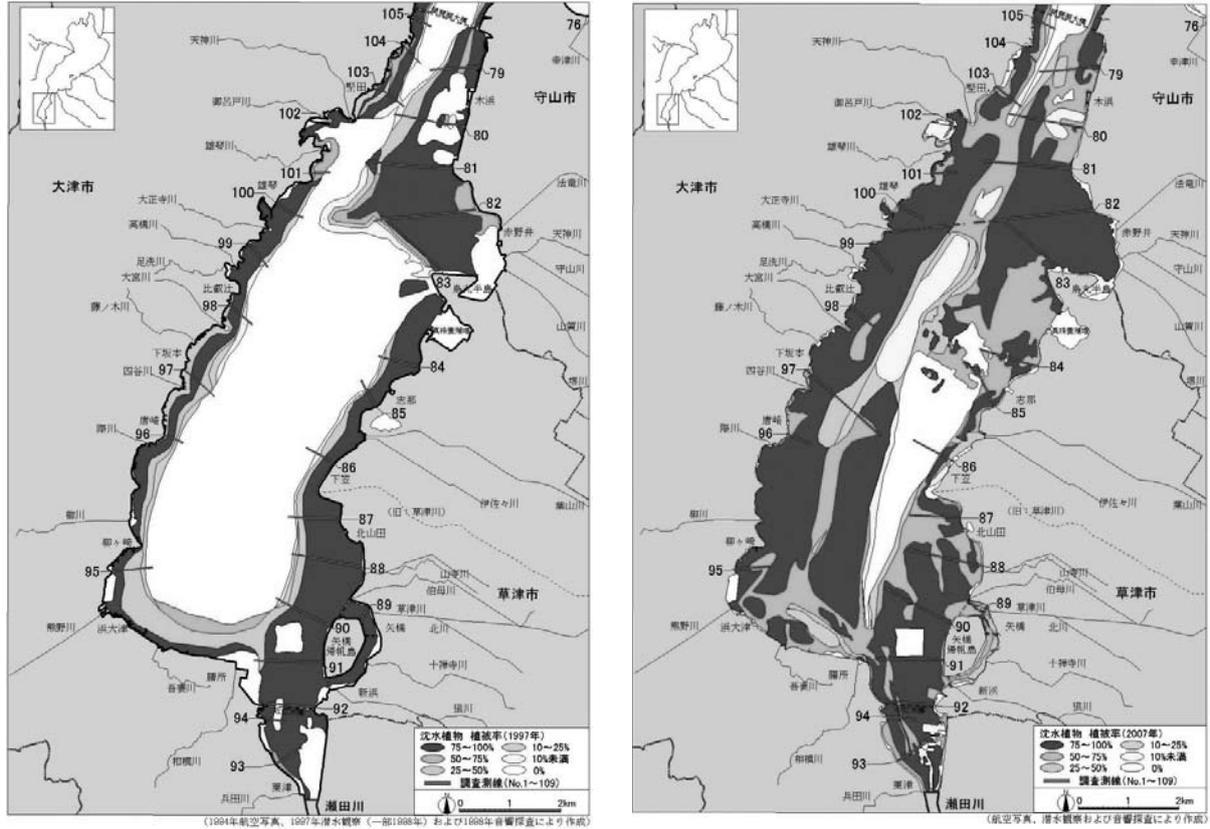
資料：滋賀県水産試験場「昭和28年度総合開発調査琵琶湖水位低下対策（水産生物）調査報告書」、滋賀県環境室「ヨシ群落現存量等把握調査」（平成4年（1992年）3月）、滋賀県自然環境保全課

【図2-（3）-2 琵琶湖漁業魚種別漁獲量の推移】



資料：滋賀県水産課

【図2-(3)-3 沈水植物の分布 (南湖)】

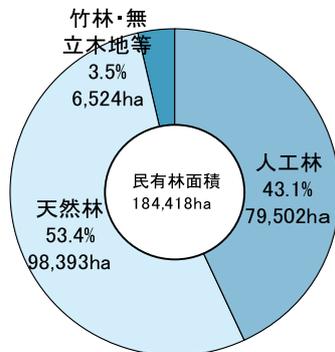


(平成 9 年 (1997 年))

(平成 19 年 (2007 年))

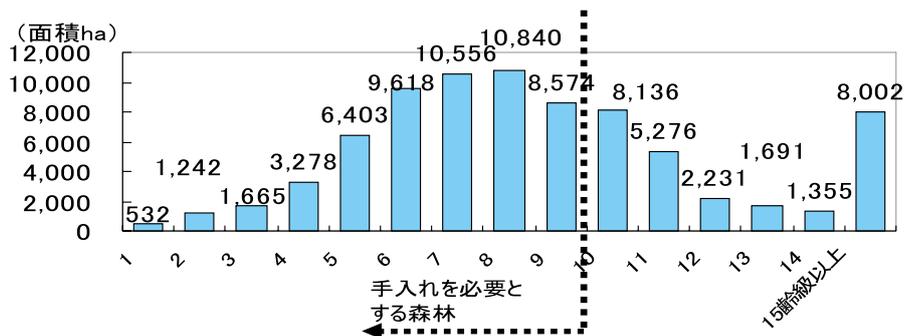
資料：水資源機構 琵琶湖開発総合管理所「琵琶湖水辺の環境調査」

【図2-(3)-4 林種別民有林面積】



資料：滋賀県森林・林業統計要覧 (平成 19 年度)

【図2-(3)-5 民有人工林齢級別面積】

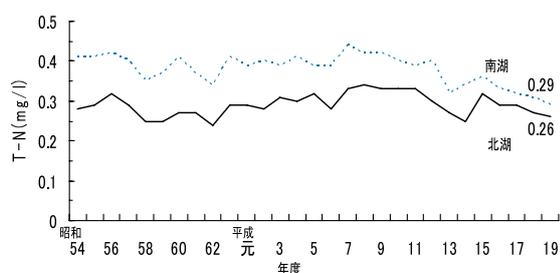


資料：滋賀県森林政策課 (平成 20 年 (2008 年) 3 月末現在)

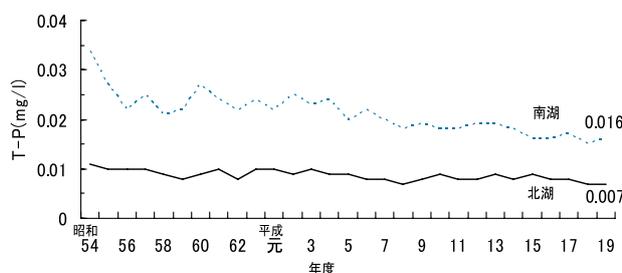
(4) 水・土壌環境

- 琵琶湖の水質は、近年、北湖・南湖ともに窒素、りんは横ばいもしくは減少傾向にあり、富栄養化は抑制されていると評価されます。(図2-(4)-1、図2-(4)-2)
- しかし、有機汚濁の指標であるCODは、BODとは異なる動きを示し、昭和59年(1984年)以降上昇し、ここ数年高止まりの状況にあります。(図2-(4)-3、図2-(4)-4)
- 琵琶湖に流入する汚濁負荷については、生活排水対策や工場排水規制などのいわゆる点源対策に加え、農地や降雨に伴って道路や市街地などから流出する面源負荷についても対策を実施してきました。主に下水道整備などによる点源負荷の削減により、総量としては着実に減少してきています。(図2-(4)-5)
- 淡水赤潮については、昭和52年(1977年)に初めて発生が確認されて以降、減少傾向にあります。一方、アオコについては、昭和58年(1983年)に初めて発生が確認されて以来、昭和59年(1984年)を除き毎年発生しています。(図2-(4)-6、図2-(4)-7)
- 暖冬であった平成18年度(2006年度)の冬に、「琵琶湖の深呼吸」と例えられる湖水の全循環が、例年より大きく遅れ、平成19年度(2007年度)の秋には、湖底近くの溶存酸素濃度が低水準で推移するなどの現象が現れています。(図2-(4)-8)
- 琵琶湖・瀬田川に流入する主要な24河川の水質は近年良好な値で推移し、BODの環境基準達成状況は、平成8年度(1996年度)以降は70%以上を維持しています。(図2-(4)-9)
- 平成19年度(2007年度)は、これまで地下水汚染の確認された地域のうち、49地域で地下水の定期モニタリング調査を実施しましたが、改善が見られる地域がある一方で、長期にわたり汚染が継続している地域もあります。(図2-(4)-10)

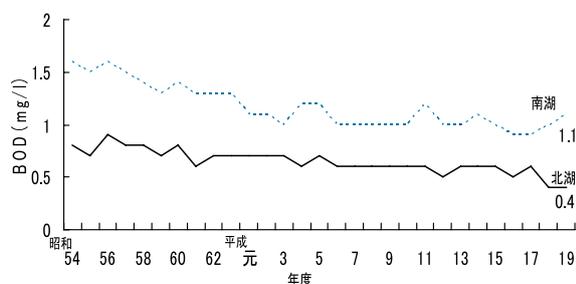
【図2-(4)-1 全窒素の経年変化】



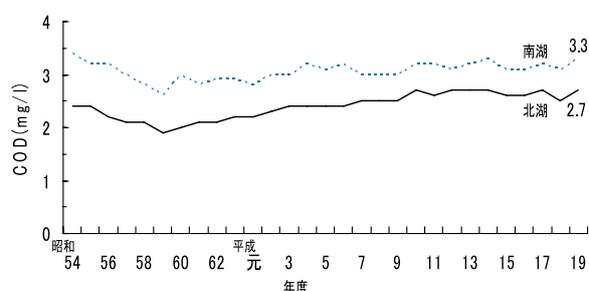
【図2-(4)-2 全りんの経年変化】



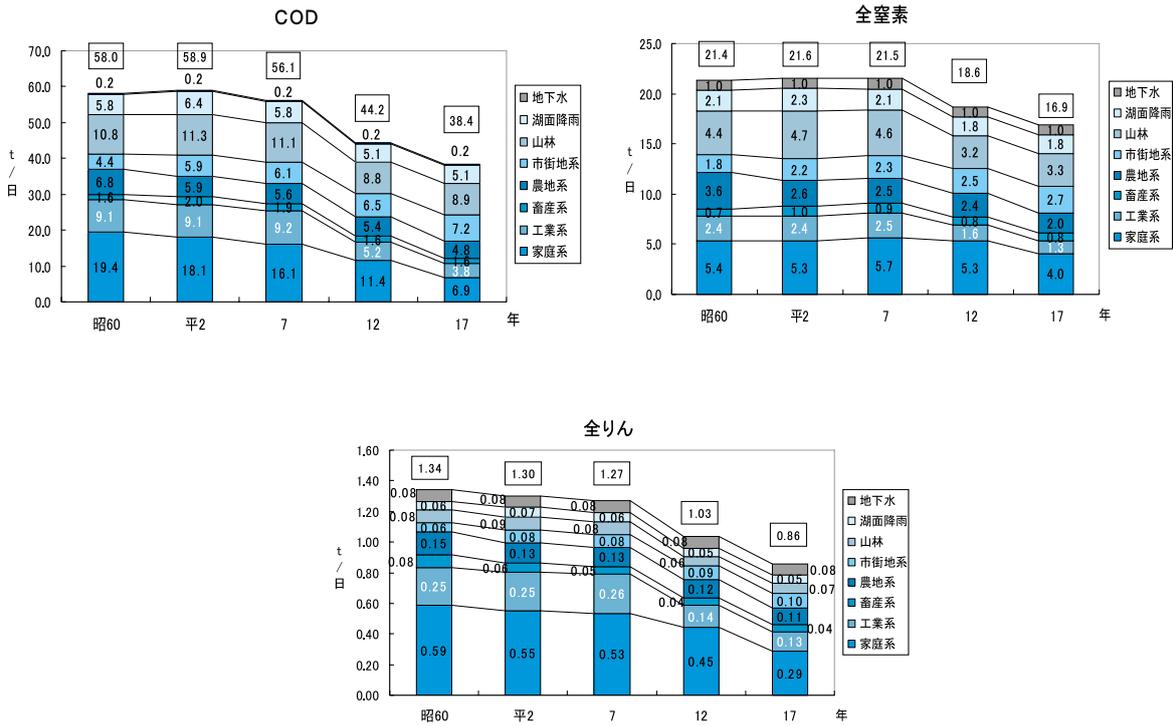
【図2-(4)-3 BODの経年変化】



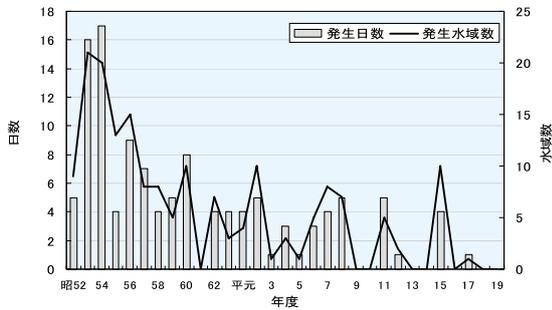
【図2-(4)-4 CODの経年変化】



【図2-(4)-5 琵琶湖に流入する汚濁負荷量の経年変化】



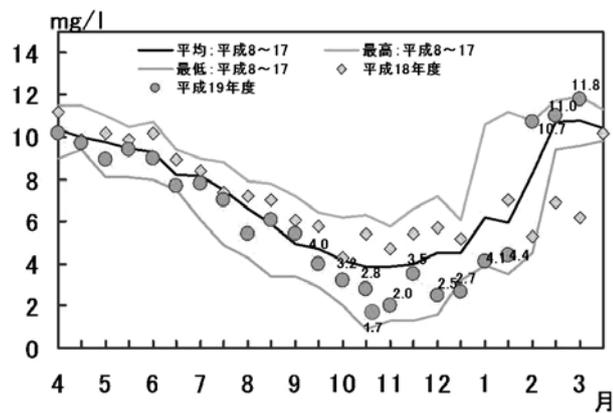
【図2-(4)-6 淡水赤潮の発生日数】



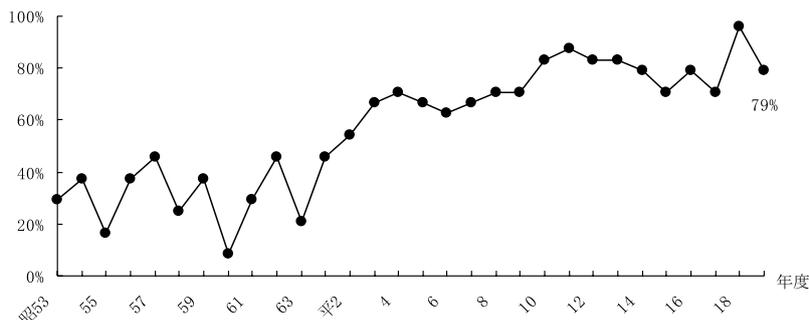
【図2-(4)-7 アオコの発生日数】



【図2-(4)-8 定期調査での今津沖中央底層（底から1mにおける溶存酸素濃度の変動）】

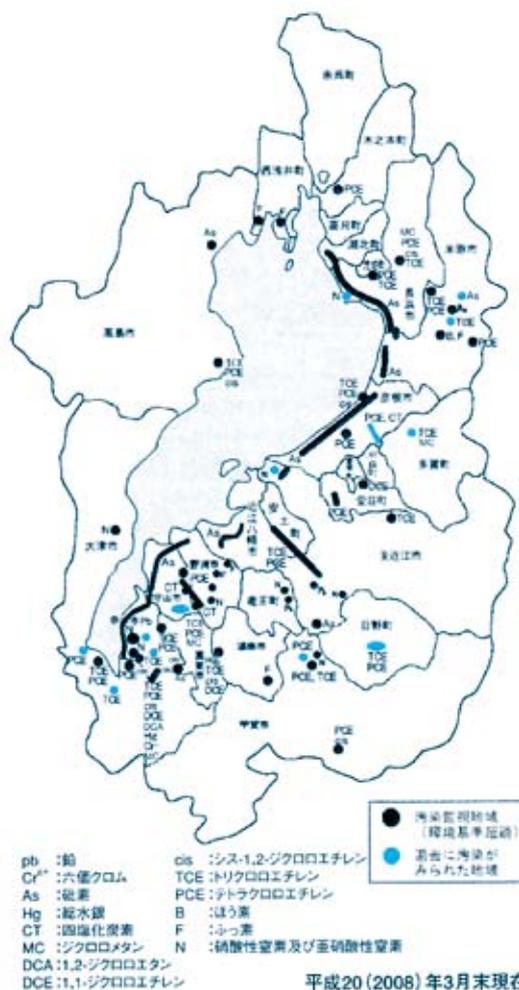


【図2-(4)-9 主要河川におけるBODの環境基準達成状況（達成河川率）の経年変化】



資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

【図2-(4)-10 地下水質の状況】



資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

【今後の課題】

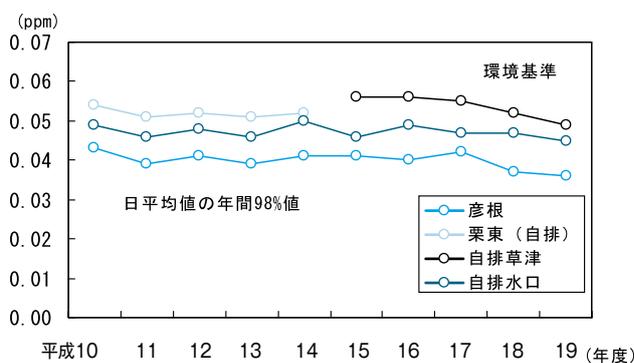
- 健全な琵琶湖を次世代へ引き継いでいくため、これまでの流入負荷削減などの取組に加え、水質汚濁メカニズムを解明することなどを通じ、CODが徐々に増える傾向や琵琶湖北湖深層部の低酸素化などの課題へ対応していくことが必要です。
- 土壌・地下水汚染の解消と新たな汚染の未然防止に向けた取組が必要です。

(5) 大気・化学物質・その他の快適環境

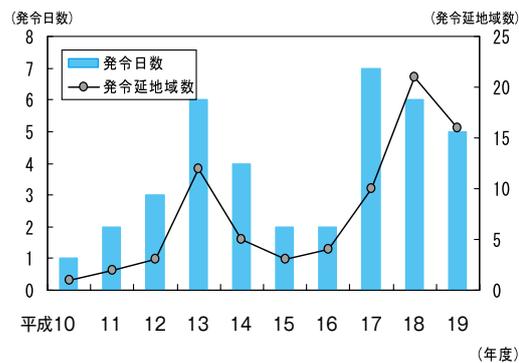
ア 大気

- 県の大気汚染の状況を直近5年間で見ると、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）はすべての測定地点で環境基準を達成しているものの、光化学オキシダントは、全地点で環境基準を超えており、国境を越えた大気の流動などによる影響も指摘されています。（図2-（5）-1、図2-（5）-2）

【図2-（5）-1 二酸化窒素（NO₂）の経年変化】



【図2-（5）-2 光化学スモッグ注意報発令状況】

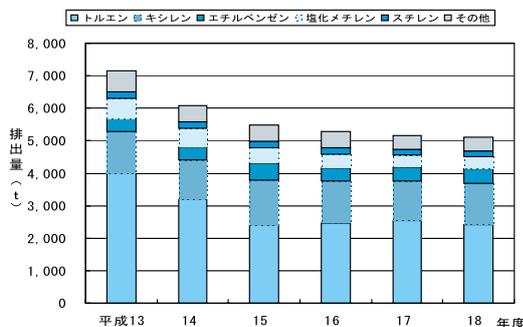


資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

イ 化学物質

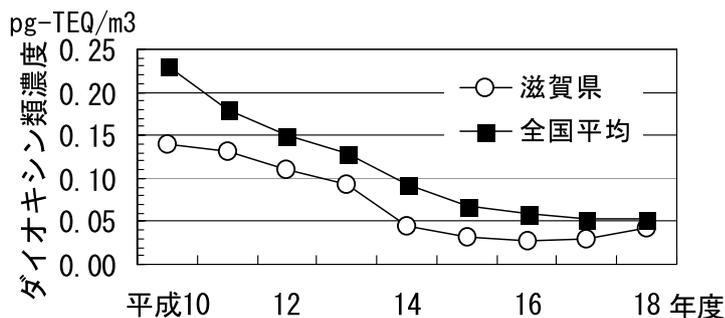
- PRTR 制度に基づく届出によると、県の化学物質の環境中への排出量は減少傾向にあります。（図2-（5）-3）
- 大気、水質・底質および土壌のダイオキシン類による汚染状況については、すべての調査地点で環境基準を下回っています。（図2-（5）-4）

【図2-（5）-3 PRTR 上位5物質の排出量の推移】



※PRTR…Pollutant Release and Transfer Register の略：化学物質排出移動量届出制度）とは、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み。日本では平成11年（1999年）、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化。
※平成13～14年度と平成15年度以降は届出対象が異なる。

【図2-（5）-4 大気中のダイオキシン類濃度（全地点平均）の推移】



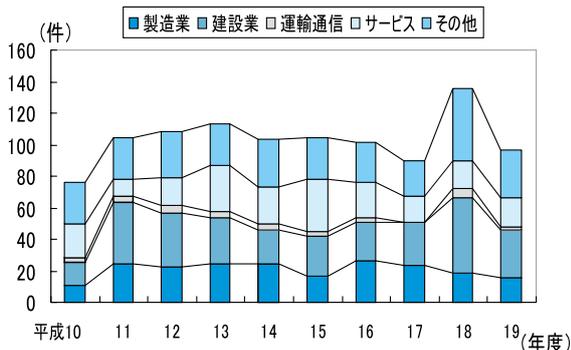
※平成10・11年度はコプラナーPCBの測定を行っていない。
※毒性等価係数：平成10年度はI-TEF（1988）を平成11年度以降はWHO-TEF（1998）を使用。
※環境基準値0.6pg-TEQ/m3

資料：滋賀県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター

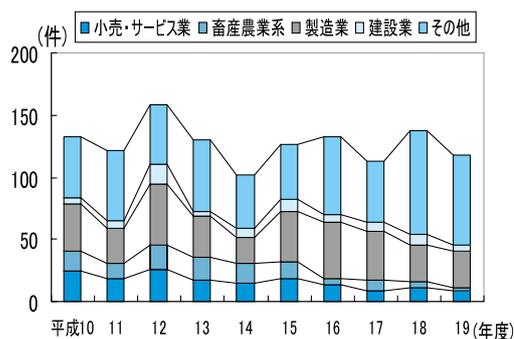
ウ 騒音・振動・悪臭

- 県の騒音に関する苦情は、年間 100 件前後で推移しており、平成 19 年度（2007 年度）は 97 件となっています。発生源別に見ると建設作業騒音が 30 件（30.9%）と多くなっています。また自動車騒音については、16 箇所中 8 箇所において要請限度を超える結果となっています。（図 2-（5）-5）
- 県の悪臭に関する苦情は、130 件前後で推移しており、平成 19 年度（2007 年度）は 118 件となっています。（図 2-（5）-6）

【図 2-（5）-5 騒音苦情の推移】



【図 2-（5）-6 悪臭苦情の推移】

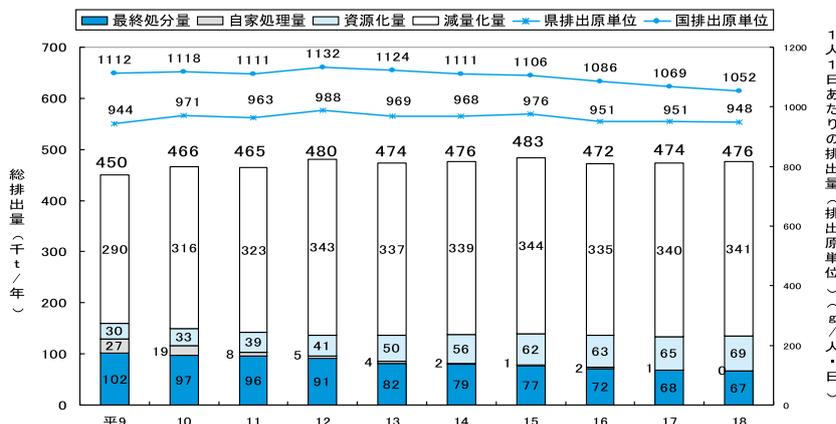


資料：総務省「平成 19 年度公害苦情件数調査」

(6) 廃棄物・資源循環

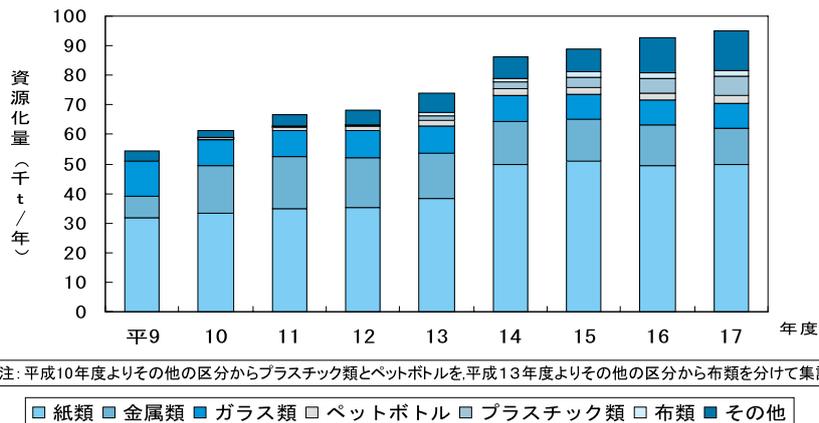
- 県の一般廃棄物の総排出量は、平成 18 年度（2006 年度）で 47.6 万トンとなっており、今後は人口の増加に伴い、増えることが懸念されます。（図 2-（6）-1）
また、1 人 1 日あたりの排出量（排出原単位）は 948g となっており、ここ数年微減傾向にあります。一方で、ごみの資源化については、各市町による分別収集の取組などにより資源化量は増加しています。（図 2-（6）-2）
- 県の産業廃棄物の総排出量は、平成 18 年度（2006 年度）で 403.8 万トンとなっており、排出量は近年横ばいの状況です。再生利用量、減量化量はともに増加し、最終処分量は平成 9 年度（1997 年度）38.8 万トンであったものが、10.3 万トンに減少しています。（図 2-（6）-3）
- 産業廃棄物の不法投棄などについては、新規案件数は減少傾向にあるものの、年間 200 件あまりの発生が見られます。その年度内解決率は平成 12 年度（2000 年度）頃の 50%前後から、近年では 70%台に向上しています。（図 2-（6）-4）

【図 2-（6）-1 一般廃棄物の総排出量と処理状況・排出原単位の推移】



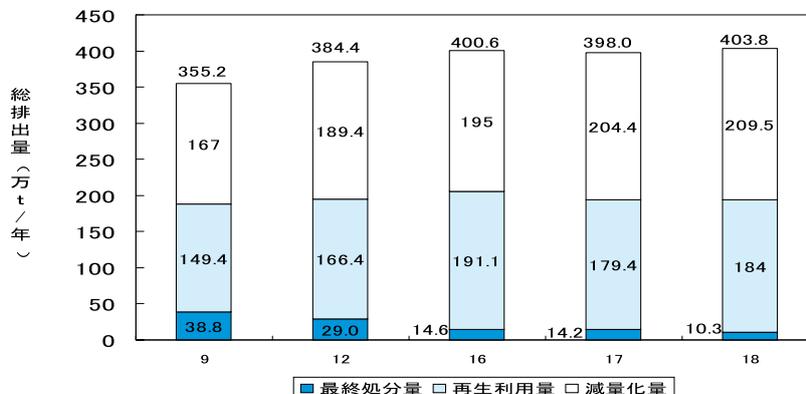
※国では、平成 17 年度実績の公表データより総排出量の定義を「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」から「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」へ変更しており、この定義で見た場合、平成 18 年度の県の総排出量は 50.5 万トン、排出原単位は 1,004 g、国の排出原単位は 1,116 g となる。

【図2-(6)-2 市町と集団回収による資源化量の推移】



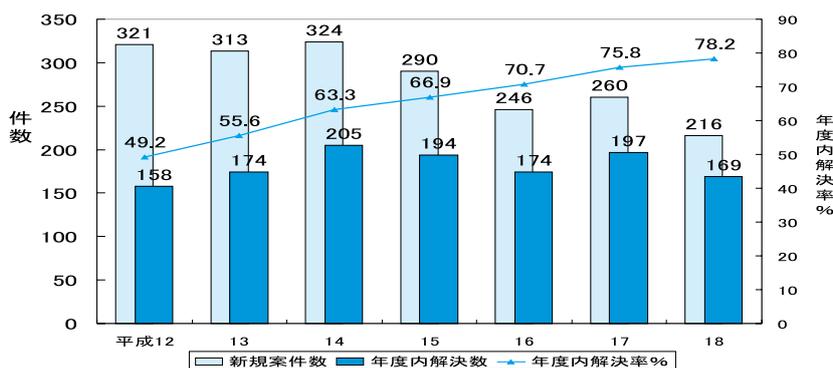
資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」をもとに滋賀県循環社会推進課で作成

【図2-(6)-3 産業廃棄物の総排出量と処理状況の推移】



資料：滋賀県循環社会推進課

【図2-(6)-4 県内不法投棄等新規案件数と年度内解決率の推移】



資料：滋賀県循環社会推進課

【今後の課題】

- 平成27年（2015年）まで人口増加が予測され、一般廃棄物の排出量の増加が懸念されることから、3R（発生抑制、再利用、再生利用）の取組を今後とも推進していく必要があります。
- 産業廃棄物についても、資源化や不法投棄の防止など適正処理の取組を今後とも推進していくことが必要です。

第2章

長期的な目標

第2章では目指すべき滋賀の将来像とその実現のための長期的な目標を示します。また今後の施策を展開する上で必要な基本的な視点を示します。

1 目指すべき将来の姿

平成19年(2007年)12月に策定した滋賀県基本構想では、今後の県政運営の基本理念を「未来を拓く共生社会へ」とし、実現に向けた戦略として「人の力を活かす」、「自然の力を活かす」、「地と知の力を活かす」の3つを掲げました。

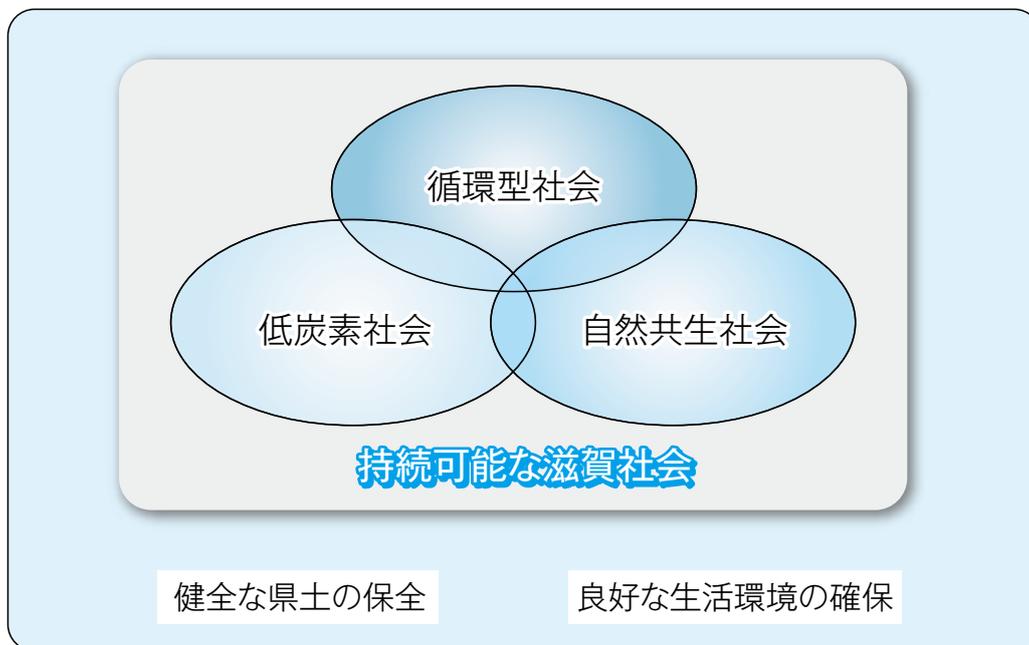
「自然の力を活かす」戦略とは、「自然本来の力を再生可能な範囲で活かしながら損なわない『持続可能な社会づくり』を進めるとともに、損なった自然の力を再生させて、琵琶湖をはじめとした豊かな自然を次世代に継承できる人と自然との新たな関係を築くこと」です。

そこで、この計画では、基本構想の基本理念と「自然の力を活かす」戦略に沿って、安全で快適な生活を支える基本的な環境保全施策を着実に実施しながら、「温暖化の危機」、「資源消費による危機」、「生態系の危機」に対応し、「持続可能な社会」の実現を図る環境政策を構築します。

この計画では、おおむね一世代後である2030年(平成42年)を想定し、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために長期的な目標と施策の基本方向を定めます。

「持続可能な滋賀社会づくり」に向けては、健全な県土の保全と良好な生活環境の確保に向けた施策を基礎としながら、地球温暖化問題に対応する「低炭素社会づくり」、資源の消費を抑制し環境への負荷を低減する「循環型社会づくり」、生態系が維持・回復され、自然と人間が共生する「自然共生社会づくり」の3つの側面から取り組みます。

持続可能な滋賀社会を目指して



2 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標

(1) 目標の考え方

「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、「自然共生社会づくり」は相互に関連しあっています。

例えば、「低炭素社会づくり」のために温室効果ガスの排出削減を進めることは、省資源・省エネルギーや化石燃料から再生可能エネルギーへの転換を推進し「循環型社会づくり」に寄与します。さらに琵琶湖や大気への負荷の低減にも好ましい影響を与えると考えられます。また、本県における「自然共生社会づくり」を進めること、すなわち琵琶湖環境の再生のための取組は、琵琶湖と向き合う人々の環境配慮意識を高め、省エネルギーや3Rの取組を促進するなど、エコライフの実践を喚起し、「低炭素社会づくり」や「循環型社会づくり」にも寄与することが期待されます。

そこで、この計画では3つの取組を統合的に進めていくために、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」を長期的な目標として、持続可能な滋賀社会の実現を目指すものとします。

(2) 長期的な目標（この計画の目標）

ア 『低炭素社会の実現』

- 2030年における滋賀県の温室効果ガス排出量注1が50%削減（1990年比）されている。

イ 『琵琶湖環境の再生』

- 琵琶湖流域および周辺で健全な生態系と安全・安心な水環境が確保されている。
- 遊・食・住などの人の暮らしと琵琶湖の関わりが再生している。

注1：目標の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）とする。なお排出量の約9割はエネルギー起源のCO₂である。

ア 「低炭素社会の実現」を設定する背景

I P C C 第4次評価報告書によれば、地球の平均気温が2℃～3℃上昇すると、すべての地域において自然環境から受ける恩恵が減少するか、または損失が増加することが示唆されています。また、産業革命期からの気温上昇を2.8℃までに抑えるためには、2050年（平成62年）の二酸化炭素排出量を2000年（平成12年）比で60%～30%程度削減する必要があるとされています。（次ページ 表「地球環境の安定化シナリオ」参照。）

このような科学的知見が示される中で、平成20年（2008年）7月の北海道洞爺湖サミットでは、米国も含め2050年（平成62年）までに温室効果ガスを少なくとも半減するという目標をすべての国連交渉参加国で共有し、その採択を求めることが合意されました。

こうした国際社会における動向を踏まえつつ、県民の生活と産業の基盤、そして琵琶湖をはじめとする環境を守るためにも、滋賀県の温室効果ガス排出量の大幅な削減を目標として掲げます。

県では、平成17年度（2005年度）から、琵琶湖環境科学研究センターを中心に持続可能な地域社会のあり方を独自に研究してきました。研究では、先進的な技術を活用し、大胆に社会の仕組みやライフスタイルを転換すれば、目標の達成は可能であると推計しています。（「持続可能な滋賀社会ビジョン」において想定している取組内容は、巻末資料編「温室効果ガス削減対策一覧」を参照。）

表 地球環境の安定化シナリオ
（出所）IPCC 第4次評価報告書 第3次作業部会報告書より作成

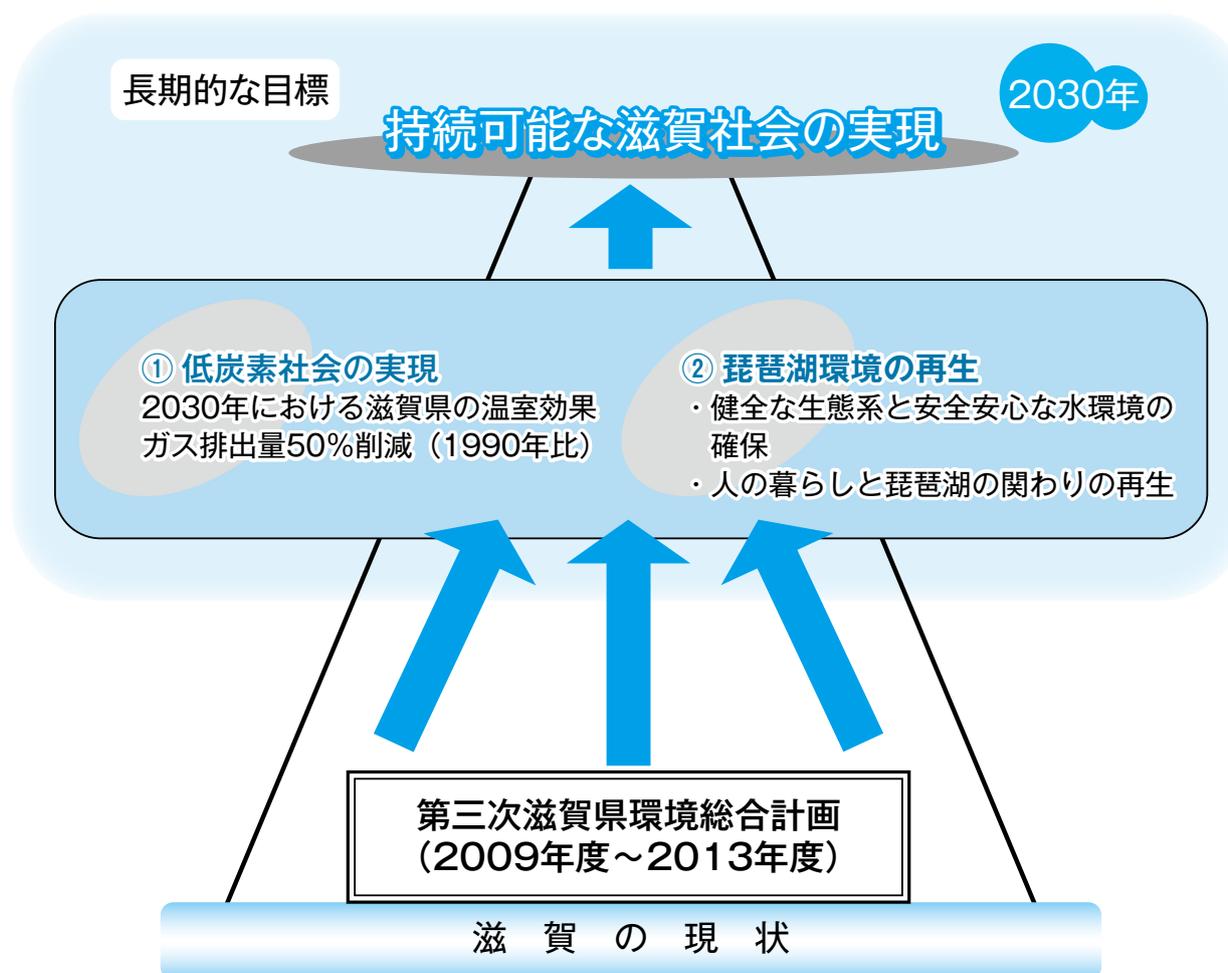
産業革命からの気温上昇（℃）	2050年における必要なCO2排出削減量 （2000年比％）
2.0～2.4	-85～-50
2.4～2.8	-60～-30
2.8～3.2	-30～+5
3.2～4.0	+10～+60
4.0～4.9	+25～+85
4.9～6.1	+90～+140

イ 「琵琶湖環境の再生」を設定する背景

これまでの琵琶湖の環境政策は水質保全対策が中心であり、その結果、流入負荷の削減などには一定の成果を上げてきました。今後は、豊かで望ましい生態系を保全する取組の強化が求められています。生物多様性を確保し、様々な在来種でにぎわう、生命あふれる琵琶湖の再生を目指します。

また、すべての県民が琵琶湖に愛着を抱き、大切にする気持ちを行動につなげていくことが、琵琶湖環境の再生には不可欠です。そのためには県民の琵琶湖への思いを高め、深めていくことが必要です。琵琶湖に遊び、恵みを味わい、湖畔で学び、リフレッシュして、自然との共生を体感し、人々が琵琶湖とつながり、関わり合いを深めていくことを目標として掲げます。

なお「琵琶湖環境の再生」の目標は、マザーレイク21計画第2期計画の検討の中で、さらに具体化していきます。



(3) 長期的な目標に向けた計画期間内の取組

ア 低炭素社会の実現に向けた取組

2030年（平成42年）における滋賀県の温室効果ガス排出量の50%削減（1990年比）に向けた工程表を作成します。そして工程表に示される新たな制度や仕組みづくりに取り組む中で、平成22年度（2010年度）には基準年比で9%の削減を達成し、さらに平成25年度（2013年度）には、9%を上回る削減を目指します。

イ 琵琶湖環境の再生に向けた取組

マザーレイク21計画の第2期計画を策定します。同計画では、必要な取組を体系的に示すとともに「琵琶湖環境の再生」の進捗を的確に表す指標を設定します。これらを通して、平成25年度（2013年度）には、「琵琶湖環境の再生」が着実に進展している状態を目指します。

3 施策展開の基本的な視点

長期的な目標の実現に向け、施策を実施するにあたっての基本的な視点を定めます。

(1) 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点

ア 対症療法的だけでなく、総合的な視点で解決を目指します

従来型の社会システムの変革を通して、低炭素社会の実現や琵琶湖環境の再生への取組を進めることは、環境問題の解決を図るばかりでなく、地域福祉の向上や、地域経済の活性化につながるなど、社会全体に影響がおよびます。このため「部分解」に陥ることなく、「全体解」すなわち持続可能な社会の実現のための「最適解」を見いだせるように総合的な取組を進めます。

イ 様々な政策手法を組み合わせて取組を進めます

各種規制や税制・金融政策による誘導策など個別策として有効な対策・施策を組み合わせることで相乗効果が高まるようにします。また持続可能な社会づくりに向けて行動できる人づくりのために環境学習を推進します。

ウ 新たなビジネスチャンスの創出や県民生活の向上を目指します

技術革新や県民のライフスタイルの転換を促す仕組みづくりは、新たなビジネスチャンスと捉えることができます。持続可能な滋賀社会づくりのニーズをビジネスモデルの創造や雇用機会の拡大につなげ、経済発展と県民生活の質の向上を目指します。

エ 最新の科学技術や伝統的な知恵を活用し、新たな豊かさを創造・普及します

最新の科学技術を活用するとともに、風土に根ざした伝統的な暮らしの知恵を活かし、季節に応じた暮らしぶりの定着を図ります。また、人と人のつながりや、人と自然の共生の中に新たな豊かさを見だし、暮らしの中に根づくよう働きかけます。

オ 取組が利益となったり、効果が見える仕組みを構築します

県民や事業者の取組が継続し、拡大していくためには、環境配慮行動の選択を社会的に誘導する仕組みが必要です。取組の努力が経済的・社会的に評価されたり、効果が実感できるシステムを整えていきます。

(2) 県民、事業者、市町などとの連携による施策の推進の視点

ア 県民、地域団体、NPO、事業者などとの協働・連携を推進します

地域共通の課題である環境問題に対して、「環境自治」の理念のもと、自治の担い手である県民、地域団体、NPO、事業者などが、自主性や主体性を発揮して取り組めるよう、積極的な情報の公開・提供を行うとともに、県民などのアイデアも活かして協働や連携を推進します。また国際化など多様化が進む実態にも配慮します。

イ 市町とのより適切な連携・協力関係を構築します

地域における総合的な経営主体として住民に対して直接的に対応する市町の役割を踏まえるとともに、市町と県の行政サービスが効果的・効率的となるよう、より適切な連携、協力関係を築きます。

ウ 琵琶湖・淀川流域をはじめとする広域的な連携・協力を図ります

水、大気、廃棄物、エネルギーといった環境問題には広域的な連携を図ります。特に、琵琶湖の治水・利水などに大きな関わりをもつ琵琶湖・淀川流域の関係自治体などとの関わりをさらに深めます。また流域住民をはじめ広く国民に対して、琵琶湖の恵みや保全の必要性についての理解と協力を働きかけます。

第3章

施策の方向

第3章では、持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の方向を示します。

まず、第1節と第2節では、持続可能社会づくりの基礎となる、環境学習などによる「人育ち・人育て」と、住民参加や産業・まちづくり、調査研究などの「基盤づくり」の2つの分野について施策の方向を示します。続いて第3節で、6つの環境分野別に施策の方向を示します。

各分野ごとに、目指すべき将来の姿を示し、次に前計画（新滋賀県環境総合計画）の評価・課題を確認した上で、長期的な目標に向けた戦略と施策の方向を示します。

また、施策の方向性に沿った取組に関連する数値指標を設定し、進行管理に活用します。

なお、目指すべき将来の姿は、「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」とも共通するものであることから、これらの将来像の記述の中から、各分野に関わりのあるものを掲げています。

第1節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 人々は家族や地域、世代間のつながりを大切にし、交流を深め、支え合いながら生活しています。
- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しつつ、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負荷が少ないライフスタイルが定着しています。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

県では、これまで環境学習推進計画の策定や環境学習支援センターの開設などにより環境学習の支援体制を確立し、ライフステージに応じた環境学習の充実を図ってきました。こうした県の取組や、県民などの各主体の取組の結果、こどもエコクラブへの参加の拡大や、省エネルギー行動の実践率、県民の買い物袋持参率の高まりなど、環境保全活動の浸透がうかがえます。

こうした気運や行動をさらに加速させ、地球温暖化問題など今日の環境問題の解決や持続可能な社会の実現に向けて、私たち一人ひとりがより一層、環境に対する責任と役割を自覚し、解決に向けた行動につなげていくことが求められています。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、地球温暖化への理解と認識を深めて、環境教育・環境学習を推進します。また、環境配慮行動の効果が見えるような仕組みを組み合わせ、省資源・省エネルギーをはじめとする環境保全のための具体的行動の実践へとつなげ、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境、地域固有の伝統文化や歴史などの素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習の推進により、自分たちの地域環境は自分たちで良くしていこうという気運を高めていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 環境教育・環境学習の推進

- 「滋賀県環境学習推進計画」に基づき、県民、NPO・地域団体、学校、企業、行政などの様々な主体の連携のもと、生涯にわたる環境学習の関連施策を体系的・総合的に進めます。
- 様々な主体による環境学習が効果的かつ適切に実施されるよう「滋賀県環境学習支援センター」の運営を通じ、環境学習に関する情報や交流の機会の提供、指導者の育成などを行います。

- 地域の特性を活かした多様な環境学習の機会の充実や取組の広がりを図るため、地域で環境学習を担う様々な主体の交流や連携の仕組みづくりを進めます。
- 環境学習を教育課程に位置づけ、滋賀県の豊かな自然や身近な環境を通じて、人間の活動と環境の関わりについて理解を深め、環境を大切にする心や実践的な態度、資質・能力を育成するとともに、環境に関する教員の研修に努めます。
- 環境をはじめとする地域課題について継続的・段階的に学ぶ機会づくりに取り組みます。
- びわ湖フローティングスクールでの「びわ湖環境学習」(うみのこ)、森づくり体験などの「森林環境学習」(やまのこ)、農業体験学習において、体験的に学ぶ環境教育を推進します。
- 自然観察会や川、水辺に関する体験型環境学習の機会とともに、博物館などを利用した体験や学習の機会を充実します。
- 琵琶湖をはじめとした滋賀の環境保全や保護に対する理解を深めるため、エコツアーリズムを推進します。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実績	実績 年度	H22年度 中期目標	H25年度 目標
環境学習企画サポート件数(累計)	件	496	H19	1,200	1,900
びわ湖フローティングスクール(うみのこ)事業実施学校数	校	全小学校	H19	全小学校	全小学校
森林環境学習(やまのこ)事業実施学校数	校	115	H19	全小学校	全小学校

第2節 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基盤づくり

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 誰もが地域社会の一員として、互いの価値観を尊重しながら、地域活動やボランティア・NPO活動に積極的に参加しています。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 環境こだわり農業が、県農業のスタンダードとして定着しています。また、安全で高品質な近江米、近江牛、近江茶などが地域ブランドとして確立するとともに、県産物へのニーズの高まりに対応し地産地消が進み、農業が魅力豊かな産業として発展しています。
- 森林資源が見直され、住宅や学校などの公共施設でも木材が使用され、県産木材の県内消費が進んでいます。
- 自家用車に頼らず、バスや自転車などにより、身近な移動が手軽にできるよう交通環境が整っています。
- 適正な規模と形態でコンパクトなまちづくり（都市機能の集約化）が進んでおり、住民が交わる機会が増え、地域の課題を自分たちで解決する気運が高まっています。
- 企業や大学、研究機関が連携し環境に関わる試験研究や技術開発を展開するとともに、豊富で質の高い人材を育成しています。

2 現行施策の評価と課題

環境保全活動を行う住民主体の組織体制が整備され、河川流域単位などで地域の特性を活かした取組が展開されていますが、こうした活動が自立した運営となるよう、今後も支援していく必要があります。

事業所の環境マネジメントシステムの導入は、全国的にも高い水準にありますが、環境に配慮した経済活動が一層推進されるためには、導入が進んでいない中小事業者への環境マネジメントシステムの普及を促進する必要があります。

環境こだわり農産物の栽培面積が大きく増加するなど、環境と調和した農業への転換が進んでいますが、地産地消を推進する上では、さらに生産を拡大する必要があります。

琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館などでは、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境に関する総合的な試験研究や情報提供などを行っていますが、地球温暖化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、これまで以上に社会や行政のニーズに対応した試験研究を進めていく必要があります。

人口や産業活動の増大に伴う琵琶湖の自然環境への影響が懸念されることから、琵琶湖の水質保全、水源のかん養、自然的環境・景観の保全に配慮した県土利用を図ることが重要となっています。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 環境への負荷が少ない移動手段への転換、木材や農産物の地産地消の推進、環境マネジメントシステムの普及などをまちづくりや地域経済の活性化に活かしながら、日常生活や事業活動における温室効果ガスを削減し、低炭素社会の実現を図ります。
- 省エネルギー技術や新エネルギー技術を開発する産業を振興し、その技術を県内で普及させることにより、温室効果ガスの削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。
- 持続可能な社会への転換につながる方策や政策手段の調査研究を進め、各種規制や誘導策など様々な政策手法を組み合わせた効果的な取組を検討することにより、低炭素社会の実現につなげます。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 積極的な環境情報の提供や地域住民などとの協働により環境保全活動を促進することで、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 環境への負荷削減技術を用いた農産物の栽培の普及や、水質汚濁防止関連の技術開発の振興とその成果の普及により、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 琵琶湖環境に関する様々な問題に対応するため、琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ各試験研究機関は、より緊密な連携を図り、琵琶湖環境の再生につなげます。

(1) 地域との協働・住民参加

- 各種開発事業を対象に、計画策定の早い段階において環境保全側面や社会経済的必要性を総合的に検討する戦略的環境アセスメント（SEA）の制度について、国の動向を踏まえながら検討を進めます。
- 「マザーレイク21計画」に基づき、これまでの取組成果の点検・評価なども踏まえながら、河川流域の住民や事業者などが主体となった身近な河川での環境保全活動を推進します。
- 河川の特性和地域の風土・文化などに応じた、地域との協働、住民参加による河川整備や維持管理を行うことにより、流域一体となった防災や環境保全の取組を推進します。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、田園の自然環境や景観、農地・農業用水の保全など、地域ぐるみの共同活動を支援します。
- 環境保全に取り組む県民、地域団体、NPO、事業者などの自主的な活動を支援するとともに、これら多様な主体との協働の推進を図ります。
- 環境白書の発行による環境の状況や環境保全施策の報告および琵琶湖環境に関する一元的な情報提供を行うなど積極的な環境情報の提供に努めます。

(2) 環境と調和した産業・まちづくりへの転換

- 地球規模での環境変化や琵琶湖流域での環境変化に対応し、持続可能に発展していくため、「持続可能な滋賀社会ビジョン」に基づき、長期的視点による施策を展開します。
- 企業の取組を支援しつつ、「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催による販路開拓や情報交流によって環境調和型産業への転換を図ります。
- 企業や大学、研究機関が連携し環境に関わる試験研究や技術開発を展開するため、省エネルギー・新エネルギー技術や水質汚濁防止技術などの環境分野の戦略的技術開発や製品開発に活発に取り組む環境産業の産業集積を目指します。
- エコアクション21など、事業者が取り組みやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、普及促進を行うNPOなどの活動を支援します。
- 環境こだわり農業が県農業のスタンダードとなるよう推進するとともに、県産農水産物が県民の目に見え、選んで買ってもらえるような総合的なPR活動を展開します。
- 飼料自給率の向上により輸送エネルギーの削減を進めるため、県内産飼料の生産拡大を図ります。
- 県産木材の利用拡大を進めるため、安定供給体制の確立を図ります。
- 県産木材の活用や省エネルギー化などによる環境に配慮した住宅の普及促進を図ります。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。
- 商店街の活性化に向けた取組について、地域の課題解決を目指す多様な主体の参画を支援し、にぎわいのまちづくりを推進します。
- 自動車に頼らないまちづくりや地産地消の推進など、低炭素社会の実現に向けて積極的に取り組む市町を支援します。
- 持続可能な滋賀社会への転換につながる有効な方策や、制度的・経済的手法について研究を進めます。
- グリーン購入の推進などにより、生活様式や業務形態の省資源・循環型への転換を進めます。
- 県庁のあらゆる分野において、省エネや環境配慮行動を実践するなど、持続可能な社会づくりに向けた率先行動に努めます。

(3) 調査・研究の推進と成果の活用

- 琵琶湖環境科学研究センターでは、琵琶湖と滋賀県の環境を継続的に観察・監視するとともに、持続可能な滋賀社会の構築、琵琶湖と流域の水質・生態系の保全・再生、環境リスク低減のための実態把握の3つの基本的課題を踏まえ、直面する様々な環境問題に対して、科学的側面から課題解決を図るため、科学的知見を集約し総合解析することにより、政策提言を行います。
- 琵琶湖博物館では、琵琶湖地域の自然、歴史、暮らしの研究・調査を総合的に進めるとともに、その成果を活用し、人びとが地域の調査活動に参加したり、あるいは研究活動を自ら行うことができるよう支援します。

- 琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめ、県の試験研究機関の知見を社会に還元し、県民の環境保全活動を科学的・技術的側面から支援することで、地域への貢献を図っていきます。
- 琵琶湖環境に関する研究を効果的・効率的に進めるため、琵琶湖環境科学研究センター、琵琶湖博物館、県立大学などの機能統合についての検討を行います。
- 海外技術研修員の受け入れや、国際湖沼環境委員会（ILEC）、国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）などの国際機関との協調や連携を積極的に図りながら、琵琶湖に関する技術や経験の発信を通じて、世界の水問題に貢献します。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実績	実績 年度	H22年度 中期目標	H25年度 目 標
びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数（累計）	件	28,628	H19	38,328	47,028
環境こだわり農産物栽培面積	h a	10,367	H19	12,000	12,000以上

第3節 各分野別の環境施策の推進

1 地球温暖化対策

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 県内の温室効果ガスの排出量は半減されているとともに、世界中で削減の取組が進展しており、地球全体で温暖化は抑制基調にあります。
- 全産業が環境に配慮しながら発展し、事業や生産、流通の現場では高効率で低炭素型の施設や設備が導入されています。
- 高品質、高効率、長寿命の電器製品や給湯器などが普及するとともに、省エネルギー行動やグリーン購入が、ほぼすべての家庭・オフィスに定着しており、環境への負担が少ないライフスタイルが実践されています。
- 高断熱仕様やITを活用したHEMS（ホームエナジーマネジメントシステム）を導入した住宅や、太陽光や県産木材、バイオマスなど自然の仕組みや地域の資源を活用した住宅が、新築・リフォーム・住み替え時に選択され、省エネで快適な生活空間が実現しています。
- 再生可能エネルギーの活用、身近な公共交通手段を組み合わせた環境負荷の低い交通体系など、温室効果ガスの排出を抑制する省エネ・省資源型社会への転換が進んでいます。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。

2 現行施策の評価と課題

県では、「滋賀県地球温暖化対策推進計画」を平成18年（2006年）12月に改定し、平成22年（2010年）において県域における温室効果ガスの総排出量を平成2年（1990年）比で9%削減することを目標としました。この目標の達成を目指し、一定規模以上の事業者到大気環境負荷低減計画の策定を求めるほか、地球温暖化防止活動推進員による地域での啓発活動の推進やエコカーの普及を図るためのエコカーマイスターの養成などを実施してきました。

さらに、平成20年（2008年）3月には、2030年（平成42年）に県の温室効果ガスの総排出量を1990年（平成2年）比で半減するという目標を含む「持続可能な滋賀社会ビジョン」を策定し、長期的な目標について県民や事業者などの各主体との共有を図ることとしました。

今後、低炭素社会の実現に向けて、温室効果ガスの削減につながる効果的な施策の展開を図るため、世界や国の動向も踏まえながら、新たな仕組みづくり、制度づくりが必要です。

新エネルギー導入については、個人が設置した太陽光発電施設に対して余剰分の売電量に応じて助成を行うモデル事業や、地域の特性に応じた新エネルギーの利用を推進するために、産学官の連携による新エネルギーの研究や、バイオディーゼル燃料バスの実証試験を行ってきました。

今後、新エネルギー導入をさらに推進するために、様々な主体が参加しやすい仕組みや、資金的な支援のみでなく新たな仕組みを構築していくことが必要です。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 最新の科学技術や伝統的知恵を活用し、事業活動やライフスタイルの転換を促す仕組みづくりを通じて、省資源・省エネルギーの取組を定着・拡大させることにより、温室効果ガスの排出量が増加傾向にある「業務」、「家庭」の各部門や自動車保有台数が増加している「運輸」部門についての排出削減を進め、低炭素社会の実現を図ります。
- 効果の実感できる仕組みや経済的な誘導策など、様々な政策手法を組み合わせ、県民、事業者、行政の各主体の温暖化対策の取組を確実に推進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、再生可能エネルギーの導入促進を通じて、新たなビジネスチャンスも創出しながら、低炭素社会の実現を図ります。
- 国の経済危機対策などに基づく基金や交付金などを活用し、雇用促進や地域活性化と併せた温室効果ガスの排出削減や新エネルギーの導入に関する事業を促進し、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 温室効果ガスの排出削減の取組を通じて、ライフスタイルや事業活動の省資源・省エネルギー化を進め、琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減を図ります。

(1) 地球温暖化対策の推進

- 「滋賀県地球温暖化対策推進計画」に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を進めます。
- 温暖化対策の一層の推進を図るため、滋賀の特性に配慮した、新たな条例を含めた制度設計の検討を行います。
- 2030年（平成42年）までに県の温室効果ガスの排出量を1990年（平成2年）比で半減するための工程表を作成します。
- 経済界との協働による「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」により、経済発展と二酸化炭素削減を同時に推進するための仕組みづくりと実践を行います。
- 家庭における温室効果ガス排出削減のため、企業などとの協働により、インターネットを活用した「みるエコおうみ」プログラムの普及を図るほか、省エネルギー・省資源行動の徹底、環境に配慮した自動車利用、住宅の省エネルギーや新エネルギーの導入、地域や住宅の緑化、県産木材の利用促進、環境保全活動への参加などの取組を推進します。
- 事業所における温室効果ガス排出削減のため、「滋賀県大気環境への負荷低減に関する条例」に基づく大気環境負荷低減のための自主管理計画の策定、省エネルギー・省資源型の事業活動、新エネルギーの導入、ビルや工場などの省エネ化、環境に配慮した自動車利用、緑の保全・創出などの取組を推進します。また、中小企業向け環境マネジメントシステムの普及や効果的な実践事例の普及などを通じて事業者の二酸化炭素の総排出量を削減するための取組を進めます。

- 地球温暖化防止活動推進センターへの支援を通じ、地球温暖化防止活動推進員などによる地域での啓発活動や広報活動を進めます。
- 資源化されない廃棄物の排出量を削減することにより、廃棄物処理にかかる温室効果ガスの発生を抑制します。
- 森林の持つ、二酸化炭素を吸収し、地球温暖化防止に貢献する働きを十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備を推進します。
- 温暖化の影響評価、温暖化の緩和策（防止策）、および適応策という3つの視点から、持続的な農業・水産業を目指します。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。（再掲）
- 県は、電気自動車やハイブリッド車などの低公害車を公用車として導入するとともに、ESCO事業などの導入やグリーンオフィス滋賀の取組の推進、また、下水処理などにおけるエネルギーの効率化などを図ることにより、事業者として自らの二酸化炭素排出量削減に向けた率先行動に取り組みます。

(2) 新エネルギーの導入の促進

- 「新エネルギー導入戦略プラン」（目標年度：平成22年（2010年））の取組の総括、評価を行い、今後の新エネルギー導入についての方針を検討します。
- 国の経済危機対策にかかるしくみを活用し、家庭に対する太陽光発電設備の導入を支援します。
- 農村が持つ自然エネルギーを活用し、持続可能な農村社会の実現を目指して、既存水利施設を利用した小水力発電施設の導入を進めます。

4 数値指標

関 連 指 標	単 位	実 績	実 績 年 度	H22 年 度 中 期 目 標	H25 年 度 目 標
温室効果ガス排出量の削減率 (平成2年比)	%	7.7	H18	9	9以上
「みるエコおうみ」プログラム 取組世帯数	世帯	—		50,000	50,000を維持
県内での太陽光発電による 総発電容量	kw	17,402	H16	100,000	100,000以上

2 自然環境

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖や流域河川では在来の魚貝類でにぎわい、生物多様性が確保されています。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 奥山、里地里山、琵琶湖などの野生動植物の生息・生育空間（ビオトープ）の保全・再生・ネットワーク化が図られ、生物の多様性が確保されています。
- 県民が主役となって環境学習や環境保全活動、森林づくり活動などを県全体で展開しています。

2 現行施策の評価と課題

野生動植物との共生を目的とした「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」を制定し、希少種の保護対策、外来種対策、有害鳥獣対策を推進するとともに、有害鳥獣については特定鳥獣保護管理計画も策定するなどして対策を進めていますが、依然として被害が発生しています。

里山、田園、河川、水辺など様々な場所での生態系の保全・再生に向けた取組については、琵琶湖における外来魚の推定生息量が減少するなど一定の成果を上げていますが、水草の大量繁茂など新たな課題も顕在化しており、今後も取組を継続していく必要があります。

また、「琵琶湖森林づくり条例」に基づき、森林の多面的な機能が持続的に発揮されるように、環境重視と県民協働という視点に立った森林づくりを進めていますが、地球温暖化問題への対応という面からも、二酸化炭素の吸収源となる森林の適正な管理が望まれています。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 県産木材の利用拡大や、県民などとの協働も活かした森林や里山の適正な管理を通じて、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能を十分に発揮させ、温室効果ガスの削減を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 人と自然の関わりの回復の視点を持って、内湖や砂浜、ヨシ群落など湖辺の生態系を保全・再生し、琵琶湖固有の魚類などが生息・生育できる環境を整備することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 森林や里山の適正な管理を進め、森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能を高めることにより、琵琶湖の水質保全を図ります。

(1) 自然環境の総合的保全

- 恵まれた自然を保全するため、「滋賀県自然環境保全条例」に基づき自然環境保全地

域や緑地環境保全地域の指定を行います。また、植物や地質鉱物などで、学術的および教育的に価値の高いものや地域に親しまれているものなどを次代に引き継いでいくため、自然記念物として指定します。

- 外来植物の侵入や植生の遷移、観光客の集中利用により自然環境の劣化が懸念される伊吹山のお花畑について、自然環境の保全・再生に取り組みます。
- 自然公園において、優れた風景地の保護管理に努め、自然保護監視員による指導を行います。
- 自然環境保全意識の普及啓発を図るため、県立朽木いきものふれあいの里センターや県立三島池ビジターセンターなどを自然環境教育の拠点とし、自然観察会のプログラムの充実などを行います。
- 湿地の賢明な利用を進めるため、ラムサール条約の登録湿地である琵琶湖との良好な関わり方の情報発信などを行います。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、レジャーの面からの琵琶湖への環境負荷の低減を目指します。
- 公共工事については、生物環境アドバイザーなどの指導を受けるなどにより、生物環境に配慮した工事の実施に努めます。
- 湖辺の砂浜やヨシ原、松林などを保全するために、湖岸浸食の著しい砂浜の浸食防止対策を実施します。また、人工湖岸を、現在の治水機能を確保しつつ、砂浜やヨシ原などの自然湖岸へと再生します。
- 河川の改修にあたっては多自然川づくりを基本とし、護岸は必要最小限として河畔林や瀬・淵を保全するほか、自然な河床形状を保つなど、自然環境に配慮します。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、生物に配慮した水田管理や水田に生息する生物の観察会の開催など、地域住民による豊かな田園の生きものを育む取組を支援します。
- コイ・フナ・ナマズなどが琵琶湖周辺の水田で産卵・生育できる環境の回復を目指し、地域住民による魚道の整備などの取組を支援します。

(2) 健全な生態系の保全・回復

- 「滋賀県ビオトープネットワーク長期構想」に基づき、野生動植物の個体の生育および生育環境の保全、再生、ネットワーク化を推進します。
- 生物の多様性に富む、琵琶湖の湖辺に広がる陸域と水域の推移帯（エコトーン）を中心に、生物の生息・生育状況の把握や生態系のメカニズム解明に努め、健全な生態系の保全・再生に活かします。
- 琵琶湖湖辺域の推移帯におけるビオトープネットワークを形成するため、その拠点としてふさわしい早崎内湖の再生に向けた実施計画を作成します。
- 「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」に基づき、琵琶湖のヨシ群落の健全な育成を図ります。
- 琵琶湖において過剰に繁茂する水草を適切に刈り取ります。また、刈り取った水草の利活用についての検討を進めます。
- 生態系の保全を図るため、琵琶湖および内湖などに生育する外来水生植物の実態把握

や駆除などを行います。

- 「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」の「南湖再生プロジェクト」の一環として、国、水資源機構、県など関係機関の連携を積極的に図りながら、南湖湖底の生物生息空間の回復を目指します。
- 外来魚の駆除を実施するほか、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき釣り上げた外来魚の再放流（リリース）禁止の定着に向けた取組を徹底し、琵琶湖固有の魚類相の回復を目指します。また、継続的に在来魚の種苗放流を実施します。
- 「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」により、希少種の保護施策を推進するとともに、在来の生態系をかく乱するおそれのある外来種の対策などを進め、生物多様性の保全を図ります。また、県民との協働により野生生物の生息・生育状況の調査を実施し、希少種の情報を記載した「滋賀県で大切にすべき野生生物」の生息・生育情報の精度を高めます。
- 農林水産業への被害が深刻化しているニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、カワウについては、特定鳥獣保護管理計画などに基づき、被害防止対策、生息環境の整備、個体数管理を進めます。鳥獣による被害が生じた場合には、必要に応じ有害鳥獣の捕獲を実施します。
- 野生動物の保護を進めるため、鳥獣保護区の設定などによる計画的な鳥獣保護と併せて、傷病鳥獣の治療やリハビリのための受け入れ体制の整備とボランティアの育成などを実施します。

(3) みどりづくりの推進

- 森林、里山、田園、都市内緑地、河川、水辺などの多様な空間において、地域性に合った多様な生物が生息・生育する豊かな環境を創出・保全する多様なみどりづくりを推進します。
- 森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるように、環境に配慮した森林づくりを進めます。
- 県民が様々な場面で主体的に森林づくりへ参画できるように、地域の活動団体による森林づくりを支援します。また、琵琶湖森林づくり県民税の目的や用途など、森林づくりに関する情報を積極的に発信します。
- 企業の社会貢献活動としての森林整備・保全活動を促すため、活動フィールドの情報収集など、サポート体制の整備に努めます。
- 県立近江富士花緑公園や山門水源の森、きゃんせの森などの拠点施設を活用し、森林づくりやみどりづくりの普及啓発に努めます。
- 「緑の募金」活動の推進により、豊かな生活環境を創造するための身近なみどりづくりや、その普及啓発に努めます。
- 緑地保全地区や風致地区、歴史的風土保全制度の活用による緑地の保全、びわこ地球市民の森などの公園・緑地の整備、緑の街路づくりを進めるとともに、宅地開発などにおける現存樹木の保全などによるみどり空間の確保を図ります。
- 県産木材の利用拡大を進めるため、安定供給体制の確立を図ります。（再掲）
- 森林センターにおいて、森林づくりなどについての調査研究を行うとともに、その成果や技術の普及啓発に努めます。

4 数値指標

関 連 指 標	単 位	実 績	実 績 年 度	H22 年 度 中 期 目 標	H25 年 度 目 標
希少野生動植物の 「生息・生育地保護区」の箇所数	箇所	2	H19	10	10
人工湖岸を再自然化した累計延長	m	2,930	H19	3,800	3,800
外来魚の推定生息量	トン	1,600	H18	1,000	1,000 以下
県の鳥カイツブリの生息数	羽	629	※1	800	800
琵琶湖のヨシの面積	h a	151	H14	159	159 以上
緑化されている道路の延長	k m	183.9	H18	200	240
都市公園面積（県民1人当たり）	m ²	8.1	H19	9.5	9.5
年間間伐実施面積	h a	1,920	H15	2,600	2,600

※1) 「県の鳥カイツブリの生息数」の基準年の欄の数字は H17～H19 年度までの平均値

3 景観・歴史的環境

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 春夏秋冬の季節感が感じられ、美しい琵琶湖の風景や緑豊かな森林があります。
- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 都市部では、住宅・商店などが集約されたり計画的な住宅立地が進むことにより、まとまったオープンスペースが生まれ、身近に自然と触れ合える緑地や親水空間が計画的に配置されたり、家庭菜園が営まれるなど、快適な都市空間が実現しています。
- 農村部では、農業や林業の健全でかつ持続的な生産活動を通して豊かな県土が保全され、美しい田園・里山景観が維持されています。
- 歴史文化などを観光資源として活かしたまちづくりが進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

「景観法」および「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」に基づき景観形成の取組を推進するとともに、「湖国風景づくり宣言」や「滋賀県景観計画」を策定し、琵琶湖を中心としたひろがりつつながりのある景観形成を進めています。今後、景観行政団体となる市町が増加していくと考えられることから、地域の特性に応じた景観形成を尊重しつつ、県土の一体的な景観保全を図るため、県と関係市町との連携を十分に図っていく必要があります。

また、県内にある多くの貴重な文化財や伝統文化などを県民が身近に親しみ、潤いある生活につなげるよう、積極的な保存と活用が求められています。

3 施策の方向

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 先人から受け継いだ美しい湖国の風景を守り育てていくことを通じて、健全な生態系を確保することや、人の暮らしと琵琶湖の関わりを再生することにより、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 人と水が関わってきた歴史や文化を守り育てるとともに、学びに活かし、水と共存することの大切さへの気づきを促すことで、琵琶湖環境の再生につなげます。

(1) 湖国の景観の保全・創造

- できるだけ多くの市町が景観行政団体となり、地域の特色に応じた景観行政に取り組むよう、「景観法」の活用について、市町に対する啓発や研修に努めます。また、景観行政団体協議会を設置し、県内の景観行政団体とともに琵琶湖の景観など広域的な課題に取り組めます。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源を良好な形でまると保全するため、レンゲやコスモスなどの景観作物の栽培や、伝統的な農法や施設の保全など、地域住民による心なごむ田園景観を守り育てる取組を支援します。
- 地域住民との協力を図りながら、水辺や河川などの良好な環境の保全や、沿道の景観づくりを進めます。

(2) 歴史的環境の保全

- 県内各地に所在する文化財の実態を把握し、今後の保存・活用を検討するための基礎資料となる、各種の文化財調査を進めます。
- 身近な歴史環境の保全・活用の推進のために歴史的建造物などの保全を点から面へ広げ、より豊かな歴史的環境の保全を図ります。
- 特に重要な史跡については公有化を進め、調査を行うことにより、地域住民が生活の中で歴史、文化に触れる場として、広く活用を図ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単 位	実 績	実 績 年 度	H22 年 度 中 期 目 標	H25 年 度 目 標
景観行政団体となった市町の数	市町	7	H19	9	11
県指定(選定)文化財の件数	件	375	H19	435	435
登録有形文化財の件数	件	249	H19	270	300

4 水・土壌環境

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖で泳いだり、美しい水辺に集うなど、琵琶湖は人々が憩い、リフレッシュできる場として高い価値を保持しています。
- 農林水産業による適切な利用によって農地や森林の多面的機能などが持続的に発揮されています。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。

2 現行施策の評価と課題

生活排水対策や農業排水対策などを講じてきたことにより、琵琶湖への流入負荷量の削減は進んでいます。今後は、これまでの取組に加えて、流入負荷量の削減による琵琶湖の水質改善効果の検証を行うことや、BODは減少しているにもかかわらず、同じ有機汚濁の指標であるCODが増加傾向にあることの原因を解明することなどにより、水質と生態系を健全な形で維持・再生していくための効果的な保全策に結びつけていく必要があります。

さらに、地球温暖化の進行が懸念される中、北湖深層部の低酸素化現象など、気候変動による琵琶湖水質や生態系への影響を把握する必要があります。

また、水源かん養機能など森林の持つ機能を活かすために、除間伐を必要とする森林の整備を重点的に進めています。しかし、林業の低迷により放置された森林が増加しており、環境を重視した森林づくりを進める必要があります。

土壌・地下水汚染については、「水質汚濁防止法」や「土壌汚染対策法」に基づく調査の結果、長期にわたる汚染の継続や新たな汚染が確認されており、これらの解消と新たな汚染の未然防止に向けた取組を進める必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 最新の省エネルギー技術を活用して水処理を進めるなど、琵琶湖への流入負荷削減対策をより効率的に進めることにより、温室効果ガスの排出削減につなげ、低炭素社会の実現を図ります。
- 間伐などの森林施業を適切に実施し、災害の防止や水源かん養の機能とともに二酸化炭素吸収源として機能する森林を維持し、低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 農地や路面等の面源および事業場等の点源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減対策等を推進し、水質保全を通じて琵琶湖環境の再生を図ります。
- 森林や農地を適正に整備・管理し、災害の防止や水源かん養の機能とあわせて水質浄化機能を効果的に発揮させることで、琵琶湖環境の再生を図ります。
- 気候変動による琵琶湖の水質、水生生物、魚類、水収支等への影響を予測評価し、適応策につなげていくことで、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 水・土壌環境保全対策の推進

- 「湖沼水質保全対策特別措置法」に基づく「琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」の着実な推進に努めます。
- 琵琶湖の水質汚濁メカニズム解明調査を継続的に実施し、琵琶湖総合保全学術委員会において琵琶湖再生の方向性や琵琶湖再生調査についての検討を行います。
- 北湖深層部の低酸素化に関する実態把握と生態系や水質への影響把握を、琵琶湖環境科学研究センターの中期計画に位置づけ、定期的に調査を行い実態の把握などに努めます。
- 下水道の整備促進と各戸への接続率を向上させるとともに、効率的な下水処理を行い、流入河川や琵琶湖への汚濁負荷を削減します。また、下水処理にかかるエネルギー効率の向上にも努めます。
- 合併処理浄化槽については、生活排水を早期かつ適正に処理するため、下水道などの整備計画のない地域や下水道などの供用開始が長期間見込まれていない地域において整備促進を図ります。
- 事業場などの点源からの排水に対し、引き続き監視・指導を行い、適正な自主管理による排出抑制を推進します。
- 雨水幹線整備事業などにより、市街地や道路などの面源から、降雨に伴って流出する汚濁負荷の抑制に努めます。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、従来型2サイクルエンジンの使用を禁止し、プレジャーボートの排気ガスによる水質への影響を低減します。
- 環境こだわり農業を推進し、栄養塩類、濁水、農薬成分の流出負荷量の低減を図ります。
- 農業集落排水の適正な管理や高度処理により、琵琶湖への汚濁負荷の削減を進めます。
- 農村の土地、水、伝統、環境などの資源をまるごと保全するため、田園の自然環境や景観、農地・農業用水の保全など、地域ぐるみの共同活動を支援し、水田からの負荷削減を実現します。
- 農地から流出する汚濁負荷を削減するため、循環かんがい施設や反復利用施設、浄化施設の整備など、再利用対策や発生源対策を進めるとともに、その適正な運用、維持管理のための仕組みづくりに取り組みます。
- 琵琶湖への汚濁負荷を削減するために、流入河川対策や底質改善対策を実施します。
- 県内の地下水汚染の状況を監視するため、毎年度、地下水質測定計画を策定し、計画に基づく調査を継続的に実施します。
- 平成20年(2008年)に施行した改正滋賀県公害防止条例に基づき、地下水汚染の未然防止や早期発見と改善、土壌汚染の改善に努めます。

(2) 水源かん養対策の推進

- 洪水や渇水を緩和し、水質を保全する機能を持つ森林や農地などを保全します。
- 強雨時の土壌流出などにより、保水機能や水質浄化機能が低下することを防ぐため、県土を保全する砂防事業の推進により、土壌層の安定化を図ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実績	実績 年度	H22年度 中期目標	H25年度 目標
県内主要河川の水質目標の達成率	%	79	H19	100	100
琵琶湖の透明度	m	7.5※1	H19	7.2	7.2
琵琶湖の水質					
(COD) 北湖	mg/L	2.6	H17 ※2	2.6	2.6以下
南湖	mg/L	3.2	H17 ※2	3.1	3.1以下
(T-N) 北湖	mg/L	0.32	H17 ※2	0.30	0.30以下
南湖	mg/L	0.36	H17 ※2	0.33	0.33以下
(T-P) 南湖	mg/L	0.018	H17 ※2	0.018	0.018以下
琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数					
(アオコ)	日数	5	H19	0	0
	水域	3	H19	0	0
(淡水赤潮)	日数	0	H19	0	0
	水域	0	H19	0	0
琵琶湖の水泳場の「快適」ランクの箇所数	箇所	7	H19	10	10
下水道を利用できる県民の割合	%	83.5	H19	85	85以上
年間間伐実施面積(再掲)	ha	1,920	H15	2,600	2,600
整備を必要とする農業集落排水処理施設に対する整備割合	%	97.3	H18	98.2	98.7
事業場排水基準遵守率	%	95	H19	100	100
プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	%	29	H18	100	100
流域単位での農業排水対策の面積	ha	14,036	H18	16,800	16,800

※1)「琵琶湖の透明度」は、比較的経年変動が大きく、6.1m(H16年度)、6.8m(H17年度)、7.7m(H18年度)、7.5m(H19年度)、6.8m(H20年度)と推移している。

※2)「琵琶湖の水質」は、目標値設定の基となっている「第5期琵琶湖に係る湖沼水質保全計画」(平成18～22年度)における基準年である平成17年度の実績値を示している。

5 大気・化学物質・その他の快適環境

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 琵琶湖と共存しながら、健全で持続的な生産活動が行われることにより、農地や森林の持つ多面的機能が十分に発揮されています。
- 公共交通や自転車歩行者道の基盤整備により、バス・鉄道などの利用者が増え、自動車利用が減ることにより、誰にとっても、安全でゆとりある、まちづくりが進んでいます。
- 快適で安全な生活に向けて、公園や下水道、交通環境の整備などのまちづくりや情報通信技術の活用が進んでいます。
- 自家用車だけに頼らず、鉄道やバス、乗り合いタクシーなどの公共交通機関などにより、身近な移動が可能になっています。

2 現行施策の評価と課題

滋賀県の大気汚染の状況は、二酸化いおう、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（SPM）については、全ての測定地点で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントは環境基準が達成されておらず、近年は毎年、光化学スモッグ注意報が発令されています。今後は大気環境について、シミュレーションの実施や大気自動測定局の適正配置の検討などを行い、大気状況の面的把握を行う必要があります。

また、「びわこ横断エコバス」の運行や「鉄道版エコ交通モデル」の確立に向けた各地域の取組により、エコ交通に対する理解と気運を作り出すことに取り組みました。今後は交通事業者・関係団体・関係市町などとの連携を強化し、継続的・多角的な取組を展開していく必要があります。

P R T R法に基づく化学物質の排出量は、年々低下傾向はみられるものの、事業所からの届出排出量は、全国の約2.0%と、工業県である本県の特徴を反映し、面積や人口規模からすると比較的多い傾向にあります。このため、事業場などにおける化学物質の適正な管理の促進などにより、環境中に放出される化学物質量を削減する必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 環境負荷を小さくする技術や機器、施設の導入などにより、工場や事業場における大気汚染物質削減と温室効果ガスの削減を一体的に進め、低炭素社会の実現を図ります。
- 自動車利用から公共交通機関や自転車への利用転換が、利用者にとってメリットとなるような仕組みづくりを通じて低炭素社会の実現を図ります。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- 工場や事業場における大気汚染物質削減や化学物質などの適正な管理を促進することにより、降雨などを經由した琵琶湖への負荷を削減し、琵琶湖環境の再生を図ります。

(1) 大気環境保全対策の推進

- 滋賀県の大気状況について監視を継続し、面的把握を行い、良好な大気環境の確保につなげます。
- 大気環境中の有害大気汚染物質やアスベストについて定期的な監視を実施します。
- 工場や事業場からの排出ガスなどに対し、引き続き監視・指導を実施し、適正な自主管理による排出抑制を進め、大気環境の保全を図ります。
- 「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」に基づき、工場・事業場に対しばい煙や有害大気汚染物質の排出量低減を図る自主管理計画の策定や継続的実行を支援し、事業活動に伴う大気環境の負荷を低減します。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関と湖上交通や自転車・徒歩の組み合わせにより、自動車に頼らなくても県内を移動することができる交通体系を整備し、エコ交通を進めます。
(再掲)
- 道路整備などを実施することにより、交通渋滞を緩和し大気環境保全につなげます。

(2) 化学物質対策の推進

- 化学物質の有害性や環境中の存在に関する情報、P R T R法に基づく排出量の情報などにより環境リスクを把握し、施策効果を検証するためにモニタリングを実施します。

(3) その他快適な生活環境保全の推進

- 騒音、振動、悪臭対策の推進に向けて、土地利用や生活の実態に合わせた規制地域の指定を行うとともに、規制事務を所管する市町に対する支援を行います。
- 「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」に基づき、プレジャーボートの航行規制水域の指定を行い、プレジャーボートの騒音から生活環境を守ります。

4 数値指標

関 連 指 標	単位	実績	実績 年度	H22年度 中期目標	H25年度 目 標
二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	%	100	H19	100	100
各駅の1日あたり乗車人数の合計	千人	343.4	H18	349.0	349.0以上
市街地における混雑時の自動車の平均速度	km/h	25.1	H17	30.0	30.0以上
主要渋滞ポイント数	箇所	9	H19	5	4
プレジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	件	33	H19	15	15

6 廃棄物・資源循環

1 目指すべき将来（2030年頃）の姿

- 省エネルギー行動やグリーン購入がほぼすべての家庭・オフィスに普及しており、環境への負担が少ないライフスタイルが定着しています。
- 資材の調達・加工・流通・消費が地域内で循環する割合が高まるとともに、コミュニティビジネスなど地域に密着した事業が活発となっています。
- 資源・分別回収が徹底されています。また、農村部を中心に生ごみの資源化が定着しています。
- 廃棄物の発生の抑制と資源化の仕組みが確立し、資源循環を進めています。

2 現行施策の評価と課題

一般廃棄物については、県民1人が1日に出すごみの量はここ数年微減傾向にありますが、当面は人口増に伴う総排出量の増加が懸念されます。また、リサイクルも一定進んではいるものの、大きくは進展していません。

一方、産業廃棄物については、「産業廃棄物税条例」の施行や、リサイクル製品の認定制度、資源化情報サイトの開設など資源の有効利用の支援施策を実施してきたところ、事業者の自主的なゼロ・エミッションの取組や廃棄物のエネルギー利用が進んだこともあり、資源化されない産業廃棄物の量は大きく減少してきています。また、下水道の進捗に伴い汚泥の増加が見込まれますが、引き続きエネルギー利用も含めた有効利用を推進していく必要があります。

新たな不法投棄など不適正処理件数は年々減少傾向にあり、新規に発生した事案がその発見年度内に解決できた率（新規事案の年度内解決率）も向上しているものの、現在も年間200件あまりの新規案件の発生がみられます。

今後、さらなる循環型社会の構築を目指して、廃棄物の3Rの取組を一層推進するとともに、廃棄物の不法投棄など不適正処理の未然防止や早期改善に向け適切に対応していく必要があります。

3 施策の方向

◇「低炭素社会の実現」に向けて

- 廃棄物の3Rの取組を進め、廃棄物の処理に必要なエネルギー使用を削減すること、廃棄物をエネルギーとして再利用することなどにより、温室効果ガスの排出量の抑制を図り、低炭素社会の実現を目指します。

◇「琵琶湖環境の再生」に向けて

- ごみのポイ捨てや不法投棄など、不適正処理の未然防止や早期改善に取り組むことにより、快適な琵琶湖環境の維持を図ります。

(1) 3Rの推進

- 滋賀県リサイクル製品認定制度による認定製品（ビワクルエコ製品）の周知や長く使えるものを選ぶなど、グリーン購入の啓発などにより、廃棄物の排出削減を図ります。
- 各種リサイクル法令の運用や、排出事業者、処理業者、市町などでの資源化処理の推進により、発生後の廃棄物の資源化を進めます。
- 農村地域に多量に存在している、もみ殻、家畜ふん尿、生ごみ、集落排水汚泥など生物由来の有機性資源（バイオマス）を、たい肥やエネルギーなどとして利活用する資源循環型の農村社会の構築を進めます。
- 公共施設の適切な維持管理による長寿命化を図り、建築工事廃棄物の発生抑制に努めます。

(2) 廃棄物の適正処理の確保

- 廃棄物の適正処理のために必要となる処理施設が確保されるよう、排出事業者、処理業者、市町などによる主体的な整備を進めます。
- 産業廃棄物排出事業者や処分業者などへの適正処理にかかる指導を徹底し、生活環境の保全を図ります。
- 「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」によるごみのポイ捨て禁止などの主旨の徹底と、美化活動の推進により、美しい湖国づくりを行います。
- 県民が安心して暮らせる環境を確保するため、不法投棄に対しては、未然防止対策・監視通報体制強化・原状回復対策を推進します。
- 地下水汚染などの生活環境保全上の支障およびそのおそれが生じているRD最終処分場問題の早期解決を図ります。

4 数値指標

関連指標	単位	実績	実績年度	H22年度 中期目標	H25年度 目標
県民1人が1日に出すごみの量	g	948	H18	900	900以下 ※1
1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	千トン	240	H18	200	200を維持 ※1
1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	千トン	367	H18	210	210を維持 ※1
不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率	%	71	※2	80	80

※1) 「県民1人が1日に出すごみの量」、「1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量」、「1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量」は、平成22年度に「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定を行い、平成27年度目標値を設定する予定

※2) 「不法投棄など産廃不適正処理事案新規分年度内解決率」の実績の数値は、H14年度～H18年度の平均値

第4章

重点プロジェクト

第4章では、第3章で方向付けた施策の中から、長期的な目標の実現に向けて、特に重点的に取り組む施策(群)を、重点プロジェクトとして示します。

1 低炭素社会の実現

低炭素社会の実現には、国による社会経済制度の大胆な転換やエネルギー供給事業者をはじめとする大規模排出事業者の削減取組が不可欠ですが、ここでは、家庭、地域、県域を対象に地産地消やまちづくりなど地域活性化の視点に配慮した取組をプロジェクトとして掲げます。

- ① 「みるエコおうみ」プロジェクト
- ② 「しが炭素基金」プロジェクト
- ③ 「農産物の地産地消の確立」プロジェクト
- ④ 「県産木材の利用促進」プロジェクト
- ⑤ 「持続可能な交通システム」プロジェクト
- ⑥ 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト

2 琵琶湖環境の再生

琵琶湖環境の再生には、森林の適正な管理、下水道などの排水処理対策、市街地や農地の面源負荷対策など流域全体での継続的な取組が必要ですが、ここでは、「琵琶湖と暮らしの関わり再生」、「琵琶湖流域生態系の保全・再生」、「水環境の保全」という視点から琵琶湖環境の再生につながる新たな取組をプロジェクトとして掲げます。これらのプロジェクトは、マザーレイク21計画（第2期計画）においてさらに具体化される予定です。

- ⑦ 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト
- ⑧ 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト
- ⑨ 「水環境の保全」プロジェクト

[事業内容の表の凡例]

- 事業名および事業概要の欄：計画期間中に実施する事業名および事業概要を記述しています。
- 現状および事業展開の欄
 - ・黒丸印（●）：事業の実施内容を記述しています。
 - ・矢印（→）：事業の実施期間（事業の始期および継続期間）を表しています。
（なお、平成20年度以前から実施していた事業については、平成20年度から矢印が始まっています。）
 - ・事業目標：事業期間で何をどこまで達成するのかを可能な限り数量で設定しています。

1 「みるエコおうみ」プロジェクト

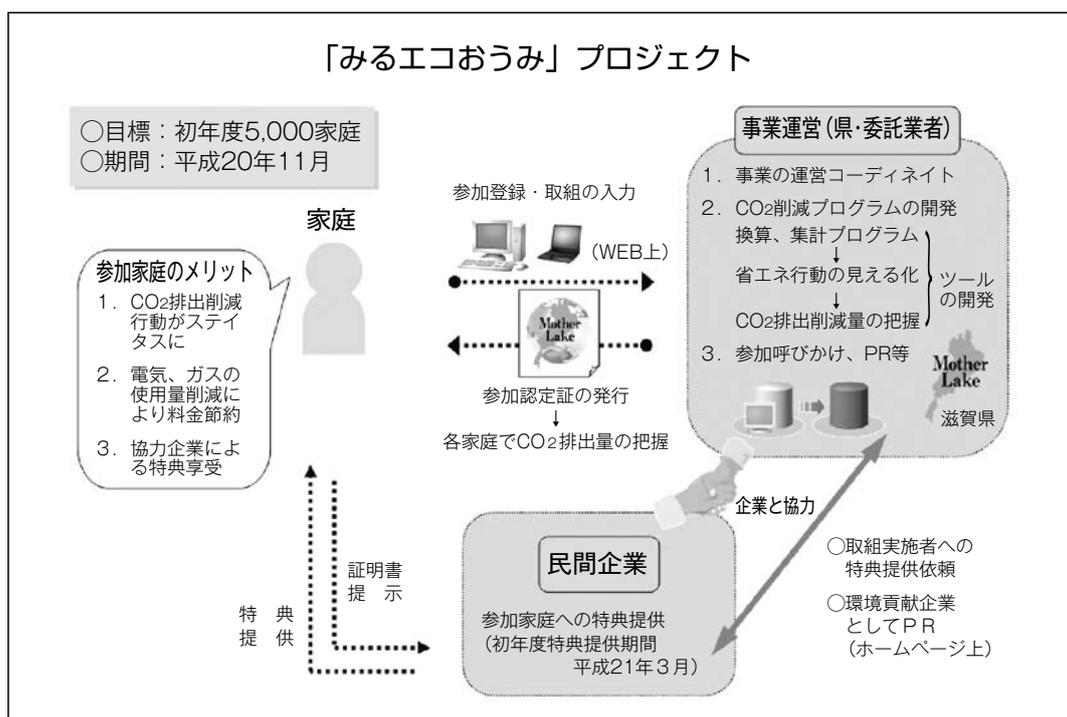
1 ねらい

家庭での二酸化炭素の削減効果の「見える化」を図り、温暖化問題を「自分ごと」として意識できるよう、インターネット上で気軽に参加できる「みるエコおうみ」プログラムの普及を図ります。

2 展開方向および事業内容

システムの改良を行うなど、プログラムの充実により参加者の拡大を図り、また市町の同様の取組とも連携を図りながら、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進し、家庭部門での二酸化炭素の着実な削減につなげます。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~ H 25)
事業概要 「みるエコおうみ」プログラム推進事業 各家庭がインターネット上で環境に配慮した取組結果を入力し、その取組に対して企業などから特典や割引が得られる仕組みをつくり、家庭における二酸化炭素排出量の削減の取組を推進する。	システム運用開始	●システムの見直し ●市町、企業を通じた普及拡大 ●事業の評価 ●今後の展開検討
CO ₂ 削減プログラム取組世帯数 一世帯		50,000 世帯



2 「しが炭素基金」プロジェクト

1 ねらい

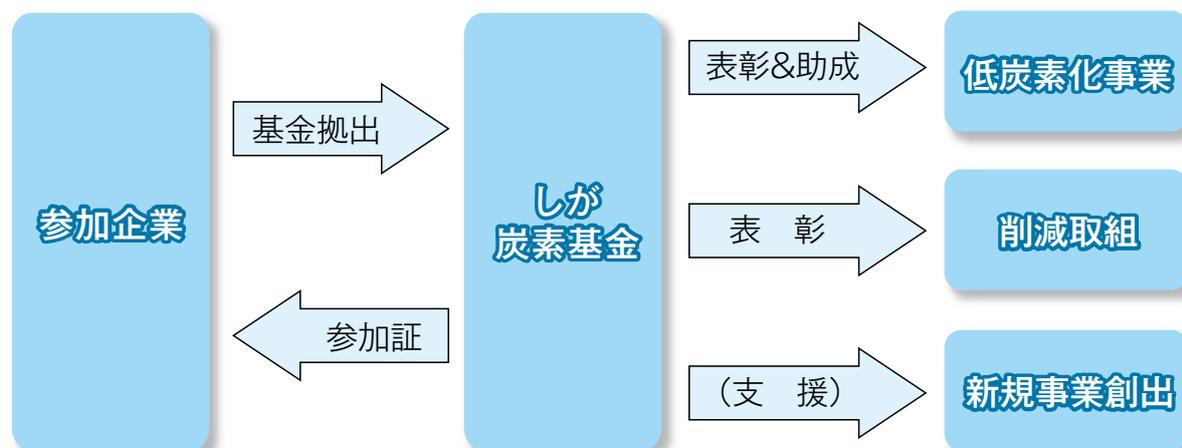
経済発展と温室効果ガス削減を同時に達成するため、経済界と県が協働してカーボンオフセット制度を創設します。

※カーボンオフセットとは、市民、企業などの社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動に資金提供することなどによって、その全部または一部を相殺すること。

2 展開方向および事業内容

環境経済で県内の雇用創出と事業革新を牽引することを目的とした県と経済界が協働で取り組む「滋賀エコ・エコノミープロジェクト」の一環として「しが炭素基金」を設置し、カーボンオフセット制度を創設・運用します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~ H 25)
事業概要		
滋賀エコ・エコノミープロジェクト推進事業	滋賀エコ・エコノミー戦略本部の設置 (H 19)	<ul style="list-style-type: none"> ●排出量の調査 ●基金の創設、事業実施 ●カーボンオフセット制度の設計・試行
「しが炭素基金」を設置し、低炭素社会の実現に資する新規事業への助成や温室効果ガス削減の優良事例を表彰することにより、事業者の低炭素社会づくりへの理解と関心を深める。 そして、事業者が県内の温室効果ガス削減事業を活用してカーボンオフセットする制度の運用につなげる。		→



③「農産物の地産地消の確立」プロジェクト

1 ねらい

地場野菜の生産拡大と流通体制の整備により地産地消を進めるとともに、学校などでは、地産地消とあわせて食品資源が地域循環する仕組みづくりを進めます。

2 展開方向および事業内容

(1) 地場農産物の生産拡大と県内流通の促進

環境こだわり農産物をはじめとする地場野菜を県内消費者へ安定的に供給するため、生産振興を図るとともに、県内量販店に向けた通年供給体制を整備します。また、県内農産物の需要喚起を図ります。

事業名	現状 (H20)	事業の展開 (H21～H25)
近江の園芸特産チャレンジャー事業 県産農産物を安定供給するため、低コスト・省力化技術の導入、栽培施設の整備による生産拡大を図る。 野菜の作付面積（うち施設野菜の作付面積） 3,502ha(389ha)(H18)		●野菜の周年供給のためのパイプハウス設置助成 ●「近江の野菜」ブランド化のための生産体制整備助成 ●水田における野菜生産拡大のための省力化機械導入助成 4,000ha(400ha)
「近江の野菜」県内流通促進事業 環境こだわり野菜を中心とした県産野菜を量販店へ年間供給する県内流通システムを確立する。 県産野菜を年間供給する量販店数	4店舗	●流通システム構築のための協議会・調整会議開催を支援 ●量販店でのPR、産消交流会の開催を支援 ●流通コンテナの導入を支援 5店舗
しがの農水産物マーケティング戦略推進事業 県と県内の食品販売事業者などが協働して、県産農産物を定期的にクローズアップする取組（「おいしが うれしが」キャンペーン）などを実施する。 地産地消推進店登録店舗数	526 店舗	●マーケティング戦略推進会議の開催 ●「おいしが うれしが」キャンペーンの実施 300 店舗
滋賀県の「顔」となり、県民が愛着心を抱くような農産物を育成する。		●滋賀の「顔」となる農産物の育成
にぎわいのまちづくり総合支援事業（地産地消こだわり支援） 商店街の空き店舗活用による地元野菜の直売店舗の整備などを支援する。		●事業経費の一部を補助

(2) 食品資源が地域循環する地産地消モデルの推進

学校給食などへの安定的な地場農産物供給体制とあわせて、食品資源を活用した地域循環の仕組みづくりを進めます。さらに、地場農産物の学校給食への活用を通じて食育を推進します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要 地場農産物が支える学校給食推進モデル事業 生産者と学校給食関係者が連携して、食育農園の設置を進め、学校給食へ地場農産物を供給する地域モデルを構築する。 地域モデルの設置数一か所		●学校給食地場農産物供給促進会議設置を支援 ●食育農園設置を支援 6か所 (野菜品目数 4品目)
事業概要 栄養教諭を中核とした食育推進事業 地場農産物が支える学校給食推進モデル事業の対象市町 (地域) の学校を研究指定校に指定し、地場農産物を活用した食育を推進する。		●研究指定校の支援

(3) 飼料の地産地消の推進

休耕田などを活用した家畜飼料の自給拡大を図ります。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要 飼料自給率向上対策事業 水田特化型の本県の特徴を活かして、稲発酵粗飼料や飼料用米の生産拡大による飼料自給率の向上を図り、輸入飼料の輸送に係るエネルギー消費の削減と畜産経営の安定を図る。 稲発酵粗飼料作付面積 98ha(H19)		●戦略会議の開催 ●飼料イネ生産者・集団への助成 ●飼料用米利用のモデル実証 220ha

4 「県産木材の利用促進」プロジェクト

1 ねらい

森林資源の循環利用を促進するため、県産木材の生産流通体制を整備するとともに、県産木材を活用した良質な木造住宅の普及促進を通じて、木材の地産地消を推進します。

2 展開方向および事業内容

(1) 県産木材の生産流通体制の整備

適期に適切な森林整備を推進するため、県産木材の生産流通体制を整備します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~ H 25)
事業概要 県産木材生産体制整備支援事業 施業の集約化および低コスト施業をモデル的に実施し、森林組合などの経営力や技術力を高めるとともに、モデル地域の成果を周辺森林へ波及させる。 地域モデルの設置数 一か所		●施業プランナー、高性能林業機械オペレーターの育成 ●高性能林業機械導入支援 ●搬出路開設支援 7か所
事業概要 県産木材の安定供給に不可欠な流通拠点の整備に向けた支援および拠点稼働（平成23年度予定）後に必要な運営支援を行う。		●経営技術者育成 ●調査・検討・体制整備 ●流通拠点施設の運営支援

(2) 県産木材の利用拡大

良質な木造住宅のづくり手や住まい手・利用者への支援、公共施設などでの県産木材の利用を通じて、消費の拡大を図ります。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~ H 25)
事業概要 滋賀らしい環境こだわり住宅推進事業 県民や事業者、技術者を対象とした木造住宅についての研修会や住宅見学会などの開催を支援する。 木造住宅のづくり手である設計者、大工・工務店、木材供給者のネットワークづくりを支援する。	登録制度の構築	●研修会や住宅見学会の開催を支援 ●づくり手ネットワークグループ登録制度の周知を支援
事業概要 未来へつなぐ木の良さ体感事業 木の良さを体感する機会を県民に提供することで、びわ湖材の積極的な利用を普及啓発する。 木材自給率 26%		●事業の見直しを検討 ●づくり手への新たな支援の実施 35%

事業名 事業概要	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
滋賀県産木材利用指針の見直し 公共施設などでの県産木材の利用を促進するため、木造・木質化する場合の「判断基準」を明確にする。		●指針の見直しに向けた検討  ●指針の運用 
県産木材の規格化の検討 公共施設などでの県産木材での木質化を推進するため、壁、床などの内装材の規格の統一を図る。		●県産材の規格化を検討  ●規格の運用 

5 「持続可能な交通システム」プロジェクト

1 ねらい

駅周辺や企業・事業所が集積した地域で、通勤や買い物の近距離のマイカー移動を自転車やバスへ転換します。

2 展開方向および事業内容

(1) 自転車利用の促進

市町と協働して、重点エリアを選定し、計画的かつ集中的に取組を実施することにより、自転車利用の先導的な地域モデルを構築します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要 持続可能な滋賀社会づくり構想推進事業 (持続可能な滋賀の地域社会応援プロジェクト) 意欲ある市町と県が協働して、低炭素社会の実現に向けた取組をモデル的に実践する。 地域モデルの設置数 一地域		●自転車利用促進計画の策定を支援 ●計画に基づく事業の実施を支援 4地域
<モデル市町(地域)を支援する関連施策> (1) レンタサイクル整備・充実支援 市町が実施する駅などでのレンタサイクルの整備・充実に対して支援する。		
(2) 自転車走行環境の整備 自転車走行帯の整備、危険箇所の点検・補修など自転車走行環境を整備する。		
(3) にぎわいのまちづくり総合支援事業 (自転車利用拡大支援) 商店街の空き店舗活用によるレンタサイクル施設の整備などを支援する。		●事業経費の一部を補助

(2) バス利用の促進

企業や地域において、マイカー通勤の削減やバス運行の活性化を交通事業者や関係自治体と協働して検討するとともに、モビリティ・マネジメントの実施によりマイカーからバス利用への転換を促進します。

また、バス事業者などが行う利用促進のための取組を支援するとともに、PTPS（公共車両優先システム）などのバス利用者の利便性を向上させるシステムの導入を検討します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
<p>環境に配慮したクルマ利用モデル事業</p> <p>企業や住民、交通事業者、関係自治体との協働による、マイカー通勤の削減策やバスの活性化策の検討に対して支援する。</p> <p>モデル地域・企業数 2か所</p>	<p>→</p>	<p>●企業との協働によるマイカー通勤削減策等の検討</p> <p>●検討結果の検証</p> <p>4か所</p>
<p>エコ交通推進啓発事業</p> <p>交通事業者、関係団体、関係市町などが連携して実施する公共交通機関利用促進事業（バス利用者への特典付与など）の広報啓発に要する経費を支援する。</p>	<p>→</p>	<p>●広報啓発を支援</p>
<p>公共交通情報一元化システム導入検討</p> <p>鉄道、バスといった公共交通機関のダイヤ、運賃、乗り継ぎ情報などをパソコンや携帯電話から入手できるシステムの導入を検討する。</p>	<p>→</p>	<p>●導入検討</p>
<p>PTPS導入検討</p> <p>定時性の確保のための取組として、信号制御などにより交差点でバスを優先通過させるシステム（PTPS）の導入を検討する。</p>	<p>導入済 1路線</p>	<p>●導入検討</p>

⑥ 「わが家もソーラー発電所」プロジェクト

1 ねらい

温室効果ガスの排出量の増加が懸念されている家庭部門において、地球温暖化防止に寄与することを目的として、一般住宅における太陽光発電設備の設置者に対する補助制度を設けることなどにより、設置の促進を図ります。

2 展開方向および事業内容

一般住宅における太陽光発電設備の普及促進を図るため、国の経済危機対策にかかる仕組みを活用した補助制度などによる支援を行います。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要 住宅用太陽光発電導入支援対策事業 太陽光発電設備の普及促進を図るため、一般住宅における太陽光発電設備の設置に対して補助金を交付する。		●太陽光発電施設設置補助 (H 21) 
住宅用太陽光導入・省エネグリーン化推進事業 一般住宅において、太陽光発電設備の設置と一定規模以上の省エネ・グリーン化改修等を複合的に進めるための支援を行う。		●太陽光導入・省エネ改修等の支援 

7 「琵琶湖と暮らしの関わり再生」プロジェクト

1 ねらい

琵琶湖と暮らしの関わりの再生に向け、琵琶湖を意識した暮らしぶりの提案を行います。

2 展開方向および事業内容

暮らしが琵琶湖の水環境などに与える影響を明らかにすることにより、琵琶湖への負荷削減を図る暮らしを提案します。また、県民が琵琶湖や川と関わる機会を増やすとともに、琵琶湖についての環境情報の発信や環境学習の充実を図ります。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~ H 25)
事業概要 暮らしと琵琶湖の水環境との関連調査 食べ物、日用品などについての分解性調査を実施し、その結果をもとに暮らしの見直しを提案することにより、各家庭での負荷削減を図る。		●調査の実施  ●啓発・周知 
琵琶湖との関わりの機会拡大の取組 湖魚料理を食べる機会、琵琶湖や川と触れあい、遊ぶ機会、琵琶湖の保全に県民が参加する機会を拡大する取組を推進する。		●湖魚料理の促進 ●琵琶湖や川に出かける機会の拡大 ●県民の参加機会の拡大
琵琶湖に関する情報提供と環境教育の推進 県ホームページで琵琶湖の環境情報を発信するとともに、大人を対象とした環境学習および学校での環境教育の充実を図る。		●県HPで琵琶湖の環境情報を発信 ●環境教育、環境学習の充実 

8 「琵琶湖の生きものにぎわい再生」プロジェクト

1 ねらい

琵琶湖の在来の魚や貝を増やし、本来の生態系を回復するため、南湖の生きもの再生や早崎内湖の再生を図ります。

2 展開方向および事業内容

(1) 南湖の生きもの再生

かつて、ホンモロコやニゴロブナなどの産卵、生育の場として重要であった内湖について、田んぼ、内湖、水路、琵琶湖との横断方向のつながりを確保し、生きもの再生に取り組みます。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要		
南湖の生きもの再生事業		<ul style="list-style-type: none"> ●田んぼ遡上状況調査 ●候補地・手法の検討 ●遡上のための水路整備 
琵琶湖と田んぼのつながりを再生させるため、水路・田んぼへの魚の遡上状況などの調査や候補地域・手法などの検討を行うとともに、琵琶湖から田んぼへ魚が遡上するための水路などの整備を行う。		

(2) 早崎内湖の再生

先進性の高い早崎内湖の再生を進めることにより、今後の湖沼保全のモデルとして確立します。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要		
早崎内湖再生事業		<ul style="list-style-type: none"> ●実施計画の策定 
平成 20 年度以降、用地測量、地形測量、文化財調査などを実施し、平成 22 年度までに早崎内湖再生実施計画を策定する。		

9 「水環境の保全」プロジェクト

1 ねらい

今後の効果的な琵琶湖の総合保全施策を進めるため、CODが改善しない要因について調査研究し、新たな有機汚濁指標なども含めた検討を進めます。

2 展開方向および事業内容

水質汚濁メカニズムの解明および水質シミュレーション（模擬実験）による難分解性有機物の収支を把握することにより、効果的な有機物対策の実施や適切な水環境の指標策定などにつなげます。

事業名	現状 (H 20)	事業の展開 (H 21 ~H 25)
事業概要		
水質汚濁メカニズム解明調査 点源、面源などの流入負荷についての調査、主要河川における難分解性有機物の変動の把握調査、プランクトンなどによる内部生産についての調査および水質シミュレーションによる有機物収支の把握を行う。		<pre> graph LR A[●調査の実施] --> B[●対策の検討] B --> C[●対策の実施] </pre>

第5章

計画の円滑な推進

第5章では、計画の円滑な推進を図るために配慮すべき事項を示します。

1 関係諸計画への確実な位置付け

本計画に掲げた長期的な目標の実現に向けて、関係部局は連携を図るなど、総合的な視野に立って施策を講じることが必要です。このため、環境関係の計画のみならず、土地利用、産業振興、住宅政策、農林水産業政策、交通政策などに関する計画においても、本計画の長期的な目標や施策の方向を反映させるものとします。

2 計画の進行管理・見直し

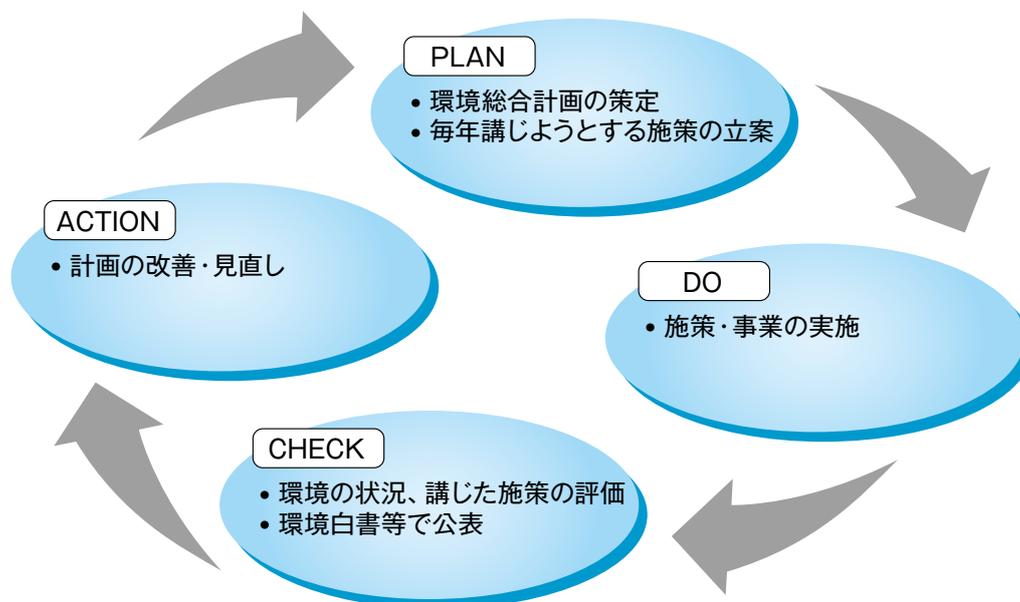
本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム（計画（P L A N）－実施（D O）－評価（C H E C K）－反映・見直し（A C T I O N）」によって進行管理を行い、計画の継続的改善を図ります。

計画の点検・評価は、年度ごとに環境白書やホームページなどを活用して広く公表し、県民、事業者などから意見・提言を求めます。

また、長期的な目標の進捗を測る適切な指標について検討を行います。

3 環境への配慮のための指針

県民、事業者、行政など各主体が、日常生活や事業活動において環境への負荷を低減する役割を積極的に果たしていくため、環境配慮のための指針を定め、広く活用を図ります。



本計画は「滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例」第2条で規定される「基本計画」に該当していることから、同条例第3条の規定に基づき、県議会の議決を経て改定を行いました。

平成21年12月18日、県議会本会議において、次の附帯決議とともに可決されました。

附帯決議

知事は、本計画の目標を効果的に達成するためには県民、事業者等の理解と協力が不可欠であることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 1 本計画の趣旨については、温室効果ガス排出量削減目標を達成する場合の県民負担と経済活動への影響を含め、県民、事業者等に対する十分な説明を行い、理解と協力が得られるよう努めること。
- 2 温室効果ガス排出量削減目標を達成するための施策の実施に当たっては、本県産業の競争力や雇用機会の確保に十分配慮するよう努めること。
- 3 その他本計画の目標を達成するための施策の実施に当たっては、本委員会での議論を十分踏まえ、これを行うこと。

第三次滋賀県環境総合計画

資料編

1. 用語解説	77
2. 数値指標の解説	83
3. 温室効果ガス削減対策一覧	88

1. 用語解説

	用語	用語解説
数字	2サイクルエンジン	内燃機関の一つ。内燃機関には2サイクルや4サイクルなどの方式があり、このうち2サイクルエンジンは、その構造上、燃焼行程において吸気行程と排気行程が重なる時間帯が生じるため、未燃焼燃料が排出されやすく、4サイクルエンジンや燃料を燃焼室に直接噴射する方式の環境対策型2サイクルエンジンと比較して、炭化水素などの物質が、5倍から10倍程度多く排出される。
数字	3R	リデュース (Reduce 発生抑制)、リユース (Reuse 再利用)、リサイクル (Recycle 再生利用) の3つの英語の頭文字「R」をとって「3R」と呼ぶ。国では、3Rに対する理解と協力を求めるため、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル推進月間 (略称: 3R 推進月間)」と定め、広く普及啓発している。なお、リペア (Repair 修繕する) やリフュース (Refuse (購入を) 拒否する) などを加え、4R、5R などとして啓発することも増えてきているが、本計画では、こうした概念も含め、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくためのキーワードとして「3R」という言葉を用いている。
B	BOD	生物化学的酸素要求量 (Biochemical Oxygen Demand)。水中の有機物が微生物によって分解される時に必要とする酸素の量をいい、数字が大きいほど水は汚れていることを示す。河川などの水質汚濁の程度を評価する際に用いられる代表的な指標である。
C	COD	化学的酸素要求量 (Chemical Oxygen Demand)。水中の有機物を酸化剤で酸化した際に消費される酸素の量。湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標であり、この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁負荷 (水の汚れ) が大きいことを示している。
E	ESCO	エナジーサービスカンパニー (Energy Service Company) のこと。工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業。また、ESCO の経費はその顧客の省エネルギーメリットの一部から受取ることも特徴となっている。
H	HEMS	ホームエナジーマネジメントシステム (Home Energy Management System) のこと。IT 技術の活用により、人に代わって家電機器等の最適運転や照明のオン・オフ、さらにはエネルギーの使用状況をリアルタイムで表示する等、家庭におけるエネルギー管理 (省エネ行動) を支援する家庭用エナジーマネジメントシステムのこと。
I	IPCC の第4次評価報告書	IPCC は Intergovernmental Panel on Climate Change (気候変動に関する政府間パネル) の略称。国連環境計画 (UNEP) と世界気象機関 (WMO) が設置し、各国の研究者が地球温暖化問題に関する科学的知見をまとめ、地球温暖化対策に科学的基礎を与える公式の場。平成19年の第4次評価報告書では、地球温暖化が進行しており、その原因は人間の諸活動によることを科学的にほぼ断定した。
	ISO14001	国際標準化機構 (ISO=International Organization For Standardization) が制定・発効した環境マネジメントシステムの構築に関する国際規格。組織の活動・製品およびサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムの構築を目指すもの。経営層が策定した環境方針に沿って、PDCA サイクル (Plan → Do → Check → Act) を繰り返すことにより、システムの継続的な改善を図っていくものであり、規格を順守していることについて、外部機関による第三者認証、自己宣言等を行うことができる。
N	NPO (Nonprofit Organization)	非営利組織 (Nonprofit Organization)。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
P	PRTR 制度	PRTR とは、化学物質の排出・移動量届出 (Pollutant Release and Transfer Register) の略称で、工場や事業所が化学物質の環境中への排出量や廃棄物としての移動量を把握し、行政に報告、行政が公表することを通じて、特定化学物質の適正管理を目的とする制度のこと。
R	RD 最終処分場問題	栗東市小野の (株)RD エンジニアリング社 (以下「RD 社」) の最終処分場で、産業廃棄物が適正に処理されず、地下水汚染などが発生している問題。平成11年 (1999年) 10月に高濃度の硫化水素ガスが検出され、それ以降、県は調査や指導を行い、平成13年 (2001年) からは改善命令などによって是正を求めてきた。しかし、RD 社が平成18年 (2006年) 6月に倒産し、同社による対応が見込めなくなっている。
あ	アスベスト	石綿のこと。天然にできた鉱物繊維で耐熱性等にすぐれているため多くの製品に利用されてきたが、発ガン性等が指摘され、現在は原則として製造・使用が禁止されている。大気汚染防止法ではアスベスト製品等を製造する施設について排出規制等をおこなっている。
い	一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物を指し、し尿のほか家庭から発生する家庭系ごみや、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみも含んでいる。それらの処理責任は廃棄物処理法において、市町村にあるとされている。
	伊吹山のお花畑	伊吹山の山頂一帯の山地草原は、約300種類の温帯性および亜高山性の草本が生育し、春から秋にかけて美しい花を咲かせるため「お花畑」と呼ばれる。お花畑には、コイブキアザミ・イブキヒメヤマアザミ・ルリトラノオ・イブキコメクサ・イブキレイジンソウなど9種の固有種 (特産種) が生息していることやグンナイフウロ・ハクサンフウロなどの北方系要素の植物の南限となっているなど貴重な植物相がみられる。

	用語	用語解説
え	栄養塩類	窒素、リンなど、藻類その他の水生植物が増殖するための必要な各種元素のこと。湖沼での過剰な栄養塩類の供給は富栄養化の原因となる。
	エコアクション21	中小企業等においても容易に環境配慮の取組を進めることができるよう、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告をひとつに統合した環境配慮のツール。幅広い事業者に対して環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築するとともに、環境への取組に関する目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告するための方法を提供している。
	エコカーマイスター	低公害車の普及と運転者の環境意識向上を図るため、自動車販売店において販売員が新車購入予定者に対し自動車の環境情報を適切に説明できるよう指導・推進する者を育成する制度。知事が指定する温暖化問題や自動車環境対策等についての講習を修了した者を「エコカーマイスター」として認定する。
	エコツーリズム	自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任を持つ観光のありかた。
お	温室効果ガス	地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称。京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン等6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か	カーボンオフセット	市民、企業等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動に資金提供すること等によって、その全部又は一部を相殺すること。
	化石燃料	一般的に動物、植物の死骸が地中に堆積し、変成したもので、主に石炭、石油、天然ガスを指す。化石燃料を燃焼させると二酸化炭素などを発生し、地球温暖化を招いた主要な要因とされている。
	環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を50%以上削減して行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮して農作物を栽培するものをいう。「滋賀県環境こだわり農業推進条例」に規定している。
	環境マネジメントシステム	事業者等が環境に関する方針を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための体制、手続きであり、国際標準化機構（ISO）が発行したISO14001に基づくものが代表的な事例である。
	環境リスク	人の行動によって環境に加えらるる負荷が環境中の経路を通じ、環境の保全上の支障を生じさせるおそれを環境リスクといい、人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性（おそれ）を示す概念である。人の健康や生態系への影響を未然に防止していくにあたっては、環境リスクの要因が持つ便益と環境リスクの大きさを比較、分析することにより、環境リスクを管理していくことが重要である。
き	京都議定書	平成12年（2000年）以降の先進国の地球温暖化対策として、具体的な削減対象ガス（二酸化炭素、一酸化炭素、メタン、代替フロン等）とその削減目標（平成2年（1990年）水準から先進国全体で5.2%、日本は6%、米国は7%、欧州は8%削減など）、達成期間（平成20年（2008年）から平成24年（2012年）の間）を定めている。また、国際的に協調して目標を達成するためのしくみとして、排出量取引、共同実施及びクリーン開発メカニズム（CDM）の三つのメカニズムについて規定しており、これらを京都メカニズムという。
	協働	NPO・企業・行政など立場の異なる組織や人同士が、対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力して働き、相乗効果を上げようとする取組。
く	グリーン・オフィス滋賀	「環境にやさしい（滋賀）県庁率先行動計画」のこと。県庁自らが環境への負荷を低減する取組を率先実行し、県民、事業者等の主体的、積極的な取組を促すとともに、これらと協働して環境負荷を低減するための具体的な行動を起こしていこうとするもの。庁舎の管理や事務活動において、全職員の参加の下に職場における日常の省資源、省エネルギー等の取組を行う。
	グリーン購入	商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷が出来るだけ小さいものを選んで購入すること。グリーン購入を進めることは、ライフスタイルが環境にやさしいものになるだけでなく、商品等を供給する企業に環境への負荷が小さい商品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことにつながる。
け	景観行政団体	景観法により定義された景観行政を実施する行政主体のこと。都道府県、政令市、中核市は自動的に景観行政団体となり、その他の市町は、知事と協議し、知事の同意により景観行政団体になることができる。景観行政団体は、景観計画の策定、景観協議会の組織化、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定、景観協定の認可、景観整備機構の指定を行うことができる。
こ	国際湖沼環境委員会	世界の湖沼環境の健全な管理とこれと調和した持続的開発の在り方を求めて、国際的な知識交流と調査研究推進を図る財団。草津市に所在。滋賀県が提唱して開催された第1回世界湖沼環境会議を契機として昭和61年に発足した。平成4年4月から国連環境計画国際環境技術センターの支援機関となっている。

	用語	用語解説
	国連環境計画国際環境技術センター	国連環境計画（UNEP）の監督下で活動する国際機関。開発途上国等への環境上適正な技術の移転促進を目的として、淡水湖沼集水域の環境管理問題を担当する滋賀事務所と、大都市の都市環境管理問題を担当する大阪事務所とから構成され、環境保全技術に関するデータベースの整備、情報提供、研修、コンサルティング等の業務を行っている。
	こどもエコクラブ	次代を担う子ども達が地域の中で主体的に環境活動を展開できるよう、平成7年（1995年）から環境省が応援している事業。2人以上の子どもとそれを支える大人（サポーター）1人以上が集まれば、こどもエコクラブに登録でき、こどもたちの身近な環境活動に支援を受けることができる。
	コミュニティビジネス	主として地域住民が主体となって、地域資源（労働力、原材料、技術力等）を活用し、サービス（労働）の対価を得ながら、地域の活性化と地域課題の解決を目指す、地域密着型の小規模ビジネス。
	固有種	世界で、特定の地域・水域にしか分布しない種のこと。固有種となる過程には、その地域で絶滅した結果としてそこだけに残っている場合と、そこで固有に進化（分化）した結果として形成された場合とがある。
さ	再生可能エネルギー	国際的に統一された定義はないが、国際エネルギー機関（IEA）は、「絶えず補充される自然のプロセスに由来する」エネルギーとして定義している。太陽（光・熱）、風力、バイオマス、地熱、水力等があげられる。
	産業廃棄物	事業活動に伴って生じたごみのうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど廃棄物処理法で定められた20種類の廃棄物をいう。それらの処理責任は同法において、排出事業者にあるとされている。
し	滋賀エコ・エコノミープロジェクト	環境への負担をできるだけ少なくしながら経済活動を活発にしようとする県と県経済団体が連携して取り組むプロジェクト。平成19年（2007年）8月にスタートした。低炭素化事業や企業の二酸化炭素を削減する取組を支援する「炭素中立県－低炭素経済を目指して－」と環境産業の集積を目指す「Green Lake－エコイノベーション先端県－」の2つのプロジェクトを柱としている。
	滋賀県基本構想	平成19年度からの県政運営の基本方針。県政の総合的な推進のための指針となるものであり、県政の最上位計画として、部門別の各種計画、ビジョンの基本となるもの。
	滋賀県資源化情報サイト「リサイクルねっと・しが」	県内外の事業者から寄せられる循環資源の提供情報や引取情報、廃棄物の減量化・再生利用等に関する情報などを一体的に提供するWEB（ウェブ）サイト。県内外の廃棄物等の排出事業者や資源化施設の事業者がこのサイトを利用して、循環資源のマッチングが進むことが期待されている。平成20年4月に開設。
	滋賀県で大切にすべき野生生物	県内に生息・生育する野生生物の中から、個体の分布状況や個体数の状況、最近の個体数の増減状況、県民や有識者等の意見などに基づき「滋賀県で大切にすべき野生生物」を選定し、取りまとめられた。滋賀県版レッドデータブック。最新となる平成17年（2005年）の更新版では、684種の動植物種が、絶滅危惧種、絶滅危惧増大種、希少種に選定されて、個体数の減少や生息・生育環境の悪化により、絶滅の危機に瀕していると評価された。
	滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例	琵琶湖でのレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を目的に平成14年（2002年）10月に制定。プレジャーボートの航行規制、従来型2サイクルエンジンの使用禁止、外来魚のリリース禁止、地域実態に応じたローカルルールの認定などを定めている。
	滋賀らしい環境こだわり住宅	県産材や地場産素材などを活用した良質な木造軸組住宅のこと。平成19年（2007年）3月に「滋賀らしい環境こだわり住宅」整備指針を公表するなどしてその普及促進を図っている。「滋賀らしい環境こだわり住宅」は、バリアフリー化や省エネルギー・省資源に配慮した住宅であるとともに、日本の気候風土に培われた工法で建築され、リフォームしやすく長く住み続けられることが特徴。
	自然エネルギー	風力、太陽光、水力、地熱など自然現象から得られるエネルギーをいう。
	自然共生社会	「低炭素社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することによって自然の恵みを将来にわたって享受できる社会。
	持続可能な滋賀社会ビジョン	滋賀において、環境・経済・社会が将来にわたってバランスよく発展する持続可能な社会の実現を図るためのビジョン。温室効果ガスの半減と琵琶湖環境の再生を長期的な目標として、その実現に向けた施策の提言を行う。
	集団回収	地域の自治会や子ども会・老人会・PTAなどが、回収の日時・場所・品目（新聞・雑誌・ダンボール・紙パック・缶・びんなど）・回収業者を決め、家庭から出される資源を資源回収業者に引き取ってもらう、自主的なリサイクル活動。 本計画の第1章の【図2－（6）－2 市町と集団回収による資源化量の推移】においては、集団回収のうち市町村が用具の貸出、補助金の交付等により関与しているものを計上している。

	用語	用語解説
	循環型社会	「自然共生社会」、「低炭素社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。社会経済活動の全段階を通じて、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取組により、新たに採取する資源をできるだけ少なくした、環境への負荷をできる限り少なくする社会。
	循環かんがい施設	水田の排水路の流末に設けた池や排水路等に循環かんがいポンプを設置し、パイプライン等を通じて排水を再度、同じ地区内で利用すること。循環かんがいを実施することで、窒素・リン等の地域外への流出負荷が削減できる。
	小水力発電施設	数十kW～数千kW程度の比較的小規模な水力発電（一般的には2,000kW以下）の総称として用いている。ダム、頭首工、水路等の農業水利施設における落差と流量を利用し、農業用排水施設の一種として設置される。小水力発電は、自然エネルギーの特徴に加えて、建設時の環境負荷が少なく短期間で設置できることや地方の小電力需要に臨機に対応できることが特徴。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。食育の基本理念と方向性を明らかにするとともに、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成17年7月、食育基本法が施行された。
	新エネルギー	石油の代替エネルギーとなるエネルギーのうち、経済性の面で制約から普及が進展しておらず、その普及促進が石油代替エネルギーの促進に特に寄与するもの（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法より）をいう。具体的には、太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、温度差エネルギー、廃棄物発電、廃棄物熱利用、廃棄物燃料製造、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、クリーンエネルギー自動車、天然ガスコージェネレーション、燃料電池の14種類。
ず	水源かん養	降雨時に河川などへの水の流出を軽減させる働き（洪水緩和）と、無降雨時に河川などへ水を安定的に供給する働き（渇水緩和）という二つの働きの中で、河川や琵琶湖の水位を平準化する役割をもつ。
せ	生物環境アドバイザー	「人と自然にやさしい建設工事」を推進するために、平成6年度に設けた制度で、公共施設の計画策定や工事の施工に際して、生物環境等の専門家（生物環境アドバイザー）の指導助言を受ける制度。発足から平成20年度までに延べ387ヶ所で制度を適用し、貴重植物の移植、魚やホタル等への配慮、けもの道の設置等を行っている。
	生物多様性	特定の範囲に生息生育する生物の多様さの程度で、様々な生物がいる「種の多様性」、様々な生息環境がある「生態系の多様性」、同じ種であっても個体差や地域差がある「遺伝子の多様性」が含まれる。
	ゼロエミッション	ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築を目指すもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組が進んでいる。
	戦略的環境アセスメント	事業の枠組みが決まった後で実施するのではなく、開発計画などの立案段階から環境への影響を予測・評価する環境影響評価（環境アセスメント）のこと。
た	ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDDs、75種類）のことをいい、これに同様の性質を持つポリ塩化ジベンゾフラン（PCDFs、135種類）やコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCBs、12種類）を加えてダイオキシン類と呼んでいる。これらは、物の燃焼などの過程で意図せずに生成される有害な有機塩素化合物で、たばこの煙や自動車排出ガスなどに含まれるなど、広く環境中に分布している。その一つである2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの急性毒性の強さから、よく知られるようになった。
	多自然川づくり	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
	淡水赤潮	琵琶湖の淡水赤潮は、毎年4月末から6月初めにかけて、15℃から20℃の水温期に、植物プランクトン「ウログレナ・アメリカナ」が大量発生する現象で、湖水が赤褐色に変色し生臭さいにおいがする。
ち	地球温暖化	石油などの化石燃料の燃焼により大気中の二酸化炭素等が増加し、地表から放出される赤外線を吸収することにより、地表の温度が上がる現象。地球温暖化は海面の上昇や気候の変化等を引き起こし、人類や生態系に悪影響を及ぼす。
	地球温暖化防止活動推進員	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、地域における地球温暖化対策に関する基礎知識の普及や温暖化防止のための啓発活動を行う。滋賀県では約120人が知事の委嘱を受けて活動している。
	地産地消	地域生産・地域消費の略。地域生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取組のこと。
て	堤脚水路	堤防が設けられた地盤が低い場所で雨水を排水するため、堤防の尻付付近に設けられた水路。湖岸堤（湖岸道路）付近にみられる。

	用語	用語解説
	低炭素化	「琵琶湖の深呼吸」を参照
	低炭素社会	「自然共生社会」、「循環型社会」とともに「持続可能な社会」の一側面として定義される。温室効果ガスの排出を大幅に削減し、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会。
	鉄道版エコ交通モデル	幹線となる鉄道やバス等の公共交通機関と枝線となる湖上交通や自転車・徒歩等とを有機的に組み合わせ、人と環境に優しく、魅力と利便性が高い滋賀発の交通体系をエコ交通と呼んでいるが、鉄道版エコ交通モデルとは、このエコ交通を戦略的に進めていくための鉄道におけるモデル的な取組を指す。具体的には、電車内への自転車の持ち込みが可能なサイクルトレインやワンコイン（100円）エコバス、コミュニティバスとの連携 パークアンドライドの推進など。
	点源負荷（点源対策） 面源負荷（面源対策）	点源負荷とは、家庭や事業場等のように汚濁負荷の排出源と流域との境界が明確に区分できる汚濁負荷（特定汚濁負荷）のこと。また、生活排水対策や工場排水規制など点源負荷への対策を点源対策という。 これに対し、市街地や農地などのように汚濁負荷発生源と流域の境界が不明瞭で、一定の面積を設定した上でないと算定できない汚濁負荷を面源負荷（非特定汚濁負荷）という。また市街地排水や農業排水など面源負荷からの汚濁負荷の流出防止等の対策を面源対策という。
な	南湖再生プロジェクト	自然と人とが共生する南湖を再生するため、政府の「都市再生プロジェクト」である「琵琶湖・淀川流域圏の再生計画」に位置づけたプロジェクトの一つ。国、水資源機構など関係機関との連携のもとに、湖底環境の改善、沿岸域環境整備、在来魚介類の増大、流入負荷対策、ヒオトープの再生、内湖の水質浄化、親しみ憩える湖辺域の保全再生・整備などに取り組んでいる。
	難分解性有機物	自然界の微生物によって分解されにくい有機物の総称。
は	バイオディーゼル燃料	植物油（廃食用油）を原料とする非化石燃料であり、燃焼によって発生する二酸化炭素は、植物が光合成によって大気中から吸収したものであることから、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の増加を招かないという特性を持っている。また既存のディーゼル機関にそのまま利用可能で、硫酸酸化物や黒鉛の発生が軽油に比べて少ない燃料である。
	バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。
	早崎内湖再生	長浜市（旧びわ町）にある早崎内湖干拓地の水田の一部を試験湛水して、内湖機能再生の可能性について調査検討を行っている取組。
	反復利用施設	水田にかんがいた用水は最終的には下流部の排水路や河川に流出するが、この流出した水を用水として反復利用することにより、水資源の有効活用を図る施設のこと。
ひ	びわこ横断エコバス	バイオディーゼル燃料（BDF）を用いたバスにより琵琶湖大橋経由でJR守山駅からJR堅田駅を結ぶバス路線のこと。琵琶湖によって分断されている東西方向の移動手段として「びわこ横断エコバス」を運行し、大津湖南地域の中核機能を高めるとともに、同地域が県のリーディングゾーンとして発展するよう広域交通機能の強化を図るもの。BDFの普及と利用拡大をめざして、バス路線でBDFを用いて実証実験を行う場合に必要経費を支援するバイオディーゼル燃料利用推進事業としても取り組まれている。
	琵琶湖環境科学研究センターの中期計画	琵琶湖環境科学研究センターの業務に関する具体的な活動内容等を記載した中期的な計画。第2期計画（平成20年度から22年度）では、「持続可能な滋賀社会の構築」、「琵琶湖と流域の水質・生態系の保全・再生」、「環境リスクの低減のための実態把握」をセンターの基本的課題とし、琵琶湖と滋賀県の環境の継続的な観察・監視、環境課題の発見・提起、環境情報・知見を解析して行う政策提案、琵琶湖の総合保全施策の効果検証、調査研究成果の社会的発信などに取り組むこととしている。
	びわ湖環境ビジネスメッセ	環境への負荷を軽減し、環境保全に貢献する「環境ビジネス」を積極的に振興するための見本市。滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会〔（社）滋賀経済産業協会、滋賀県、県内経済団体、県内大学、長浜市、彦根市、米原市〕主催。
	びわ湖材	県内の森林から伐採された原木と、その原木を県内で加工した製材品等のこと。
	琵琶湖総合保全学術委員会	琵琶湖総合保全に関し、学術的な見地から高度な助言、提言を得るとともに評価を求め、琵琶湖総合保全の取り組みの持続的な改善を図るために、平成12年（2000年）に設置された。水質保全、水源かん養、自然的環境・景観保全およびその他の分野の学識経験者により組織されている。
	琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）	平成12年（2000年）3月に、健全な琵琶湖を次世代に引き継ぐための指針として策定。県民・事業者の主体的な取組と行政の各種施策を計画の両輪に据えて推進している。

	用語	用語解説
	琵琶湖の深呼吸	日光が届かず、表層の湖水が供給されない琵琶湖北湖の深層部の湖底においては、沈降した有機物（プランクトンの死骸など）が分解され、水中の酸素（溶存酸素）が消費されて濃度が下がる現象（低酸素化）がみられる。湖底の溶存酸素濃度は、毎年10月から11月頃に最も低い状態となるが、1～2月頃には、酸素を多く含んだ表層水が冷やされて沈み込み、低層部の水と混じり合うことで回復する。この湖水の鉛直混合を「琵琶湖の深呼吸」と呼ぶ。湖底の溶存酸素が減少すると、底泥から栄養塩類などが溶け出し、水質悪化の原因となる。
	びわ湖フローティングスクール	学校教育の一環として昭和58年度から県内の全ての小学5年生を対象に実施している学習船「うみのこ」を活用した1泊2日の宿泊体験学習。学習の場を主に琵琶湖に求め、びわ湖環境学習、ふれあい体験学習、「湖の子」船内生活の体験学習を行っている。
	琵琶湖・淀川流域圏の再生計画	平成15年(2003年)11月に国において決定された都市再生プロジェクトである「琵琶湖・淀川流域圏の再生」を推進するために平成17年3月に策定された計画。①自然環境、②都市環境、③歴史・文化、④流域の連携、の4つの視点から整理し、これらの課題に対して、「水でつなぐ”人・自然・文化”～琵琶湖・淀川流域圏～」を基本コンセプトとして、流域圏が一体となった取組を展開することとしている。
ふ	富栄養化	元来は、湖沼が長い年月の間に流域からの栄養塩類の供給を受けて生物生産の高い富栄養湖に移り変わっていく現象を指す概念であったが、近年の人工・産業の集中や土地利用の変化等に伴い、栄養塩の流入が加速され、人為的な富栄養化が急速に進行していく現象を指す。富栄養化の進行により、植物プランクトンが異常繁殖し、赤潮やアオコが発生する。さらに進行すると水中の溶存酸素が減少し、魚介類のへい死や悪臭を引き起こす。海域・湖沼の富栄養化に対しては窒素・リンに関する環境基準の設定や排水規制等の対策がとられている。
	浮遊粒子状物質 (SPM)	大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10マイクロメートル（1マイクロメートルは100万分の1メートル）以下のものをいう。
ほ	北海道洞爺湖サミット	平成20年(2008年)7月に北海道洞爺湖畔で開催された先進国首脳会議。世界経済、環境問題、アフリカの発展など国際社会が直面し、その解決に向け努力すべき課題が話し合われたが、中でも地球温暖化対策は、国際社会の一致団結した取組の強化が急がれる課題として主要なテーマとなった。
み	「みるエコおうち」プログラム	県内家庭からの二酸化炭素の排出削減を促進することを目的としたWEB（ウェブ）サイト。日常生活の省エネ・省資源行動や、光熱使用量などをインターネット上で記録すると二酸化炭素排出削減量が表示され、取組の成果が「見える」仕組みとなっている。
め	面源負荷	点源負荷（点源対策）・面源負荷（面源対策）の欄を参照。
も	モビリティマネジメント	一人ひとりのモビリティ（行動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策のこと。
や	やまのこ	森林への理解と関心を深め、人と豊かにかかわる力を育むため、学校教育の一環として、県内の小学校4年生が、自然豊かな森林体験施設やその周辺フィールドで体験型の森林環境学習を行う事業。
よ	溶存酸素濃度	水中に溶解している酸素の濃度のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つ。一般に清浄な河川等では、ほぼ飽和値に達しているが、水質汚濁が進んで水中の有機物が増えると、好氣的微生物による有機物の分解に伴って多量の酸素が消費され、水中の溶存酸素濃度が低下する。
ら	ラムサール条約	多様な生態系としての湿地を保全することを目的に、昭和46年（1971年）イランのラムサールで採択された条約。正式には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」という。日本は昭和55年（1980年）に加入し、琵琶湖は平成5年（1993年）6月に登録湿地に指定された。

2. 数値指標の解説

No.	指標名	指標の説明	データの出典	この指標を選んだ理由	平成22年度 目標値の考え方	平成25年度 目標値の考え方
1	環境学習企画サポート件数(累計)	環境学習支援センターでのサポート件数	環境学習支援センター調べ	県民等の環境学習の実施状況を反映する指標として設定した。	平成19年度単年度実績より約10%増加を目標とした。	平成22年度単年度目標値と同程度を目標とした。
2	びわ湖フローティングスクール事業(うみのこ)実施学校数	全小学校の5年生で実施	県びわ湖フローティングスクール調べ	県の環境体験学習の象徴的な事業である「うみのこ」「やまのこ」の実施学校数を指標とした。	全小学校での実施を目標とした。	全小学校での実施を目標とした。
3	森林環境学習「やまのこ」事業実施学校数	琵琶湖森林づくり基本計画の基本施策「森林環境学習の推進」に基づく事業に参加する学校数	県森林政策課調べ	県の環境体験学習の象徴的な事業である「うみのこ」「やまのこ」の実施学校数を指標とした。	全小学校での実施を目標とした。	全小学校での実施を目標とした。
4	びわ湖環境ビジネスメッセにおける有効商談件数(累計)	今後セールスにつながる見込みのある商談件数(累計)	びわ湖環境ビジネスメッセ概況報告(滋賀環境ビジネスメッセ実行委員会調べ)	びわ湖環境ビジネスメッセは、環境ビジネスの販路開拓・拡大、県内企業の環境関係の新技术・新製品開発を支援する見本市であり、環境産業の創出・拡大の進捗度合いを最も端的に表す指標として会期中における有効商談件数を設定した。	過去10年間の商談件数の平均伸び数をもとに設定した。	過去10年間の商談件数の平均伸び数をもとに設定した。
5	環境こだわり農産物の栽培面積	環境こだわり農産物の認証面積	農業経営課調べ	環境こだわり農産物は滋賀県農業のシンボルであり、環境こだわり農業の取組の進捗度合いを最も端的に表す指標として設定した。	「滋賀県環境こだわり農業推進基本計画」に掲げる目標数値を設定した。	平成22年度以降の具体的な数値目標が設定されていないため、22年度の目標値以上とした。
6	温室効果ガス総排出量の削減率(1990年比)	平成2年(1990年)の県域における温室効果ガス排出量を基準とした削減率	県地球温暖化対策推進計画	地球環境の保全には、地球温暖化の防止が重要であり、県民・事業者等の省エネ行動の取組を推進し、温室効果ガスの総排出量を減らすことを指標として設定した。	「地球温暖化対策推進計画」において、温室効果ガスの排出量を2010年において1990年比9%削減を目指すことから、この値を設定した。	ポスト京都議定書の動向を注視しながら新たな目標を設定する。詳細スケジュールについては今後検討する。
7	「みるエコおうち」プログラム取組世帯数	1人1日1kgの削減を行う場合5万世帯が取り組むと、約5万トン/年の削減と想定	持続可能な滋賀社会ビジョン	滋賀県地球温暖化対策推進計画の削減目標の達成に向け家庭部門からの排出量削減の取組が重要であることからこのプログラムに参加する世帯数を指標として設定した。	このプログラムにより1人1日1kgの削減を行う場合5万世帯が取り組むと、約5万トン/年の削減が見込まれる。(滋賀県地球温暖化対策推進計画の県民の省エネルギー・省資源行動の徹底による削減目標15万トンの1/3に相当)	3年間の実績を検証しその後の取組についての検討を行う。
8	県内での太陽光発電による総発電容量	平成16年10月策定のしが新エネルギー導入戦略プランにより設定された目標値	しが新エネルギー導入戦略プラン	温暖化の原因となる温室効果ガスの9割をエネルギーに起因する温室効果ガスが占めており、新エネルギーの導入を進めることは重要である。新エネルギーの中で太陽光エネルギーについては今後の導入拡大が期待されることから指標として設定した。	しが新エネルギー導入戦略プランで、2010年における太陽光発電設備の総発電容量の目標を100,000kWとしたことからこの目標値を設定した。	目標年度における太陽光発電設備の導入状況の調査等を行い、平成23年以降に新たに目標値の考え方を検討する。

No.	指標名	指標の説明	データの出典	この指標を選んだ理由	平成 22 年度 目標値の考え方	平成 25 年度 目標値の考え方
9	希少野生動植物種の「生息・生育地保護区」の箇所数	「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づき希少野生動植物種の保護のために指定した生息・生育地保護区の数	県自然環境保全課調べ	希少な野生生物の保護・復活を図るためには、その生息している自然環境全体を維持・回復する必要がある。これを示す代表的な指標として希少野生動植物種の保護区の箇所数を設定した。	平成 19 年度を初年度とし、1 年当たり 2～3 箇所の指定を目指すこととして、目標値を設定した。	現行予定として、調査に 5 年（平成 18 年度から 22 年度）をかけて、計 10 地区の指定を目標としており、平成 25 年度までの具体的な目標値がないため、平成 22 年度目標値と同様とした。
10	人工湖岸を再自然化した累計延長	人工湖岸を現在の治水機能を確保しつつ、自然湖岸へと再生した延長	県河港課調べ	マザーレイク 21 の第 1 期対策として人工湖岸の再自然化が挙げられているため。	長浜地区：600m、彦根多景地区：1700m、守山地区：1500m において、H22 年度までに人工湖岸の再自然化を完成予定。	草津地区：L=1900m について、H23 年度から事業に着手予定。
11	外来魚の推定生息量	琵琶湖における外来魚（オオクチバス・ブルーギル）の推定生息量	県水産課・水産試験場調べ	これら外来魚は漁業被害のみならず、その根幹をなす琵琶湖生態系にも悪影響を及ぼしていることから、駆除事業を実施している。駆除事業等による琵琶湖生態系の回復状況を示す指標として設定した。	「しがの農業・水産業新戦略プラン」に掲げる目標数値を設定した。	平成 22 年度に「しがの農業・水産業新戦略プラン」の改訂を行い、新たな目標値を設定する予定であることから、平成 22 年度の目標値以下とした。
12	カイツブリ（県の鳥）の生息数	琵琶湖や県内の主要な河川の観察地点で同時に一斉調査し生息を確認した数値を集計	滋賀県ガンカモ類等生息調査（県自然環境保全課）	カイツブリは、琵琶湖や周辺の主要な河川などで通年生息する水鳥であり、ヨシ帯に浮き巣を作り繁殖し、主として小魚を主食としている。琵琶湖とその周辺の自然環境の保全が図られていることを示す指標として設定した。	カイツブリは、水辺地域のヨシが繁茂する場所に住む鳥であることから、生息環境であるヨシ群落の保全対策に取り組んだ以降の最高値（連続する 3 年間の平均値）の水準を目標値とした。	生息環境であるヨシ群落の保全対策に取り組んだ以降の最高値の水準を目標値とした。
13	琵琶湖のヨシの面積	琵琶湖のヨシ等の抽水植物群落面積	ヨシ群落現存状況調査	ヨシ群落は、水域から陸域への推移帯にあって多様な働きをしており、琵琶湖の環境保全にとって重要な存在であるため。	ヨシ群落保全条例によって定められた「ヨシ群落保全基本計画」に掲げる目標値を設定した。	現行の「ヨシ群落保全基本計画」では、平成 22 年度までの目標設定となっており、平成 25 年度までの具体的な目標値がないため、平成 22 年度目標値以上とした。
14	緑化されている道路の延長	県管理用道路のうち、歩道や中央分離帯が緑化されている道路の延長	滋賀県道路整備アクションプログラム 2008 を参考とした。	道路は生活に密着した社会基盤であり、道路の緑化は快適な道路環境の創出、ひいては良好な生活環境・自然環境を創造することから指標として設定した。	実績値の伸びを参考に目標値を設定した。	滋賀県道路整備アクションプログラム 2008 を参考に、今後 5 年間の整備延長をもとに緑化延長を設定した。
15	県民 1 人当たりの都市公園面積	都市公園面積／都市計画区域人口	都市公園等整備現況調査（国土交通省）	多くの県民にとって日常生活の中で最も身近にあり、利用する機会が多い都市公園が確保されているかを測るためこの指標を設定した。	近年の都市公園面積の伸びを参考に目標値を設定した。	公共事業の見直しによる進捗率の低下により H22 と同値とする。
16	年間間伐実施面積	琵琶湖森林づくり基本計画の「環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト」に基づく年間間伐実施面積	県森林政策課・森林保全課調べ	森林の持つ多面的機能を持続して発揮するためには、適切な間伐が不可欠であることから指標として設定した。	琵琶湖森林づくり基本計画の目標値を設定した。	平成 21 年度に琵琶湖森林づくり基本計画を見直し平成 26 年度目標値を設定する予定。

No.	指標名	指標の説明	データの出典	この指標を選んだ理由	平成 22 年度 目標値の考え方	平成 25 年度 目標値の考え方
17	景観行政団体となった市町の数	景観法に基づき、景観行政を実施する市町	県都市計画課調べ	景観行政団体になることは、独自に景観行政に取り組もうとする自治体の意欲の表れであり、取組の広がりを測るためにこの指標を設定した。	現在の 7 団体（近江八幡市、大津市、高島市、彦根市、守山市、長浜市、栗東市）に加え、2 団体が景観行政団体となることを目標とした。	7 団体に加え 4 団体が景観行政団体になると想定する。
18	県指定（選定）文化財の件数	県教育委員会が指定（選定）した文化財の件数	文化財保護課資料	歴史的環境の保全が図られていることを示す指標として設定した。	過去の状況等を踏まえ実現可能な努力目標として設定した。	過去の状況等を踏まえ実現可能な努力目標として設定した。
19	登録有形文化財（建造物）の件数	文化庁の文化財登録原簿に登録されている登録有形文化財（建造物）の件数	文化庁ホームページ	歴史的環境の保全が図られていることを示す指標として設定した。	過去の状況等を踏まえ実現可能な努力目標として設定した。	過去の状況等を踏まえ実現可能な努力目標として設定した。
20	県内主要河川の水質目標の達成率	県内の環境基準点を設定した河川のうち、BOD の環境基準を達成した河川の割合	琵琶湖再生課調べ	BOD は有機物による汚濁の状況を表す指標で、環境基本法に基づき河川における生活環境の保全に関する環境基準項目とされていることから設定した。	琵琶湖の水質保全を図るためには、河川流域での取組が重要となってくるため、全河川での基準の達成を目標値とした。	琵琶湖の水質保全を図るためには、河川流域での取組が重要となってくるため、全河川での基準の達成を目標値とした。
21	琵琶湖の透明度	琵琶湖水質調査での北湖中央部 9 地点の年間平均透明度	琵琶湖再生課調べ	透明度は濁りを表す水質指標の一つで、陸域から流入する土壌粒子やプランクトンの量などによって変動する。北湖中央部の透明度は、土壌粒子や底泥の巻き上げの影響を受けにくく、主にプランクトンの量によって左右されることから、富栄養化の重要な指標となることから設定した。	環境総合計画において、平成 22 年度までに昭和 40 年代前半の水質レベルに回復を目指して設定した。	マザーレイク 21 計画の第 2 期目標である昭和 40 年代前半の水質レベルへの回復を目指し、平成 22 年度目標値と同値で設定した。
22	琵琶湖の水質	琵琶湖に設定されている環境基準に基づく水質項目（COD（化学的酸素要求量）、全窒素、全りん）	第 5 期湖沼水質保全計画	琵琶湖に流入する各種の汚濁負荷の削減対策を講じることによって改善が見込まれる水質を指標として設定した。	第 5 期水質保全計画（平成 18～22 年度まで）の目標数値を設定した。	平成 23 年度に策定予定の次期湖沼水質保全計画で、平成 27 年度目標値を設定予定であるが、当面は平成 22 年度目標値よりさらに水質改善が進むことを目標とした。
23	琵琶湖のプランクトンの異常発生日数と水域数	琵琶湖における赤潮やアオコの発生日数と水域数	琵琶湖再生課調べ	プランクトンの異常増殖によって引き起こされる淡水赤潮やアオコは富栄養化の象徴であり、これらの現象が発生しないことが富栄養化防止、すなわち琵琶湖の水質保全の目標となることから設定した。	プランクトンによる利水障害がなかった昭和 40 年代前半の琵琶湖水質を取り戻すことを目標にしていることから設定した。	プランクトンによる利水障害がなかった昭和 40 年代前半の琵琶湖水質を取り戻すことを目標にしていることから設定した。
24	琵琶湖の水泳場の「快適」ランクの箇所数	環境省の水泳場水質基準で水質 AA ランクの水泳場数	琵琶湖再生課調べ	水泳場は県民が琵琶湖に身近に接する水域であり、白砂青松の景色と澄んだ水は、県民の誇りといえる重要な環境指標であることから設定した。	マザーレイク 21 計画で、昭和 40 年代前半の水質を目標としており、全ての水泳場を最も良好な「水質 AA」ランクにすることを目標として設定した。	マザーレイク 21 計画で、昭和 40 年代前半の水質を目標としており、全ての水泳場を最も良好な「水質 AA」ランクにすることを目標として設定した。
25	下水道を利用できる県民の割合（下水道普及率）	行政区域内の総人口に占める処理区域内人口の比率（百分率）	県下水道課調べ	下水道が生活排水等の汚濁を浄化することによる環境への負荷削減に大きな働きがあることから、琵琶湖や河川等の公共用水域の水環境保全の指標として設定した。	マザーレイク 21 計画第 1 期目標値（下水道普及率 85%）と整合をとり、下水道の効果的、効率的な整備を目指すこととした。	マザーレイク 21 計画との整合をとり、下水道の効果的、効率的な整備を目指すこととした。 ※ただし、現在のところ、第 2 期目標値は未設定。

No.	指標名	指標の説明	データの出典	この指標を選んだ理由	平成 22 年度 目標値の考え方	平成 25 年度 目標値の考え方
26	整備を必要とする農業集落排水処理施設に対する整備割合	計画施設数に対する供用済施設数の比率（百分率）	県農村振興課調べ	農業集落排水処理施設が生活排水等の汚濁を浄化することによる環境への負荷削減に大きな働きがあることから、琵琶湖や河川等の公共用水域の水環境保全の指標として設定した。	整備主体である市町の近年の事業進捗を参考に目標値を設定した。	整備主体である市町の近年の事業進捗を参考に目標値を設定した。
27	事業場排水基準遵守率	県が実施する排水検査の実施事業場・工場数のうち、遵守していた率	琵琶湖再生課調べ	発生源対策で工場・事業場の指導の指導を徹底しており、その結果が反映される指標として設定した。	既に89%に達しており、全ての事業場が遵守できている理想の状態を目標値とした。	既に89%に達しており、全ての事業場が遵守できている理想の状態を目標値とした。
28	プレジャーボートの環境対策型エンジンの使用率	滋賀県内で登録されているプレジャーボートのうち、環境対策型エンジンを搭載しているものの比率	県琵琶湖再生課調べ	プレジャーボートの航行に伴う環境への負荷の低減を図るため、条例で使用を禁止している従来型2サイクルエンジンから負荷の少ない環境対策型エンジンへの転換の比率を指標として設定した。	条例に基づく特例措置を受けた従来型2サイクルエンジンの最終使用期限である平成22年度末における転換比率の目標値を100%とした。	従来型2サイクルエンジンの使用期限が過ぎていることから、目標値を100%とした。
29	流域単位での農業排水対策の面積	農業排水の再利用や排水抑制など流域単位で農業排水対策に取り組む農地面積	県耕地課、農村振興課調べ	公共用水域への農業系排水負荷の削減に向けては、流域ぐるみでの農業排水（濁水）の取り組みが重要であることから、取組状況を示す指標として設定した。	「しがの農業・水産業新戦略プラン」に掲げる目標数値を設定した。	平成22年度に「しがの農業・水産業新戦略プラン」の改訂を行い、新たな目標値を設定する予定であることから、平成22年度の目標値を維持することとした。
30	二酸化窒素、浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率	大気環境基準が設定されている項目について環境基準の達成状況（長期的評価）	県琵琶湖再生課、琵琶湖環境科学研究センター調べ	発生源対策等を実施することにより、その結果が反映される大気の指標として設定した。	既に環境基準は達成しているため、現状維持する。	既に環境基準は達成しているため、現状維持する。
31	各駅の1日当たり乗車人員の合計	県内にあるJR（東海道新幹線を含む）、京阪電気鉄道、近江鉄道および信楽高原鐵道の各駅における1日当たり乗車人員の合計	JR旅客乗車人員、私鉄旅客乗車人員（県交通政策課）	環境負荷の少ない交通体系を形成するためには、環境負荷の少ない公共交通機関利用への転換を促進することが重要であり、代表的な公共交通機関である鉄道における各駅1日当たりの乗車人員を指標として設定した。	人口の増加割合が縮小する中で、今後見込まれる人口の増加割合と過去の乗車人数の増加割合を勘案して目標を設定した。	平成25年度目標値の設定は困難であるため、平成22年度以上の値とした。
32	市街地における混雑時の自動車の平均速度	都市部（DID：人口集中地区）における混雑時の平均自動車旅行速度	平成17年度道路交通情勢調査	スムーズな車移動と、温室効果ガス削減に向けた運輸部分での具体的な取組として、目に見えるわかりやすい指標として設定した。	現状から平成6年度実績値を上回る切りのいい数値とした。	平成25年度目標値の設定は困難であるため、平成22年度以上の値とした。
33	主要渋滞ポイント数	「新たな渋滞対策プログラム2006」のうちの県管理箇所	滋賀県渋滞対策協議会調査	スムーズな車移動と、温室効果ガス削減に向けた運輸部分での具体的な取組として、目に見えるわかりやすい指標として設定した。	渋滞ポイント9カ所（外町、草津3丁目、近江大橋西詰、六枚橋、十王町、駒井沢、御幸橋北、大萱6丁目、琵琶湖大橋東詰）のうち、まず、4箇所（草津3丁目、近江大橋西詰、十王町、大萱6丁目）の整備を行うこととしている。	平成27年度目標値を参考に設定した。
34	プレジャーボートによる騒音被害に関する苦情件数	県および市町が受け付けた、プレジャーボートの航行に伴う騒音に関する苦情の件数	県琵琶湖再生課調べ	プレジャーボートの航行による地域住民への騒音被害の発生状況を具体的に表す指標として設定した。	平成19年度の苦情件数を半減させることを目標として、この値を設定した。	平成19年度の苦情件数を半減させた状態を維持することを目標として、この値を設定した。

No.	指標名	指標の説明	データの出典	この指標を選んだ理由	平成22年度 目標値の考え方	平成25年度 目標値の考え方
35	県民1人が1日に出すごみ量	ごみ総排出量／ (総人口×365日)	滋賀県の廃棄物	循環型社会を構築していくため、ごみの減量化、リサイクルを積極的に進めることが必要であり、その結果が反映される指標として設定した。	排出抑制の取組を促進し、平成9年度の量から約5%減の900gを目標とした。	県基本構想(H19.12)での設定と同様とした。
36	1年間に出る資源化されない産業廃棄物の量	総排出量－汚泥の事業所内での脱水による減量－有効利用された量	県循環社会推進課調べ	循環型社会を構築していくため、産業廃棄物の有効利用を進めることが必要であり、その状況を示す指標として設定した。	産業廃棄物の資源化処理を進め、平成9年度の量の1/3とすることを目標とした。	平成22年度に策定予定の「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定時に平成27年度の目標値を設定する予定であることから、平成22年度の目標値を維持することとした。
37	1年間に出る資源化されない一般廃棄物の量	総排出量＋集団回収量－有効利用に供された量	県循環社会推進課調べ	循環型社会を構築していくため、一般廃棄物の有効利用を進めることが必要であり、その状況を示す指標として設定した。	一般廃棄物の熱利用も含めた資源化処理を進め、平成9年度の量の1/2とすることを目標とした。	平成22年度に策定予定の「第三次滋賀県廃棄物処理計画」の策定時に平成27年度の目標値を設定する予定であることから、平成22年度の目標値を維持することとした。
38	不法投棄等不適正処理事案新規分年度内解決率(産業廃棄物)	発見した年度内に解決した不法投棄等産業廃棄物の不適正処理事案数／不法投棄等産業廃棄物の年度内新規発見数	県循環社会推進課調べ	悪質・巧妙化した不法投棄等に対し、早期発見および初期対応を行うことにより、不法投棄等の防止と原状回復に向けた取組を推進する必要がある。この取組を測る代表的な指標として設定した。	不法投棄は、生活環境への影響が大きく、是正には長い時間と多額の費用を要するため、早期発見・早期解決が重要である。このため、過去の実績を踏まえ一層の監視指導の強化に努めることにより年度内解決率80%を目標とした。	県基本構想(H19.12)での設定と同様とした。

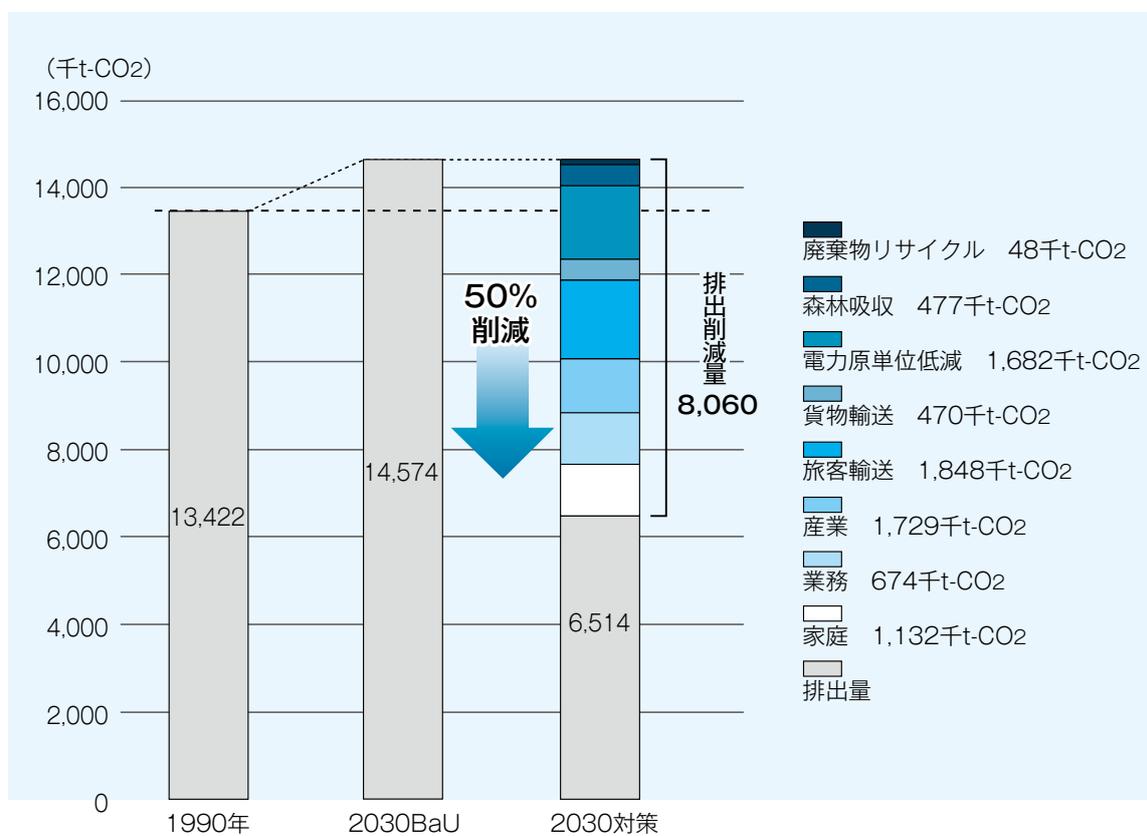
3. 温室効果ガス削減対策一覧

この計画の長期的な目標の設定の根拠となっている「持続可能な滋賀社会ビジョン」(2008年3月)、「持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオ」(2007年3月)において示している温室効果ガス削減対策一覧および削減量は、次のとおりです。

部門	対策	2030年に達成されているべき状態	到達するために現在されるべきこと	削減量
家庭	機器のエネルギー効率	全体で30%の効率改善	年約0.8%の改善速度。買い替え時に高エネルギー効率の製品を選択	545
	HEMS	90%の住宅に導入	普及開始	59
	住宅の断熱水準	90%の住宅が次世代断熱水準	新築、リフォーム、住み替え時に高断熱水準を選択	55
	バイオマス暖房	10%の家庭に普及	暖房器具の買い替え時にバイオマスを選択	39
	パッシブソーラー暖房	10%の家庭に普及	新築、リフォーム時に据付	39
	省エネルギー行動	ほぼ全ての家庭に普及 (冷房10%、暖房20%、給湯5%、厨房10%、家電10%のエネルギーサービス需要削減)	普及開始、教育	155
	太陽光発電	20%の住宅に普及	継続的な普及拡大	54
	太陽熱温水器	20%の住宅に普及	継続的な普及拡大	98
	その他			88
	家庭計			1,132
業務	機器のエネルギー効率	全体で36%の効率改善	年約1%の改善速度。事務所、店舗などの省エネ投資	443
	BEMS	90%の建物に導入		47
	業務建物の断熱水準	90%の建物が次世代断熱水準	新築時に高断熱水準を選択	31
	バイオマス暖房	普及率10%	普及開始	19
	省エネルギー行動	ほぼ全ての事業所に普及 (冷房10%、暖房20%のエネルギーサービス需要削減)	普及開始、教育	43
	太陽光発電	15%の建物に設置	普及拡大	12
その他			79	
業務計			674	
産業	機器のエネルギー効率	全体で28%の効率改善	設備更新時に高エネルギー効率機器を選択	846
	燃料シェア転換		設備更新時に低炭素排出のエネルギーを選択	883
	天然ガス	2000年8.6%→25.9%		
	石油	2000年55.5%→39.4%		
	石炭	2000年4.9%→0.9%		
電力	2000年30.9%→33.7%			
産業計			1,729	
旅客輸送	コンパクトシティ	地域内の平均移動距離が25%減	都市の外延化の防止、中心市街地活性化	213
	自動車の燃費改善	乗用車の平均燃費が1.6倍向上 (ハイブリッド自動車が90%に相当)	新車購入時に低燃費車を選択	781
	公共交通	鉄道のシェアが36% (2000年31%、B a U 23%)	公共交通機関の整備 (利便性向上)	628
	自転車・徒歩	自転車・徒歩の合計シェアが16% (2000年7% B a U 6%)	歩道、自転車道、信号などの整備	
バイオ燃料	普及率10%	一部で導入開始	191	
その他			35	
旅客計			1,848	
貨物輸送	物流合理化	生産額あたりの輸送量が3割減	物流センター等を整備	51
	モーダルシフト	遠県へのトラック輸送の50%が鉄道へ 県内の10%が湖運へ	貨物鉄道の整備 計画・構想	194
	バイオ燃料	普及率10%	導入開始	75
その他			150	
貨物計			470	
その他	電力原単位の低減			1,682
	森林整備	滋賀県の人工林全てを管理	整備計画策定とその実行、森林整備 財源の調達	477
	廃棄物リサイクル	プラスチックのリサイクル率を36%向上	分別収集・再利用を促進	48
総計			8,060	

千t-CO₂

温室効果ガス排出量と部門別削減量



注) BaUとは「Business as Usual (現状推移)」の略で、温室効果ガス排出削減のための追加対策がとられない場合を示している
 (出所) 持続可能社会の実現に向けた滋賀シナリオおよび滋賀県地球温暖化対策推進計画より作成

参考資料

1. 滋賀県環境審議会における審議経過…………… 93
2. 計画改定にあたっての意見聴取等の実施…………… 94
3. 滋賀県環境審議会 企画部会委員名簿…………… 95
4. 滋賀県環境基本条例…………… 96

1. 滋賀県環境審議会における審議経過

年 月 日	会議等	審議等の内容
平成 20 年 6 月 3 日	環境審議会	○ 滋賀県環境基本条例に基づく滋賀県環境総合計画の改定について（諮問） ○ 会長から環境企画部会に付議
6 月 3 日	環境企画部会	○ 計画改定の背景、目的スケジュール ○ 現行計画（新環境総合計画）の点検・評価 ○ 計画改定の骨子・構成案（たたき台）
9 月 9 日	環境企画部会	○ 改定計画の骨子案について
11 月 21 日	環境企画部会	○ 改定計画の素案について
平成 21 年 2 月 2 日	環境企画部会	○ 改定計画の答申案について検討
2 月 12 日		環境審議会会長から知事へ答申

2. 計画改定にあたっての意見聴取等の実施

① 県政モニターアンケートの実施

環境総合計画の改定にあたり、県政モニター（300人）の方々に、環境問題についてアンケート形式でお聞きしました。

- ◆実施期間：平成19年11月
- ◆回答者数：225名（75%）

② 県民、関係団体、市町等からの意見聴取の実施

環境審議会における改定計画の素案作成の過程において、下記のとおり県民、団体、市町等の関係、意見・情報をいただく機会を設けました。

- (1) 平成20年5月31日 「地球温暖化防止活動推進員基礎研修会」：推進員63名
- (2) 平成20年7月26日 「エコアクション21実務者サマー研修」：企業関係者20名
- (3) 平成20年8月24日 「環境カウンセラー活動報告会」：環境カウンセラー等20名
- (4) 平成20年8月31日 「守山市家庭版エコアクションファミリー認定制度」説明会：守山市民等20名
- (5) 平成20年9月30日 湖南甲賀環境協会企画部会において環境配慮指針の意見聴取：企画部会委員等10名
- (6) 平成20年10月14日 滋賀県環境保全協会役員会において環境配慮指針の意見聴取：役員等7名
- (7) 平成20年10月17日 「日常生活における配慮指針に係るワークショップ」：環境審議会公募委員、現行計画の配慮指針の検討委員、元水環境を守る生活推進協議会委員等10名
- (8) 平成20年11月24日 「21世紀淡海子ども未来会議」湖北地域湖上タクシーまると琵琶湖体験：子ども議員37名
- (9) 平成20年11月27日 計画（素案）についての市町説明会（大津、彦根）：17市町19名参加、26市町に文書による意見照会
- (10) 平成20年12月18日 湖南・甲賀環境協会企画部会において計画（素案）に対する意見聴取：12名
- (11) 平成20年12月24日 「滋賀経済団体連合会と行政との連絡調整会議」において計画（素案）に対する意見聴取
- (12) 平成21年1月21日 滋賀県地球温暖化対策推進会議自動車・運輸部門会議において計画（素案）に対する意見聴取：10名
- (13) 平成21年1月22日 滋賀県環境保全協会理事会において計画（素案）に対する意見聴取：24名

③ 県民政策コメント制度による意見聴取

「第三次滋賀県環境総合計画（素案）」を県民の皆さんに公表し、意見・情報をいただきました。

- ◆実施期間：平成21年3月16日から平成21年4月15日まで
- ◆意見等の提出件数：31件（6人）

3. 滋賀県環境審議会 環境企画部会委員名簿

(平成 21 年 2 月 12 日答申時点)

氏 名	主 な 職
伊藤 孝子	(公募委員)
岩田 康子	(有)ブルーベリーフィールズ 紀伊國屋代表取締役社長
占部 武生	龍谷大学理工学部教授
大塚 マサ江	滋賀県小学校教育研究会 家庭科部会長
岡田 登美男	滋賀県野鳥の会会長
海東 英和	滋賀県市長会・高島市長
笠原 三紀夫	中部大学総合工学研究所教授
川嶋 宗継	滋賀大学教育学部教授
川地 武	滋賀県立大学環境科学部教授
高村 ゆかり	龍谷大学法学部教授
檀上 俊雄	(公募委員)
辻村 琴美	(公募委員)
津野 洋	京都大学大学院工学研究科教授
中野 璋代	滋賀県地域女性団体連合会会長
中村 満	特定非営利活動法人NPOびわ湖環境理事長
仁尾 和彦	滋賀県労働者福祉協議会監事
松井 正文	京都大学大学院人間・環境学研究科教授
諸富 徹	京都大学大学院経済学研究科准教授
谷内 茂雄	京都大学生態学研究センター准教授

(敬称略、五十音順)

4. 滋賀県環境基本条例

平成 8年 3月 29日 滋賀県条例第 18号
改正

平成 12年 3月 29日 条例第 86号

平成 16年 10月 25日 条例第 38号

平成 17年 12月 27日 条例第 121号

滋賀県環境基本条例をここに公布する。

滋賀県環境基本条例

目 次

前 文

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 環境の保全に関する基本的施策

第 1 節 施策の策定等に係る基本方針（第 10 条・第 11 条）

第 2 節 環境総合計画（第 12 条・第 13 条）

第 3 節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策（第 14 条－第 17 条）

第 4 節 環境の保全を推進するための施策（第 18 条－第 24 条）

第 5 節 地球環境の保全のための国際協力（第 25 条・第 26 条）

第 3 章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て（第 27 条－第 29 条）

第 4 章 環境の保全のための推進体制等（第 30 条－第 32 条）

付 則

わが国最大の湖であり、生物の宝庫である琵琶湖を擁する滋賀県には、湖国独特の豊かな自然環境が形成され、また、日本列島のほぼ中央に位置していることから、古来、しばしば歴史の重要な舞台となり、人々が盛んに交流して、豊かな歴史的、文化的遺産と固有の風土が形づくられてきた。

私たちは、この豊かさを、ともすれば忘れ、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続け、その影響は地球規模の環境にまで及んでいる。今、私たちは、琵琶湖をはじめとする自然界に起きつつある様々な変化を、自己保存のため自然界が発する目に見える警告として受けとめなければならない。

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、ならびに県民、事業者および県の役割等を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めて、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健全で質の高い環境を確保し、もって現在および将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

一部改正〔平成12年条例86号〕

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による淡水資源の減少または地球全体の温暖化もしくはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質の汚濁（水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。）、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）および悪臭によって、人の健康または生活環境（人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、多様な生物の生命をはぐくむ琵琶湖をはじめとする県域の環境が人の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、生態系が微妙な均衡を保ちつつ、環境が健全で質の高いものとして確保されるように行われなければならない。

2 環境の保全は、県民が、環境に関する情報を知ることおよび施策の策定等に当たって参加することを通じ、健全で質の高い環境の下で生活を営む権利が実現されるとともに、環境の保全上の支障を生じさせず、かつ、環境の恵沢の享受に応じた負担をする義務がすべての者の環境への負荷を低減する習慣の確立と公平な役割分担の下に果たされることを旨として行われなければならない。

3 地球環境の保全は、琵琶湖をはじめとする県域の環境が地球環境の保全と深く関わっていることにかんがみ、本県において培われてきた経験と技術を生かして、国際的な協調と協力の下に推進されなければならない。

(県民の役割)

第4条 県民は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成12年条例86号〕

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷を低減する役割を積極的に果たさなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全に関する施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成12年条例86号〕

第6条 削除

削除〔平成12年条例86号〕

(県の役割および責務)

第7条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施するものとする。

2 県は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、市町との連携を図るとともに、市町が行う環境の保全に関する施策を支援するものとする。

一部改正〔平成12年条例86号・16年38号〕

(びわ湖の日)

第8条 県民および事業者の間に広く環境の保全についての理解と認識を深めるとともに、環境の保全に関する活動への参加意欲を高めるため、びわ湖の日を定める。

2 びわ湖の日は、7月1日とする。

3 県は、びわ湖の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

一部改正〔平成12年条例86号〕

(環境の状況等に関する報告)

第9条 知事は、毎年、環境の状況ならびに県が環境の保全に関して講じた施策および講じようとする施策に関する報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 施策の策定等に係る基本方針

(施策の策定等に係る環境優先の理念)

第10条 県は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、次に掲げる事項の確保を旨として行わなければならない。

(1) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、湖沼、河川、水辺等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(2) 人の健康が保護され、および生活環境が保全され、ならびに自然環境が適正に保全されるよう、水、大気、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが確保され、ならびに歴史的遺産および良好な景観が保

全されること。

- 2 前項に定めるもののほか、県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、環境優先の理念の下に、同項各号に掲げる事項を積極的に配慮しなければならない。

(県民参加)

- 第11条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定および実施に当たっては、当該施策の概要を県民に提示し、それに対する環境の保全上の意見を聴くとともに、必要に応じ、当該施策にその意見を反映しなければならない。

第2節 環境総合計画

(環境総合計画の策定)

- 第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

- 3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

- 4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かななければならない。

- 5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

(環境総合計画との整合等)

- 第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

- 2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3節 県民等による環境の保全のための行動を促進する施策

(環境学習の促進)

- 第14条 県は、県民および事業者の環境の保全についての理解と認識を深めることとなる学習が促進されるよう、情報の提供、普及啓発、人材の育成、交流の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関するボランティア活動等の促進)

- 第15条 県は、県民、事業者またはこれらの者の組織する民間の団体（以下「県民等」という。）による自発的な河川等の水質浄化活動、野生生物の保護活動、緑化活動、環境美化活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるよう、基金の設置、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

- 第16条 県は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量について、県民および事業者が行う活動ならびに市町が実施する施策が促進されるよう、活動の指針

等の策定、体制の整備、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

一部改正〔平成16年条例38号〕

(環境監査の促進)

第17条 県は、環境への負荷を生じさせる行為を行う事業者が、環境の保全に関する目標を定め、その目標を達成するための計画を策定して実施し、その実施状況を点検して、是正の措置を講じ、公平かつ客観的な監査をすることとなるよう、情報の提供、普及啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4節 環境の保全を推進するための施策

(環境に関する調整の措置)

第18条 県は、相当範囲にわたって環境に影響を及ぼす事業に係る構想または計画の策定を行う者がその策定に際し環境の保全について適正な配慮を行うよう、環境に関する調整その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境影響評価の措置)

第19条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ自ら適正に調査、予測および評価を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うよう、必要な措置を講ずるものとする。

(規制的措施)

第20条 県は、公害の原因となる行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定める等必要な規制の措置を講じなければならない。

2 県は、自然環境の適正な保全に支障となる行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置を講じなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(経済的措施)

第21条 県は、環境への負荷を生じさせる活動または生じさせる原因となる活動（以下この条において「負荷活動」という。）を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させる施設の整備その他の必要な措置をとることとなるよう、その負荷活動を行う者に、特に必要があるときは、適正な経済的助成の措置を講ずるものとする。

2 県は、負荷活動を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷を低減させることとなるよう、その負荷活動を行う者に適正な経済的負担を求める措置を講ずることができる。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第22条 県は、環境の保全に関する公共的施設の整備を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、水質の改善その他の環境の保全に関する事業を推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備および情報の提供)

第23条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、環境の状

況等の監視、測定、調査等の体制の整備に努めるものとする。

2 県は、前項の監視、測定、調査等により把握した環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するものとする。

(環境研究の推進)

第24条 県は、環境の保全に関する施策を適正に策定し、および実施するため、湖沼等の生態系その他の環境の保全に関する調査研究および技術開発を推進し、その成果を普及するものとする。

第5節 地球環境の保全のための国際協力

(湖沼環境の保全等に関する国際協力の推進)

第25条 県は、地球上の淡水資源の確保に関する国際協力を推進するため、国際機関、国、他の地方公共団体等と連携を図りつつ、湖沼を有する国および地域との交流を通じ、湖沼の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、技術の移転その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、県は、地球環境の保全に関する国際協力を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境の保全に関する活動の促進)

第26条 県は、県民等による地球環境の保全に関する国際協力のための活動が促進されるよう、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 滋賀の環境自治を推進する委員会に対する審査の申立て

(滋賀の環境自治を推進する委員会の設置)

第27条 県民参加の下に健全で質の高い環境の確保を図るため、知事その他県の執行機関（公安委員会を除く。）ならびに公営企業管理者および病院事業管理者（以下「知事等」という。）の施策についての審査の申立てに基づき、環境の保全に関する調査審議を行う機関として、滋賀の環境自治を推進する委員会（以下「環境自治委員会」という。）を置く。

2 環境自治委員会は、委員5人以内で組織する。

3 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が滋賀県議会の同意を得て委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることを妨げない。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

一部改正〔平成17年条例121号〕

(審査の申立て等)

第28条 県民（県内において就業し、または就学する者を含む。）は、環境自治委員会に対して、環境の保全に関し、知事等の施策についての審査の申立てを行うことができる。

2 前項の審査の申立ては、申立ての趣旨および理由その他規則で定める事項を記載した書面により行わなければならない。

- 3 第1項の規定は、この条例に定めるもののほか他の法令（告示を含む。）において意見の申立て等の手続が定められている場合および判決、裁決等によって確定した権利関係については、これを適用しない。
- 4 環境自治委員会は、第1項の審査の申立てがあったときはその旨を知事等に通知しなければならない。
- 5 環境自治委員会は、調査審議するため必要があると認めるときは、知事等に対し説明もしくは必要な資料の提出を求め、または実地調査をすることができる。
- 6 環境自治委員会は、調査審議の結果、施策の是正その他の措置を講ずる必要があると認めるときは、当該措置を講ずるべきことを知事等に勧告することができる。
- 7 知事等は、前項の規定による勧告を受けたときは、これを尊重して、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

（委任）

第29条 前2条に定めるもののほか、環境自治委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 環境の保全のための推進体制等

（推進体制の整備）

第30条 前2章に定めるもののほか、県は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

（国および他の地方公共団体その他公共団体との協力）

第31条 県は、広域的な策定および実施を必要とする環境の保全に関する施策について、国、他の地方公共団体その他公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

（県以外の者への協力要請）

第32条 県は、県以外の者が県域において行う環境に影響を及ぼすと認められる事業の計画および実施に当たって、第10条および第11条に定める基本方針の趣旨が生かされるよう、協力を求めるものとする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成8年7月1日から施行する。

（滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県立自然公園条例の一部改正）

3 滋賀県立自然公園条例（昭和40年滋賀県条例第30号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県公害防止条例の一部改正）

4 滋賀県公害防止条例（昭和 47 年滋賀県条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（滋賀県ごみの散乱防止に関する条例の一部改正）

5 滋賀県ごみの散乱防止に関する条例（平成 4 年滋賀県条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則（平成 12 年条例第 86 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 16 年条例第 38 号抄）

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 16 年規則第 66 号で平成 17 年 1 月 1 日から施行）

付 則（平成 17 年条例第 121 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

第三次滋賀県環境総合計画

策定：平成21年（2009年）12月

発行：平成22年（2010年）3月

発行者 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3354

FAX 077-528-4844

e-mail de00@pref.shiga.lg.jp

<http://www.pref.shiga.jp/d/kankyo/>

印刷 共栄印刷株式会社

